

平成 18 年 第 4 回

宿毛市議会定例会会議録

平成18年12月 6 日開会

平成18年12月19日閉会

平成十八年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

平成18年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成18年12月6日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時30分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業 会計決算認定について	4
委員長報告	
決算特別委員長	4
質疑・討論・表決	7
○日程第4 議案第1号から議案第34号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前11時12分)	
陳情文書表	12
----- . . . -----	
第 2 日 (平成18年12月 7日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成18年12月 8日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成18年12月 9日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成18年12月10日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成18年12月11日 月曜日)	
議事日程	13
本日の会議に付した事件	13

出席議員	1 3
欠席議員	1 3
事務局職員出席者	1 3
出席要求による出席者	1 3
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	1 5
1 沖本年男議員	1 5
市 長	1 8
沖本年男議員	2 1
市 長	2 3
建設課長	2 4
沖本年男議員	2 4
市 長	2 6
建設課長	2 6
沖本年男議員	2 7
2 菊地 徹議員	2 7
教育長職務代理者教育次長	2 9
市 長	3 0
総務課長	3 2
菊地 徹議員	3 3
教育長職務代理者教育次長	3 5
市 長	3 6
菊地 徹議員	3 7
教育長職務代理者教育次長	3 8
菊地 徹議員	3 8
3 中川 貢議員	3 8
市 長	4 0
中川 貢議員	4 2
市 長	4 4
中川 貢議員	4 5
延 会 (午後 1 時 5 2 分)	
----- ● ● -----	
第 7 日 (平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日 火曜日)	
議事日程	4 7
本日の会議に付した事件	4 7
出席議員	4 7
欠席議員	4 7

事務局職員出席者	47
出席要求による出席者	47
開 議 (午前10時00分)	
○日程第1 一般質問	49
1 浅木 敏議員	49
市 長	53
浅木 敏議員	57
市 長	60
浅木 敏議員	60
教育長職務代理者教育次長	60
浅木 敏議員	61
2 寺田公一議員	61
市 長	62
教育長職務代理者教育次長	62
寺田公一議員	63
産業振興課長	63
教育長職務代理者教育次長	64
寺田公一議員	64
市 長	65
教育長職務代理者教育次長	65
寺田公一議員	65
教育長職務代理者教育次長	65
寺田公一議員	66
3 田中徳武議員	66
市 長	69
田中徳武議員	71
市 長	74
田中徳武議員	75
散 会 (午後 1時47分)	
----- ● ● -----	
第 8日 (平成18年12月13日 水曜日)	
議事日程	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	77
欠席議員	77
事務局職員出席者	77
出席要求による出席者	77

開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 34 号まで	79
質疑	79
1 中川 貢議員	79
市長	80
教育長職務代理者教育次長	81
中川 貢議員	81
2 寺田公一議員	81
福祉事務所長	82
市民課長	83
福祉事務所長	83
総務課長	83
学校教育課長	84
建設課長	84
寺田公一議員	85
建設課長	85
寺田公一議員	85
3 西村六男議員	85
建設課長	85
西村六男議員	85
4 浅木 敏議員	86
企画課長	86
産業振興課長	87
建設課長	87
上下水道課長	88
市民課長	88
保健介護課長	88
浅木 敏議員	89
産業振興課長	89
保健介護課長	89
浅木 敏議員	90
委員会付託省略 (議案第 1 号から議案第 14 号まで)	90
委員会付託 (議案第 15 号から議案第 34 号まで)	90
散 会 (午前 11 時 14 分)	
陳情文書表	91
議案付託表	92

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 18 年 12 月 14 日 木曜日)	休会	
----- . . ----- . . -----		
第 10 日 (平成 18 年 12 月 15 日 金曜日)	休会	
----- . . ----- . . -----		
第 11 日 (平成 18 年 12 月 16 日 土曜日)	休会	
----- . . ----- . . -----		
第 12 日 (平成 18 年 12 月 17 日 日曜日)	休会	
----- . . ----- . . -----		
第 13 日 (平成 18 年 12 月 18 日 月曜日)	休会	
----- . . ----- . . -----		
第 14 日 (平成 18 年 12 月 19 日 火曜日)		
議事日程		9 3
本日の会議に付した事件		9 3
出席議員		9 3
欠席議員		9 4
事務局職員出席者		9 4
出席要求による出席者		9 4
開 議 (午前 10 時 05 分)		
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 34 号まで		9 6
(議案第 1 号)		
討論・表決		9 6
(議案第 2 号)		
討論・表決		9 6
(議案第 3 号)		
討論・表決		9 6
(議案第 4 号)		
討論・表決		9 6
(議案第 5 号)		
討論・表決		9 6
(議案第 6 号から議案第 14 号まで)		
討論・表決		9 7
(議案第 15 号から議案第 34 号まで)		
委員長報告		9 7
総務常任委員長		9 7
教育民生常任委員長		9 8
産業建設常任委員長		9 9
質疑・討論・表決		9 9

○日程第2 陳情第48号外6件	100
(陳情第48号及び陳情第52号から陳情第54号まで)	
委員長報告	100
教育民生常任委員長	100
産業建設常任委員長	100
質疑・討論・表決	100
(陳情第49号から陳情第51号まで)	
継続審査	101
○日程第3 委員会調査について	101
継続調査	101
○日程第4 意見書案第1号から意見書案第5号まで	101
質疑・討論・表決	101
(閉会あいさつ)	
市長	102
閉会(午後1時48分)	
委員会審査報告書	104
陳情審査報告書	107
閉会中の継続審査申出書	109
閉会中の継続調査申出書	110
意見書案第1号	114
意見書案第2号	116
意見書案第3号	117
意見書案第4号	118
意見書案第5号	120

----- ● ● -----
付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-2
議案	付-2
陳情	付-5

平成18年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成18年12月6日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第34号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第 5号 宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて

議案第 6号 平成18年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 7号 平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成18年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成18年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第11号 平成18年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第12号 平成18年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第14号 平成18年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第15号 宿毛市政策審議会条例の制定について

議案第16号 宿毛市教育審議会条例の制定について

議案第17号 宿毛市社会教育審議会条例の制定について

議案第18号 宿毛市施設運営審議会条例の制定について

議案第19号 宿毛市公営事業審議会条例の制定について

議案第20号 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について

- 議案第23号 宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第24号 宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例について
議案第25号 宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例について
議案第26号 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について
議案第27号 高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について
議案第28号 幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について
議案第29号 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合同規約の一部を改正する規約について
議案第30号 こうち人づくり広域連合同規約の一部を改正する規約について
議案第31号 指定管理者の指定について
議案第32号 あらたに生じた土地の確認について
議案第33号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について
議案第34号 財産の処分について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について
日程第4 議案第1号から議案第34号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（17名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浅木 敏 君 | 2番 中平 富宏 君 |
| 3番 有田 都子 君 | 4番 浦尻 和伸 君 |
| 5番 菊地 徹 君 | 6番 寺田 公一 君 |
| 7番 菱田 征夫 君 | 8番 宮本 有二 君 |
| 9番 濱田 陸紀 君 | 10番 沖本 年男 君 |
| 11番 西郷 典生 君 | 12番 岡村 佳忠 君 |
| 13番 佐田 忠孝 君 | 15番 山本 幸雄 君 |
| 16番 中川 貢 君 | 17番 西村 六男 君 |
| 18番 岡崎 求 君 | |

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員（1名）

- 14番 田中 徳武 君

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	福田延治君
次長	小野正二君
議事係長	岩本昌彦君
調査係長	乾均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
助役	西野秋美君
収入役	中上晋助君
企画課長	岡本公文君
総務課長	出口君男君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者 教育次長	西尾諭君
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

----- . . ----- . . -----

午前10時30分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成18年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により議長において濱田陸紀君及び沖本年男君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月4日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査をいたしました結果、本日より12月19日までの14日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月19日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

田中徳武君から、会議規則第2条の規定による欠席の届け出がありました。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書を配付いたしておりますので、これによりご了承

承願います。

本日までに陳情6件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を12月7日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第3「平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成18年第3回定例会において「決算特別委員会」に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（寺田公一君） 決算特別委員長。

決算特別委員会の審査の結果について、ご報告をいたします。

平成18年第3回宿毛市議会定例会において、決算特別委員会が設置され、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました、平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計、並びに水道事業会計の決算審査を終了いたしましたので、宿毛市議会会議規則第103条の規定に基づき、ご報告をいたします。

まず、審査方針といたしまして、監査委員から提出された各会計決算及び基金運用状況審査

意見書を参考にしながら、議会の立場から予算が議会議決に従って適法かつ合理的、効果的に執行されているか。また、財政の健全化及び財産の適正管理に十分留意されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をし、平成19年度の予算編成に活用するためのものがあります。

審査に当たりまして、8名の委員で、本年10月3日の第1回より11月16日の第7回にわたり、審査方針の決定や、審査、現地視察、意見調整、表決を行ってまいりました。

審査結果について申し上げますと、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定すべきものと決しました。

以下、委員会審査の中で指摘いたしました事項等を、主なものについて申し上げます。

財政の状況につきましては、実質収支で4,924万5,000円の黒字決算となっておりますが、財政調整基金等から2億6,000万円余りを取り崩しており、実質的には黒字といえない状況にあります。

財政指数等は、従来の起債制限比率にかわり、債務状況をより明らかにするための指標として、実質公債費比率が用いられることになり、実質公債費比率は18.9パーセントと高い数値となっております。

経常収支比率は92.7パーセント、前年度比2.3パーセント減となっておりますが、依然として高い数値となっております。

地方分権の進行する中、三位一体改革、人口減少等を考えますと、今後とも非常に厳しい財政状況が続くものと想定され、歳入確保や、さらなる経費削減を図り、財政の健全化に努められることを強く望みます。

収入未済の状況につきましては、一般会計、特別会計、水道事業会計で過年度分を含め、7億4,000万円余りとなっております。生活困窮者や、経営不振等、徴収に困難を伴う事例も多いと思われませんが、臨戸訪問の強化など、徴収率の向上には努力しているものの、特に市税、国保税等については、県内の比較でも徴収率は最低レベルであることを考えると、徴収方法の見直しも含め、未収金の早期解消に向け、厳正な対応を求めるものであります。

また、重複未納となっている世帯が数多く見受けられ、情報の共有も含め、徴収体制の構築をすべきであります。なお、住宅新築資金等貸付金の収納率は、毎年低下しており、将来的に危惧するところであり、今後は関係法令等に基づき、厳正に対処し、収納率向上に努めることを求めるものであります。

次に、一般会計の中で、2点ほど触れさせていただきます。

まず、大型共同作業所についてであります。昨年より3カ所すべての大型作業所が閉鎖となり、使用料の徴収も実質的に不可能な状態となっております。地域の雇用を確保するため、業種にとらわれることなく、企業誘致を含めた施設の利活用に取り組むべきであり、また、施設内の備品については、むだになることのないよう、処分等を含め、適切な対応を望むものであります。

補助金、負担金、預託金、出資金につきましては、公益性と支出目的が生かされるよう、各団体の活動状況等を的確に把握する中で、適正かつ有効な予算執行に努められたいと存じます。

続きまして、特別会計について申し上げます。

簡易水道事業特別会計につきましては、水道使用料収入は、6,771万7,000円で、前年度より129万1,000円増加しておりますが、収納率は0.02パーセント減少して

おります。受益者の公平の原則を損なわないよう、今後、さらに収納率の向上に努めるとともに、経営に直接影響を及ぼす漏水対策や、水質保全に一層努められたい。

国民健康保険事業特別会計でございますが、老人保健拠出金は、年々減少しておりますが、介護保険による介護給付金は、毎年増加傾向にあります。収納率については、72.46パーセントと1.0ポイント低下しており、今後の高齢者人口の増加による歳出の増加が避けられない中、収納率のよい他市の取り組みも参考にしながら、一層の財源確保と健康維持、予防対策に努められたい。

へき地診療事業特別会計であります。全国的に地方での医師不足が大きな問題となっております。沖の島地区は、高知県で唯一の離島であることも考慮し、県とも協調しながら、医師確保に万全を期し、高齢化の進む地域住民が、安心して日常生活を送ることのできるよう努められたい。

定期船事業特別会計につきましては、旅客、貨物とも昨年とほぼ同等に推移しており、依然として厳しい経営状況にあります。燃料の高騰もあり、今後もより厳しい経営が予想されます。観光に視点を置いた船の利活用も含め、利用客の増加などに取り組むとともに、安全運行に努められたい。

特別養護老人ホーム特別会計につきましては、新しく個室ユニットケアでの経営と、介護保険の改正により、厳しい経営が予想されましたが、ランニングコストが設計費用を下回ったことや、短期入所者用10床のうち、4床を入所者用に充て、定員84名としたことなどにより、黒字決算となっております。

今後、起債の元利償還を控え、大変厳しい経営が予想されます。利用者の安全とサービスの向上に視点を置きながら、施設の効率的な運用

と健全経営に努められたい。

老人保健特別会計につきましては、国保会計からの拠出金や、一般会計からの繰入金は減少傾向にあります。決算額に対する国費分が不足したために、赤字となっておりますが、翌年度精算によって不足分が交付されますので、実質的には収支均衡決算となっております。

今後の制度改革等、医療を取り巻く環境の変化に対応できるよう、情報の収集や迅速な対応に努力されたい。

学校給食事業特別会計につきましては、収入未済額が前年度に比べ21万8,900円増加しており、収納に万全を期されたい。今後も、児童生徒数は減少傾向にあり、厳しい経営が予想されます。地元食材を使った安全・安心の給食の提供に努めるとともに、効率的な施設運営に努められたい。

下水道事業特別会計。公共下水につきましては、平成17年度末の加入率が44.9パーセントと、良好な運営に必要な加入率の70パーセントにはほど遠い状況にあります。18年度からは、企業債の償還が始まり、厳しい経営が予想されます。衛生的な生活環境への公共下水の必要性を、受益地域によりわかりやすく説明し、加入促進に向けたさらなる努力を求めるとともに、未収金の解消に努められたい。

農業集落排水事業、漁業集落排水事業についても、加入率が伸びておらず、加入促進に向けた積極的な対応を求めるものであります。

国民宿舎運営事業特別会計につきましては、指定管理者に移行のため、一般会計からの繰入金により、収支均衡決算となっております。今後は、指定管理者によって、施設が適正に使用されているかなど、施設の利用状況の把握に努められたい。

介護保険事業特別会計についてであります。平成17年度は、第2期宿毛市介護保険事業計

画の最終年度であり、制度の浸透とグループホーム等の増加により、介護保険給付費が増大し、一般会計及び介護保険事業財政調整基金から繰り入れをしております。

今後も、個々のニーズにこたえ、介護保険制度の徹底を図り、長続きのできる制度とするため、適切に措置されたい。

次に、水道事業会計についてであります。黒字決算となっておりますが、有収率が前年度比1.6パーセント、有収水量が、前年度比1.5パーセントの減少を示し、水道事業収入の減少が見られます。経営に直接影響する漏水対策に万全を期されたい。

未収金は、前年度より1.45パーセント減少しておりますが、未収金の解消に向け、さらなる努力をされたい。

今回の審査に当たり、長期間、熱心に審査をいただきました委員に対して、心よりお礼を申し上げたいと思います。また、資料提供を初め、協力をいただきました執行部の皆様には、改めて、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

本委員会の審査で示されましたさまざまな指摘事項が、今後の市政運営や住民福祉に反映されることを切望して、委員長報告といたします。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって、「平成17年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成18年第4回宿毛市議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、先ほどは、平成17年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をいただきましたこと、心からお礼を申し上げます。

審査報告書のご指摘はもとよりではございますが、審査の過程でご指導、ご指摘をいただきました点につきましては、今後、さらに検討を加えながら、これからの行政執行に反映させてまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、9月議会でもご質問をいただきました障害者自立支援法についてでございますが、現状を報告をさせていただきます。

障害者自立支援法の利用者負担についてでございますが、基本的には、これは国がその実態を踏まえて、制度として適切な対応を講じるべきものであって、自治体ごとに独自の軽減策といったものを前提とした制度であってはならないというふうを考えるわけでございます。

しかしながら、このたび、高知市が独自の負担軽減策を実施したことに伴いまして、市町村間の格差が懸念される状況になりました。

これを受けまして、高知県では高知市と同様の負担軽減が実施できるよう、市町村への新たな補助制度を、県議会12月定例会に上程することになりました。県内各市町村においても、県の補助制度にのっとり、この軽減策を実施する予定でございますので、本市においても同様の軽減策を実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、実施につきましては、年明けの1月からでございます。予算につきましては、現予算内での対応を考えておりますので、議案としては上程をいたしておりませんが、議員並びに市民の皆様にも、この場をお借りしてご報告を申し上げます。

それでは、ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分した事件の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成18年度宿毛市一般会計補正予算でございます。教育長の退職に伴い、緊急に予算補正をする必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

本市の教育委員会委員に岡松 泰氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により議会の同

意を求めるものでございます。

岡松氏は、現在、土佐清水市の小学校長として大変熱心に児童の教育に取り組まれておりますが、長年にわたり教育者として積み重ねてこられた識見は、教育を取り巻く環境が大きく変遷しようとしている今日、本市の教育の向上を図っていく上でも、最もふさわしい人材であると考えております。

就任につきましては、岡松氏が児童の卒業、進級をしっかりと見守るなど、校長としての職責を全うしたいという強い思いを持っておられますことから、年度がわりの来年4月を考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今議会で議案をご提案申し上げましたのは、できるだけ早い時期に議会のご了解をいただき、市民の皆様にご報告すべきであると考えたからでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議案第3号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものでございます。

本市の人権擁護委員候補者として、今城瑞代氏を推薦いたしたく、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

議案第4号及び議案第5号は、宿毛市名誉市民の称号を贈ることについて、議会の同意を求めるものでございます。

本市出身で日本芸術院賞ほか多数の賞を受賞され、日本洋画界の第一人者としてご活躍されています奥谷 博氏並びに第14代早稲田大学総長を務められ、現在は同大学の学事顧問としてご活躍されています奥島孝康氏に本市の名誉市民の称号を贈ることについて、議会の同意を求めるものでございます。

お二方のご功績は、議案資料としてお手元に配付させていただいておりますが、皆様ご承知

のとおり、国内外においても大変なご功績があり、本市に対しましても大変ご尽力を賜っているとご感想でございます。本市の名誉市民としてふさわしい方であると考えておりますので、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

議案第6号は、平成18年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で2,626万6,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、総務費の高齢者生きがい・健康づくり和太鼓整備事業補助金として250万円、宿毛市議会議員選挙ポスター掲示場設置工事費750万円、民生費の老人保健特別会計繰出金1,121万2,000円、土木費の横瀬川ダム無縁墳墓改葬工事費336万4,000円、教育費の社会体育備品購入費220万円などでございます。

歳入で増額する主なものは、繰入金1,199万7,000円、諸収入1,061万4,000円などを計上いたしております。

なお、第2表の地方債補正につきましては、河川等環境整備事業費の減額に伴う変更でございます。

議案第7号から議案第14号までの8議案は、平成18年度の各特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算でございます。

議案第8号、議案第11号及び議案第13号を除き、いずれも必要最小限の経費を補正いたしております。

議案第8号は、平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で、934万5,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、介護保険納付金及び保険給付費の増加に伴う補正でございます。

議案第11号は、平成18年度宿毛市老人保健特別会計補正予算でございます。

総額で、1億6,150万5,000円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、医療給付費の増加に伴う補正でございます。

議案第13号は、平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で、1,585万円を増額しようとするものでございます。

内容につきましては、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等の増加及び施設介護サービス給付費の減額に伴う補正でございます。

議案第15号から議案第19号までの5議案は、いずれも新たに審議会を制定するものでございます。行政改革集中プランを受けまして、21の審議会を9つに集約するため、法律に基づく必置規定の審議会を除きまして、5つの審議会条例を制定するものでございます。

議案第15号は、宿毛市政策審議会を、議案第16号は、宿毛市教育審議会を、議案第17号は、宿毛市社会教育審議会を、議案第18号は、宿毛市施設運営審議会を、議案第19号は、宿毛市公営事業審議会を、それぞれ制定しようとする条例でございます。

議案第20号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

主な改正内容は、障害者自立支援法が平成18年10月1日施行されたことに伴う改正で、障害の種別にかかわらず、必要なサービスを受けられるよう、サービス提供の仕組みを一元化するため、施設や事業を再編するものでございます。

議案第21号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

先ほどの議案第15号から議案第19号まで

の審議会を制定することに伴いまして、新たな審議会委員報酬を、それぞれ日額5,000円に定めること及び現在の審議会を廃止することに伴う審議会委員報酬の削除でございます。

議案第22号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、実情に沿った旅費を支給するために、県内日当を2,000円から500円減額して、1,500円に改めるとともに、いわゆるパック航空券が使えない場合の東京都内の宿泊料に限って3,000円増額して1万3,000円に改正するものでございます。

議案第23号は、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、宿毛市野球場と総合運動公園に新たに夜間照明を設置いたしましたので、その使用料を野球場は1時間当たり300円、総合運動公園の陸上競技場は1時間当たり、個人は100円、団体は500円にそれぞれ定めるものでございます。

また、議案第6号で予算計上しておりますピッチングマシンの購入を予定しておりますので、その使用料として1台につき1日1,000円と定めるものでございます。

議案第24号は、宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、議案第15号から議案第19号までの5議案及び議案第21号に関連しまして、審議会を9つに集約するため、既存の施設設置条例の中に審議会を置いている条例を一部改正して、審議会を集約するものでございます。

学校給食センターは、宿毛市教育審議会に、公民館、坂本図書館、宿毛歴史館の運営並びに文化財保護については、宿毛市社会教育審議会に集約するためにそれぞれの条例を一部改正しようとするものでございます。

議案第25号は、宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例でございます。

議案第15号等の審議会を制定することに伴いまして、宿毛市振興計画審議会条例、宿毛市社会教育委員設置条例、宿毛市高齢者等就労対策審議会条例、宿毛市環境審議会条例、宿毛市水産業基本対策審議会条例、宿毛市観光基本対策審議会条例、宿毛市住居表示審議会条例、宿毛市下水道審議会条例及び宿毛市水道事業審議会条例の9条例を一括して廃止しようとするものでございます。

議案第26号は、高知県後期高齢者医療広域連合の設立でございます。

内容につきましては、高知県内の全市町村が後期高齢者医療の運営に関しまして、広域計画の作成と実施のために必要な連絡調整を図り、当該事務の一部を総合的かつ計画的に処理するため、規約を定め、高知県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号から議案第30号までは、高知県市町村総合事務組合、幡多広域市町村圏事務組合、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合及びこうち人づくり広域連合のそれぞれの規約の一部を改正する規約でございます。

主な内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、助役を副市長に、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるものでございます。

この改正を受けまして、同法第286条第1項及び同法291条の3第1項の規定に基づき、それぞれの事務組合及び広域連合の規約の一部を改正することについて、同法第290条及び第290条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号は、指定管理者の指定でございます。

内容につきましては、片島の市営定期船乗り場にあります宿毛市観光センターの管理運営を、指定管理者に行わせるため、社団法人宿毛市観光協会を指定するものでございます。

議案第32号及び議案第33号は、新たに生じた土地の確認及び新たに生じた土地の字の区域の画定についてでございます。

公有水面埋立てにより、本市の区域内に新たな土地が生じたので、その土地の確認及び字の区域の画定について、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は、財産の処分についてでございます。

去る12月1日に一般競争入札により旧千寿園用地5,390.77平方メートルを、金額4,689万円で宿毛市平田町の株式会社よりおか代表取締役依岡敏治氏に売却する契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、12月7日及び12月8日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、12月7日及び12月8日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月7日から12月10日までの4日間休会し、12月11日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時12分 散会

陳 情 文 書 表

平成18年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第48号	平成 18.10.26	市道貝塚線及び貝塚団地1号線の排水溝の整備について	貝塚地区長 松岡 幸	産 業 建 設
第49号	18.10.26	四季の丘と貝塚地区を結ぶ防災道路の整備について	貝塚地区長 松岡 幸	産 業 建 設
第50号	18.10.26	貝塚団地4号線の排水路起点の改修について	貝塚地区長 松岡 幸	産 業 建 設
第51号	18.10.26	貝塚史跡隣接道路の拡幅について	貝塚地区長 松岡 幸	産 業 建 設
第52号	18.10.26	東貝塚横農道の舗装について	貝塚地区長 松岡 幸	産 業 建 設
第53号	18.11. 7	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	全国林野関連労働組合 国地本四万十分会 執行委員長 横山敬治	産 業 建 設

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成18年12月6日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

平成18年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成18年12月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君
次長 小野 正二君
議事係長 岩本 昌彦君
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君
助役 西野 秋美君
収入役 中上 晋助君
企画課長 岡本 公文君
総務課長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者	西尾諭君
教育次長	
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教	高木一成君
センター所長	
学校給食	近藤勝喜君
センター所長	
千寿園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） おはようございます。10番議員、一般質問をいたします。

久々のトップバッターとなりましたけれども、ピリッと張り詰めたこの議場での質問は、何回ここで質問させていただきましても、非常に緊張しております。どうかよろしく願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢について、お伺いをいたします。

市長も当選後、3年ほどが過ぎて、市政全般を網羅した行政運営に忙しいと存じます。当然のことながら、来期に向けて立候補を決意されていると考えますが、厳しい行財政運営を初め、幾多の大きな課題を抱えており、こうした困難を乗り越え、市民の声に耳を傾けて、新たに宿毛市が発展の歩みを始めるまで、全力でその任務を全うしていただきたいと希望するものであります。

今、宿毛市など、地方は日本の歴史になかった危機的な状況となっています。三位一体の改革の中で、あらゆる局面が地方にマイナスに動き、子どもからお年寄りまで、将来への希望が見い出せない社会の悪循環が続いております。

宿毛市においても、人口が確実に減り始め、特に農山村では少子高齢化で、営々と先祖が築いてきた地域が疲弊し始め、各家は跡取りもなく、人口が減り、お年寄りばかりの集落になろうとしています。

しかし一方、宿毛市には豊かな自然と海、山のたくさんの資源が残され、海と山の人たちの

連携した地方発展の取り組みや、元気いっぱいの宿毛市を目指した自主的なグループもたくさん結成されています。

また、文化活動やスポーツにしても、多くの人たちがかかわり、宿毛市を支えていく人たちが生まれてきています。

こうした中で、地方の行政の役割は、できる限り、地域の実態を把握し、住民の自主性を引き出し、これを支援すること。そして、住民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たしていただきたいと思います。

また、職員はその職責と、一市民としての立場から、進んで行政の専門家として、その役割を担っていただきたいと思います。

私は、15年前に市議の末席を与えていただいて以来、本議会では、執行部に対して厳しい指摘をし続け、また、無理な提案もさせていただきましたが、来年からは、新たな県政との関係で仕事をしたいと思っております。

市民の皆さんからいただいた市会議員としての仕事を、可能な限り続けていきたいと思っておりますけれども、これからの成り行きによっては、最後の一般質問になるかもしれません。よろしくご回答をいただきたいと思います。

まず、介護保険制度の取り組みについてでございますが、地域包括支援センターの運営については、介護保険法の改正により、新たに地域包括支援センターの設置が義務づけられ、予防介護を初めとした4つの取り組みがなされておりますけれども、現在の全体的な取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、高齢者の虐待等の権利擁護についてでございます。地域包括支援センターでの事業の中で、高齢者の虐待等についての取り組みがなされていると思いますが、対象者が心身障害者であったり、あるいは家族内のことが多いために、どのようにこの方々の権利を擁護してい

くのか、困難な面も多々あると思いますが、このような取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、障害者自立支援法についてでございます。

県の負担金補助制度について、本会議の開会日に市長から、今までは障害者自立支援法に伴う本人の1割の利用負担金について、市町村独自で軽減策をつくるのは困難だとしていたが、県が12月議会で承認を受け、来年1月から補助制度を立ち上げるので、宿毛市としても、同制度に基づき、利用者の負担軽減を図りたい。予算については、現予算で執行可能だとの表明がありましたが、県がこのような制度をつくった経緯と、これからの激変緩和措置を含めて、今後の対応をお聞きしたいと思います。

続いて、障害者の作業所等に対する宿毛市の対応についてでございます。

障害者自立支援法の施行に伴い、福祉施設や障害者の作業所などの運営が、極端に厳しくなっていると聞きます。市からの運営費などの補助金も、来年度は予算措置ができないと言われているところもあると聞いております。

今の障害者自立支援制度で、果たして市内の各施設は、今後にわたり、運営ができるのか。宿毛市としては、今後、どのような展望を持っているのか、官民含めて、今、何をなさねばいけないと思っているのか、このことについてお聞かせをいただきたいと思います。

続いて、成年後見制度についてでございます。統合失調症の方などの身寄りのないご老人の財産の管理や、不当な売買などに対応するために、このような方々に対して、市町村の長が後見人を申し立てる制度、事業がございます。

申し立てに至る経緯などを定めた要綱等が必要だと思いますが、今後、宿毛市はどのように対応しようとしているのでしょうか、お聞かせ

をいただきたいと思います。

続いて、横瀬川ダム設計変更についてでございます。

このことの公表について、お聞きしてみたいと思いますけれども。平成10年に下流域の治水対策として、中筋川ダムが完成しました。しかし、ダム完成後も、住宅地域や農地、国道を含めた内水冠水は一向に改善せず、減少せず、逆に内水の冠水時間や長時間化や、規模の拡大が確認されております。

住民、地域はこの事態に対して、中断していた農業用排水機の改良事業への早期着工、中筋川ダムの事前放流、河川しゅんせつ、計画中の横瀬川ダムへのゲートの設置、内水洪水とダム放流の関係調査のための水位計の設置、あるいは堤防の補強などを強く求め、中でも計画中の横瀬川ダムは、中筋川ダムと同じ、自然放流方式なら完成後、宿毛市域の洪水を助長されるとして、ゲート方式で洪水調節可能なダムへと設計の変更を求めてきました。

私も、何回もこの議場で宿毛市を含む関係機関にこの対応を国に求めてまいりました。

こうした要求に対して、宿毛市を初め、関係各行政機関は、積極的に対応してくださり、農業用の排水機は、ことし8月に完成、ダムの事前放流の実現、河川しゅんせつの一部着工、水位計の設置、横瀬川ダムにはゲート設置へと、その要求はだんだんと実現してきました。

横瀬川ダムへのゲートの設置は、自然調節では、大雨があがった後のダムの大量放水が続き、下流の河川水位が下がらず、河川に排水できない内水が増水し、農地や住宅などの浸水被害が拡大していることへの対応でございます。

中でも、山田川左岸の小島沖や、中筋川右岸の平田黒川の農地は、冠水時間が長くなり、米作不能の事態も心配され、新たな大型の排水機の設置が必須となってまいりました。

ところが、国土交通省は、横瀬川ダムへのゲートの設置については、山田地区の役員に、ゲートの設置で洪水を調整し、中筋川とは運用が違う方式であると説明をしておりましたが、あるマスコミの記者が、ことし3月、ダム事務所に取材に行くと、洪水調節としてゲートでの調整はできない。ゲート設置への変更すら否定されたと聞きました。なぜ、ゲートにより放流調節の可能なダムであると公表できないのか、疑問に残ります。

横瀬川ダムのように、穴あき式自然調節ダムとして、国の設計建設計画を立てられ、その後、放流口にゲートを設置するのは、全国でも例がないと聞いています。勾配が少なく、流れの少ない河川上流のダムであり、全国に例がないほどの内水の洪水に悪影響を与えるダムであるがゆえに、ゲート設置へと変更をされたはずでございます。

ダム建設での法律的な関係は問題ないのでしょうか。なぜ、公表しないのか理解できません。

地元住民が心配しているのは、口頭でゲートにより洪水調節をしますよと説明をされても、非常時しか運用しないとされているゲート操作を、通常、行ってくれるのかということでございます。工事着工前に、国土交通省と地元住民のきちんとした説明や、確認書が必要ではないかと考えますが、市が調整するつもりはないかどうか、お聞きをいたします。

続いて、宿毛湾港と林業活性化についてでございます。

中国やインドなど、木材輸入国の急激な経済発展と、原油価格の高騰、地球の温暖化対策などで、世界の木材の流れが大きく変わりつつあるといわれております。

外材に80パーセントも依存する日本の木材産業にとって、安定輸入や価格の高騰などで、外材依存から国産重視の視点が強くなりつつあ

ります。

さらに、外材を製材加工している大手の製材業者の動きは、既にその原料を国産材にシフトし始めています。

特に、日本の杉は、世界でも一番安い木材になっているとされ、現在の木材価格であれば、ヒノキを含めて十分、国際的に太刀打ちできるといわれております。

県の資料によると、宿毛市だけでも、杉とヒノキを世界の木材価格に換算すると、411億円にもなります。当然のことですが、木は成長しますので、伐採しなければ、毎年、数億円も価値がふえていることとなります。84パーセントの森林率に、60数パーセントを民間の人工林が占め、伐採時期が迫っている宿毛市にとって、大きな財産であり、この資源を生かした地域振興を図るべきではないでしょうか。

かと言って、木材価格が上昇することは困難であり、生産コストをいかに下げることが大きなポイントであります。

こうした視点から、宿毛市でも森林組合が久礼ノ川に作業道整備を取り入れた、効率的な間伐、担い手育成、販売対策などの森の工場方式を採用し、定着を目指しているところであります。

これらの取り組みをさらに進めるため、県森林局は、幡多地域に外材を利用した大手製材加工メーカーを誘致、そのノウハウをもとに、幡多地域の良質の杉、ヒノキの安定的な供給体制をつくり、地域全体を振興していく構想を進めています。

地元業者による協業組合も立ち上げることも検討すべきです。しかも、その拠点に宿毛湾港や、その背後地を木材コンビナート化する構想を持っています。将来、中国やインドなどへの輸出を視野に入れた港が必要です。ぜひとも、この構想を関係団体や専門家と相談し、重要な

検討課題として位置づけ、推進していただきたいと提案いたしますが、ご答弁をお願いいたします。

まず、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

市長、10番、沖本議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど、冒頭でいろいろ、私の3年、今、過ぎようとしているところで、行財政改革等に全力で取り組みという励ましの言葉と受けとめて、私自身も、宿毛市の行財政改革には、これは全力で頑張らなきゃいけないという思いを、また新たにしたところでございます。

一般質問でございますが、ご質問の要旨は、地域包括支援センターの運営状況と、虐待等の権利擁護についてでございますが、虐待等に対する権利擁護につきましては、地域包括支援センターの事業にも含まれておりますので、あわせてご答弁をさせていただきます。

地域包括支援センターは、高齢者が要介護状態となることを予防するという事とともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民の保険医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、次の包括的支援事業を推進する中核拠点として、運営をしております。

今年度の活動状況でございますが、4月より11月末までの実績を踏まえてお答えを申し上げます。

1つには、介護予防ケアマネジメント事業といたしまして、特定高齢者に対する介護予防プランの作成でございます。

現在、3名の方が、特定高齢者として決定をされまして、運動機能向上事業、口腔機能向上事業や、保健師等による訪問指導等を実施して

おります。

次に、地域の高齢者に対する総合相談支援事業につきましては、現在までに754件の相談を受理しております。その相談内容でございますが、高齢者福祉制度に関することや、介護保険制度に関するということが多く見受けられております。

3番目に、包括的、継続的マネジメント事業でございます地域の介護支援専門員に対する助言指導でございますが、全事業所に個別ケアプラン作成訪問支援と、年2回程度の定例会を開催しまして、助言指導に当たっております。

4つ目としまして、議員が強く危惧されております高齢者に対する虐待の防止や、早期発見などに取り組む権利擁護事業でございます。

これは、相談件数としては、1件にとどまっております。この1件でございますが、地域包括支援センター職員の、これは自宅訪問により、高齢者に対する介護放棄の疑いが発覚したというふうなものでございまして、状況の把握後、担当者会議を実施するなどしまして、対応を図りまして、家族の理解を得て、食事と清潔確保のため、ショートステイなどの介護保険サービスに結びつけて、現在においても、関係機関での見守りを継続をしております。

今後も、高齢者の虐待等を把握した場合は、その内容に関する事実確認をすることが大切であるというふうに考えております。

訪問面接による確認のほか、関係機関などから情報を収集しまして、高齢者の状況をできるだけ、客観的に確認して、個別ケース会議による判断のもとで、高齢者が安定した生活を送れるよう、権利擁護を理念とする切れ目のない支援体制に努めてまいります。

次に、障害者自立支援法でございますが、県の負担金補助制度について、障害者自立支援法で利用者の1割負担となった福祉サービス料の

負担軽減へ、県が市町村に対する補助を実施する方針を決定した旨の新聞報道が、先ほどなされたところでございます。

この補助制度は、国が定める利用者負担上限額を、平成19年1月からと、19年度については3分の1、平成20年度は3分の2として、軽減した上限額を超えた利用者負担額を市町村が負担しまして、その2分の1を県が市町村に補助すると、そういうふうな内容になっております。

基本的に、利用者負担の仕組みは制度の根幹にかかわるものでございまして、国が実態を踏まえて、適切な対応を講じるべきものであって、自治体独自の軽減対策を前提とした制度であるとはならない、このように私は考えております。

しかしながら、ご承知のとおり、10月から特に利用者の多い高知市で、独自の負担軽減が実施されたことで、高知市周辺市町村を初めとして、県内での格差が懸念することになりました。

このため、県では格差是正のため、高知市と同様の負担軽減が実施できるよう、新たな補助制度として12月議会へ提案することとなったものでございます。

県内各市町村におきましても、県の意向を踏まえ、軽減策を実施する予定でございます。宿毛市におきましても、本当に厳しい財政状況でございますが、同様の軽減措置を、同じ県民に対するということでございますので、同様の軽減措置を実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、障害者の作業所に対する市の対応についてでございます。

それぞれの作業所の設立に当たっては、その目的、役割、位置づけ等、作業所ごとにいろいろな経過がございます。今回、障害者自立支援法の施行に伴い、各作業所の運営が懸念されて

いるところでございますが、新制度への移行に当たっては、所期の目的に応じて、各関係機関がその実態を踏まえて、適切な対応を講じるべきものと考えております。

ご承知のとおり、国、県を含め、各自治体における財政は、非常に厳しい状況でございます。作業所の事業存続については、その統廃合も視野に入れまして、各関係機関と十分協議を重ねて、連携をしていく必要があるものと考えております。

近く、障害福祉計画の策定に向けて、委員会を開催することとなっております。各関係者とも十分な意見交換を行いまして、本市として、必要な支援については、財源の確保を含め、検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、制度の根幹にかかわるものについては、国がその実態を踏まえて、適切な対応を講じるべきものであり、今後もこの基本的な考えに基づきまして、国への提案、要望等を継続していく所存でございます。

次に、成年後見制度について、お答えいたします。

成年後見制度は、よく言われておるところでございまして、後見制度には、裁判所の審判によって後見人を決定する法定後見と、それから将来の判断能力の低下に備えて、信頼のおける人と契約を前もってしておく任意後見の2種類がございます。

後見の申し立てというのは、現在では、本人や配偶者、親族、そのほかいろいろな理由で親族から申し立てが期待できない場合には、市区町長、村長からもできるということになっております。現時点におきましては、本市が実施する支援事業としては、位置づけておりません。

しかしながら、障害福祉サービスの利用等の観点から、今後、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者、または精神障害者が見

込まれる場合には、成年後見制度の利用を支援することによりまして、これらの障害者の権利擁護を図るよう、検討したいというふうを考えております。

次に、横瀬川ダムの設計変更の件でございますが、現状では、中筋川のダムがございます。いまだに洪水時にはたくさんの家屋がつかったり、田畑がつかったりしている状況でございます。この横瀬川ダムに、その予防を期待するところは、地元についても大だというふうに、私自身も考えてはおります。

横瀬川ダムは、洪水調整方法が穴あき方式、いわゆる自然調整方式で、通常、ゲートを設置いたしません。下流の堤防決壊等の危機回避などで、非常時の対応を考慮しまして、放流口にゲートを設置するよう、設計変更を行いました。山田、平田の5区長には、説明しているということでございます。

横瀬川ダムの洪水調整方法は、自然調整方式でございまして、基本的な洪水調整方法の考え方は変わっていないということでございます。中筋川は、ご存じのとおり、河川勾配が緩く、特異な河川でございまして、ゲート設置による有効なゲート活用を、我々としては期待するところでございますが、今後、ゲートが下流の浸水対策に有効に運用されるように、宿毛市としては、要望していきたいというふうに思っております。

また、沖本議員のご質問の中で、口頭説明ではなくて、文書等、そういうことでやらないかということ。それから、地元のためには、市は間に入って調整をする必要があるのではないかということでございますが、もちろん、これは地元行政としまして、実施者である国に対しても、地元の立場に立った形での発言というものは、一定していかなきゃいけないというふうには思っております。

次に、宿毛湾港と林業の活性化でございます。近年、林業を取り巻く環境は、先ほど、沖本議員がおっしゃったところでございますが、木材価格とか、木材需要の低迷等で、林業生産活動全般にわたって停滞しまして、大変厳しい状況となっております。

そうした中で、本市では、林業の活性を図るために、森林組合が主体となりまして、久礼ノ川地区の山林を団地化しまして、高性能機械により、間伐時に切り捨てていた木材を集積して、市民の所得の向上につながる収入間伐に、現在、取り組んでおるわけでございます。

せんだつても私、テレビででございますが、間伐材をかなば状といいますか、ああいう形に切り刻んで、畳の材料にして、これが非常に高いお金で売れているというふうなことを、マスコミ報道から目の当たりにしました。

そんなような形で、間伐材を非常に有効に使っているというところでございます。

こういった形の収入間伐が主体ということは、非常にいいことではないかと思っております。

また、宿毛湾港の背後地でございまして、これを活用して、ここを、木材を非常に、ここを加工して出すというふうなことだろうと思っておりますが、一応、背後地につきましては、企業誘致は非常に苦慮している状況でございます。これ、沖本議員のご提案については、クリアをしなきゃならない問題点も多々あると思っておりますが、ぜひとも県の関係部局と協議をしまして、幡多地域の木材生産拠点としまして、企業誘致を検討もしていただきたいというふうに思っております。

また、12月7日の高知新聞でございますが、大豊町に大手の集成材メーカーが進出して、製材工場が建設される記事が掲載されております。今後は、幡多地域の林業活性化に向けまして、木材生産拠点としての宿毛湾港の利活用に

についても、県との調整もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） ご答弁をありがとうございました。

再質問をさせていただきますけれども。

まず、この障害者自立支援法について、再質問をさせていただきたいと思っております。

今後、この障害者自立支援法に基づく利用者の1割負担というのが、大変な、国内全体世論の中でも大きな問題になっておりますし、そのほかのさまざまな負担制度の中においても、大きな今、国政の中でも、国会でも、これのさらに改正をしていく大きな運動が始まっているというふうに感じておりますけれども、ぜひとも積極的に、先ほど、市長が言われましたように、このような形では、やはり国が責任を持って実施すべきであるという観点を原点にしながら、強く、さまざまな機関の中で、国に対しての、今回の障害者自立支援法についての、非常に欠陥している部分、欠落している部分、今後非常に、利用者が逆に減ってしまって、自立支援法ではなくて、いわゆる引きこもりになるといわれているような懸念もあるわけでございまして、このような点について、申すべきことをきちんと国の方に提言をしていただきたい、このように考えております。

それから、障害者の作業所に対する市の対応についてでございますけれども、実態の把握をきちんとしていくということで、私もことしの6月の議会にも、最初にこの問題、4月から施行の段階で、6月に質問したときに、まず実態の把握が必要ではないかという形の中で質問をいたしまして、だんだんにそういうのが、8月末にも開かれたと聞いておりますし、さらにまた、今後、そういう関係者による委員会を開き

ながら、今の宿毛市の実態の把握をしていくという答弁でございましたので、今後、その辺の実態の状況をきちんと把握して、具体的なそういう市の対応を決めていただきたいというふうに思います。

この成年後見制度については、私はそういう、市としてできる、国の支援制度があるわけですし、市長が、宿毛市においては市長が裁判所に対して申し立てをしていく手順というものが決めなければならない、その制度を取り入れていくためには、市長がその申し立てをしていく段階を踏むには、きちんとした宿毛市の要綱なり、あるいは条例的な形のものが必要だというふうに認識しているんですけれども、その辺について、今後、検討していくという形でご答弁いただいたわけですが、ぜひともこういう形で、非常に関心も持たれて、今後、強いご懸念を持たれている、そういう形で頑張っている人たちもたくさんございますので、そういう方々と連携もとりながら、具体的な方向に向けて検討をしていただきたいというふうに思います。

続いて、この横瀬川ダムの設計変更についてでございます。

市長の方は、なかなかダムの構造等の詳しい内容等について、ご答弁いただくのは難しいというふうに思いますが、もしできれば、関係課長の方からお答えしていただいてもよろしいんですけれども。

この横瀬川ダムにゲートを設置したというのは、先ほどから聞いていますと、いわゆる堤防決壊などの非常時のために、このゲートを設置したんだということで説明があったわけですが、これはやはり、実際の今のダムの放流による下流域、特に山田、平田地域の内水洪水とは、余りいい形と申しますか、頻繁に発生している堤防決壊に至らない、日常的な農地が冠水する、そういう、この間の昨年、一昨年の国

道がつかり、住宅がつかった洪水においてもそうですけれども、いわゆる堤防が決壊する以前の問題として、この内水被害が、洪水が発生しているわけですから、そういう堤防が決壊するときにはしか作動しないゲートをつくっても、実際に、私が先ほど説明したように、大雨が去った後、ダムからの放流は延々と続くために、その下流、山田地域の河川の水位がなかなか下がらない。下がらないために、堤防の中にある住宅地や国道などの水が河川に排水できない。そのために、洪水が助長している。長引いている。さらに拡大をしているという指摘しているわけですから、それを防ぐことには、もしこのような形で、今後、ゲートが使われるのであれば、私は日常的な、先ほど言われたような洪水には役に立たない。堤防決壊のおそれがあるとか、そういうときにしか使わないということでしたら、これは、いわゆる年に何回も発生する洪水等において、私は意味はないのではないかというふうに考えますが、この辺について、課長の方からもう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

そして、今後の運用規定等の中にも、どういう形でこれが盛り込まれていくのか、このことも先ほど言ったような、常時、非常時、こういう形の中できちんとしたものが必要じゃないかなと思います。

中筋川ダムや横瀬川ダムに、非常時の排水施設というのは、いわゆるダムが満水になって、それを堤防ダムを越えていく、その設備があるというのが非常時の設備、これだけなんです。どこのダムでもそうなんです。

こういう形でゲートを非常時に開け閉めするダムというのは、いわゆる自然調整方式の中で、そのダムをゲートでさらに操作するというのは、聞いたこともございませんし、私は今後、そういうことが法律的にもできるのかなと。非常に、

今の国土交通省の進めている、いわゆるゲート調節、あるいは自然調節、そういう形の、形式の大きな枠組みの中で、そういうことができるのかなという懸念も持っておりますけれども、そのことについて、お答えをいただきたいと思います。

市長の方から、林業の問題についてご答弁をいただきました。

私は、この湾港の利活用等について、先ほど言われましたように、非常にクリアしなければいけない部分もたくさんあると思います。しかし、これからは、先ほど私も言いましたように、現在の世界の価格にして、この宿毛市だけでも411億円という資産が眠っている。幡多全体にしたら、恐らく数千億円という、そういうものが、材積がこの山にあるわけですが、これはやっぱり、大きく動かしていくことが、これからのこの地域の発展に大きく役立っていくのではないかなというふうに思います。

そういう点で、今、全国で、先ほど市長も言われましたように、モデルとして11地域で、全国のモデル的に、あの大豊のような形での大手の加工メーカーが進出してき、そこで協業組合をつくって、そこに材を集積し、製材加工していく制度が、今、とられようと、モデル的にやられているのがその嶺北の大豊でございますけれども。

さらにそれを進めて、この地域でも次の準備をしていく必要があるんじゃないかということで、そのモデル事業からさらに、この幡多地域での事業展開に向けて、私はこの林業というものが、非常にこれからの地域の活性に大きな役に立つのではないかということで、検討を求めているわけでございますけれども。

その辺、答弁の中に、僕はもっと夢を語れるような、この林業振興にあるんじゃないかということで、提案をさせていただいたわけですが

れども。製材所ができれば、雇用も確かにできます。さらに、その運搬、あるいはこの宿毛湾港に材木を集積するという事になれば、三原の方から、あるいは西土佐の方から、その材木を、コンスタントに材木を供給するシステムが必要ですから、道路の整備も必要です。

いろんな形での事業展開が、総合的にこの森の自然を守りながら、その林業を活用していく、地域が活性していく、そういう、私は大きな今後のポイントになるかもしれないなというふうに考えているほど、私はこの林業の問題、重視して考えているわけですが。

その辺について、積極的に対応をしていくというふうなご答弁いただいたわけですが、その辺で、もう少し、私がそういう思いを質問した中で、答えられる部分があれば答えていただきたいというふうに思います。

以上、再質問終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、障害者自立支援法でございますが、これを、先ほど申し上げましたとおり、国に要望していく制度の問題でございますので、そのところはきちんと、言うべきは言っていかなきゃいけないと。

これ、基礎的自治体である我々が、大きな声をやっぱり出していかなくちゃいけない問題であり、そのところはきちんと、国に対して、市長会等も力を合わせて、提案もしていきたいというふうに思います。

また、障害者だから自立せよって、これは反対に自立できないから障害者であるという部分もあるわけですが、やはり、障害者が自立しろ、負担しろということ自体が、押しつけになってきている部分が、我々、実態を把握しました上で、たくさんあるんじゃないか

というふうに、私自身は認識をしているわけですので。

そこら辺も踏まえまして、国にもきちんとしたことを、ものを申していきたいというふうに思っております。

それから、成年の後見制でございます。新聞報道なんか見ますと、市町村長が後見申し立てできるということでございますし、また、後見人になるのが、市民の方のいろんな養成講座なんか、全国では開かれているようでございまして、そういった後見人になるための市民の養成講座というのも、活用できるのかなど。

法的に弁護士であるとか、そういった公的な方というよりも、そういった市民の好意というものを、またのつかかれる制度的なものが、これから出てくるんじゃないかなというふうなことも、私自身は思っております。

それから、横瀬川ダムの構造上のことは、ちょっと、なかなか地区の区長さんへの説明の方が、やっぱり先行していると思います。

我々というより私自身かもしれませんが、担当のところには、説明がいつてるかもしれませんが、まだそのところ、私自身も把握してない部分がございますので、後ほど、課長の方から詳しい話が、もし聞いているのであれば、説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、湾港の利活用でございます。私自身が一番感じているところでございますが、湾港、実はまだこれ、整備途上の港だということも、やっぱり認識して、まずほしいと思います。

基盤整備がないので、企業が誘致を、ちょっとためらっているのが、やはり防波堤がきちんとできてない、不完全な港であるというふうなところじゃないかなと、私自身認識しております。また、高知から車で2時間半、3時間かかるというこの基盤というものが、非常にちゅう

ちよしているところもあるんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。

恐らく、完全な港で、企業が、日常的に活動できるというふうな判断を企業がした以上は、この宿毛湾港にも、やはり企業は率先してこられるんじゃないかなというふうな、私自身は認識しております。

そういった道路であるとか、港の防波堤の基盤というものを、きちんとした整備をしていかなきゃいけない。同時にしていかなきゃいけない。

もちろん、企業誘致にポートセールスとかいう形も、これからもどんどん推し進めていかなきゃいけないと思っております。また、このことで林業の集積が、ここで始まるということになれば、これはまた宿毛市の経済的な発展にも、非常に大きくつながるといふふうに思っております。

また、宿毛湾港、まだ整備が完全ではございませんので、外国との貿易ができない、開港ということにもなっておりませんので、その辺の問題もでございます。

また、これはニワトリが先か玉子が先かというふうな議論になってこようかと思えますけれども、私自身は、まず基盤整備をきちんと、やっぱりやった上で、ポートセールスをしていくということが、まず大切じゃないかなというふうな形では思っておるところでございます。

また、ご提案の趣旨につきましては、先ほど申しましたように、高知県の関係部局とも調整を図りながら、どういった形でこの湾港の背後地を使っていくのかということの最良の方策を立てなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長。

10番、沖本議員の再質問にお答えいたします。

横瀬川ダムは、自然調整方式ですので、基本的にはその穴あきにゲートはつけるようになっていません。

それにつきましては、地元の要望もあり、危機管理、基本的には、下の危機管理という形でゲートをつけて、それにつきましては、ゲートの活用は、下流が非常に特異的な河川で勾配が緩いですので、雨が降った後も、いつまでも、雨がやんでも、貯水容量が、穴あきが出てきます。

それについての基本的な調整方法は、変わってないということで、現在、まだ管理規定が決まってない中で、そのゲートをどのように活用していくかということについては、まだできないと。発表できないということでございます。

沖本議員が言われるように、下が、今、中筋は穴あき方式で、雨がやんでも調整容量の水が、常に穴あきのところから出ておると。それについての、今、横瀬ダムは、ゲートをつけました。いろんな形の活用ができると思います。

市長も言われましたように、そのゲートが下流の浸水対策に有効に使われるように、宿毛市としても、これからも要望していくと。

現段階で、管理規定が決まってない中で、それをこうしますというような形は、できないというのが現実でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本男君。

○10番（沖本男君） もう一度、再質問をさせていただきます。

障害者自立支援法については、大きな大きな問題となっておりますので、ぜひとも、先ほど言われたような方向で、県や国に対して、言うべきことをきちんと伝えていく、そういう形での今後の取り組みを続けていただきたいと思っております。

成年後見制度については、いろいろ、まだ宿毛市としてはしてないし、しかし、今後、検討するというございますけれども、警察の署長や、あるいは弁護士、あるいは社会福祉士、そういう人たちとの連携の中で、きちんと対応する制度もあるわけですので、そうした場合には、きちんと国の予算的な措置もついてくる形がございます。ぜひとも、そういう形での積極的な対応について、ご検討を求めています、急いで求めていますというふうに思います。

横瀬川ダムの設計変更については、一定、理解いたしました。

しかし、私、一つだけわからないのは、先ほど質問しましたように、いわゆる自然調節方式の中にゲートを設置するという形が、今後の、市長の答弁では、堤防決壊等の非常時という話が出ましたので、私はそれだけであつたら、対応は、下流の内水洪水には対応できませんよという話で、今、再度、課長に答弁を求めたんですが、課長の方からは、そういう、いわゆる特殊な下流地域であるので、勾配のない地域であるので、そのゲートが今後、有効に、そういうものを1つの非常という位置づけの中で、運用できるような方向で、今後、運用規定をつくっていくのではないかとというふうな答弁であつたと思うんですが。

その、大きく分けて、ダムのゲート方式による調整のあり方と、完全に穴だけあけてやる中筋川ダムのような、洪水調節と、2つ大きく大別してあるわけですが、そういう形の中の折衷案という形で、ゲートが設置されるということが、果たして本当に、今の国土交通省の定めたダムの運用規定の中に、きちんと位置づけられているのかなという心配があるんですが、その辺について、もう一度、課長の方から、その認識についてお聞きをしたいというふうに思います。

そういうことが、きちんと可能であるということであれば、積極的に市の方も、事前にできるまで、まだまだ完成年度は、例えば平成24年とか5年とか、目指しているわけですが、実際、予算的な措置を考えれば、この間の流域委員会なんかの話の中でも、20年代の後半になるのではないかとされています。

まだまだ、これから相当、10年以上、歳月が必要な形になるわけですし、そういう状態が、中筋川ダムのあの自然調節方式という名のもとに、堤防決壊に関係ない大水においては、逆に悪影響を与えているということが、延々と、まだ続くわけですから、そういう形の中では、今後、河川改修、あるいは山田の小島地域の農地、あるいは市道等の冠水を防ぐ排水ポンプ、あるいは平田の黒川沖の排水ポンプ、こういうものも、ぜひとも今後、強力な形で、これは振興課の所管にもなるかと思いますが、このことは、そのダムとの関連も含めて、きちんと内水被害が出ているというのは、もう常識として、だれにもわかる形になっているわけですから、自然放流によるダム決壊に該当しない、大きな洪水においては、内水被害を助長するという形は、もう1つの定式の形いえると思うんです。

ですから、そういう対応については、ぜひとも今後、積極的に市長の方から対応をしていただきたいというふうに思いますが、そのことについても、ご回答いただけるのであれば、お願いをいたしたいと思います。

林業の問題については、さまざまクリアしなければいけない点、あることも認識をいたしております。しかし、この今の世界の木材の取り入れた計画をしていく、集積した大規模な製材工場をつくり、それを、国産材を使って製品化していく、そういうことは、そんなに先のことにはならないと思います。

私は、早急な取り組みが、今、必要な、そし

て準備期間として、ぜひとも、一刻も早く、こういう問題について取り組んでいかなければならない時期にきているのではないかなど。

特に、大手製材メーカーは、そういう誘致があれば、進出していく意思を十分持っているということも聞いております。こういう幡多地域の非常に豊富な林業資源は、特に今、杉の方が先になっていますので、単価も安い関係があり、九州地方を中心に、そういう取り組みがどんどん進むと思うんですが、いずれこの良質の幡多ヒノキ、これを利用した形での取り組みは、大手の製材メーカーはねらっている、私はこういうふうに、人からも聞いてますし、そういう認識も持っております。

ですから、そう簡単に港ができてからとかいうふうな発想では、とてもこの問題は取り組める課題ではないと。同時進行で進めていかなければならない状況が、もう僕は迫っているんじゃないかと思うんですが、その辺の認識についても、再度、市長の方から答弁いただいて、再質問にさせていただきたいと思いますが、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、沖本議員の再々質問にお答えいたします。

まず、横瀬川ダムの件でございますが、私、一番最初のときに、今後、そのゲートが下流の浸水対策に有効に運用されるようということで答弁を申し上げているところでございますので。

これは、穴あき方式でというのは、堤防決壊等の危機回避などというのは、これは地元にと事務所が説明されたということをお願いいたします。これは、穴あき方式でというのは、これは地元にと事務所が説明されたということをお願いいたします。これは、穴あき方式でというのは、これは地元にと事務所が説明されたということをお願いいたします。これは、穴あき方式でというのは、これは地元にと事務所が説明されたということをお願いいたします。

思います。

それから、宿毛湾港の問題でございますが、これは、先ほども私、同時進行ということ、今、沖本議員がおっしゃいました。私自身もそのつもりでございますので。何も手をこまねいて、ただ基盤整備だけをやっているということではございません。

ただ、基盤整備がおこなわれている部分が問題であると。企業誘致に対して、問題になっているということをお願いいたします。これは、我々としては、企業誘致もさりながら、本当にできたということではございませんので、そのところは認識、間違いのないようにしていただきたいと思ひます。

私自身は、これは早く企業誘致をしなきゃいけないし、だから、さる国会議員さんと一緒に、中国の方にも木材需要がいっぱいあるじゃないか。そしてまた、東京の方の住友林業さんですか、そういったところに行って、お話も聞いておりますし、非常に、木材は高知県の森林面積、非常に高いというところでございますので、この活用をこれからはしなきゃいけない。

中国が非常に木の少ないところで、今、外材をやっておりますけれども、日本国産材が非常に売れているというふうな状況も聞いておりますので、その部分については、宿毛湾港がそういう活用もされるということは、非常に大切なことだと思ひて、そういう行動もしております。

だから、1つの要因として、それが上げられるということをお願いいたします。そのところはご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長。沖本議員の再々質問にお答えいたします。

横瀬川ダムは、自然調整方式ですので、ゲートをつけたというのは、私も全国を調べてない

んですけれど、全国で初めてでないかと思うんですけれど。

それに対する管理規定ですけれども、それによって、洪水時、雨が降っているときに、ゲートを開けて調整するという話はないかもしれんけれども、沖本議員が一番懸念しております、雨が降ってやんだ後に、下流に水位が高い段階に、私も今回、ダム事務所とも論議をしまして、ダム事務所としては、もうこれから雨が完全に降らないという状況であれば、ゲートを開けて、それは洪水の穴あきが出ているところを閉める方法はあるかもしれない。そのあたりが、確実になければ、なかなかそれも、次に台風が来た場合、またたまりますのでできないだろうと、いうことは確認しておりますが、これについて、結局、ゲートをせっかくつける計画になっておりますので、先ほど、市長が申しましたように、それが有効に、下流の浸水対策に使われるように、これから要望していきたいと。

管理規定ができるのは、結局、試験湛水と、時期に管理規定を決めると。現段階で、詳しい、こういう状況で、こういうゲートを使うということについて、はっきりと言えないということは回答いただいておりますが、このあたり、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） ご答弁、いろいろとありがとうございました。

16年間、私の質問にいつも真摯に答えていただきました歴代の市長や執行部の皆さん、そしてまた、同僚議員の皆さんに、心からお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、通告に従いまして、一般質問を行います。

1番目の質問は、小学校における英語教育の

状況について。前回の9月定例会に続いて、お尋ねしたいと思います。

私たちの会派、清風会は、先月6日に富山県小矢部市に、教育行政等について調査に行きまわりました。

小矢部市は、富山県の最西端に位置する人口3万4,000人の、豊かな自然と歴史と文化にあふれた田園都市でございます。

同市は、平成13年度より、富山県下のトップを切り、市単独予算1,100万円を投入、2名のALT外国語指導助手を採用し、先駆的に英語教育に取り組んでおります。

市教育委員会、市教育センター、市英語教育推進委員会の三者が連携をとり、小学校においても、英語教育の成果を着実に上げつつあるようであります。

現在、中学校の先生からは、英語嫌いな子どもがいない。発音もいいとの評価が出ているとの説明を、市教育センター長より聞きました。

そこで、本市でも平成11年度から2名のALTを雇用し、中学校を中心に、小学校においても英語教育の推進を図っておりますが、ALTは、数年ごとにかわります。こうした交代が行われる中で、ALTの一貫した教育方針はどうなっているのか、お聞きいたします。

2点目は、カリキュラムはどのように作成されているか。また、カリキュラム作成に当たっての基準はどうなっているか、年間計画についても、その内容をお尋ねいたします。

3点目は、小学校と中学校では、教える内容も当然異なりますが、教材はどのような内容で作られているのか。

4点目は、学級担任とALTの役割分担はどうなっているのか。

5点目は、小学校の学級担任は、英語授業の資格はないにもかかわらず、一生懸命努力し、取り組んでいるのではないかと思います。

そこで、担任の先生に英語教育の研修を受ける体制をつくれれば、今以上に自信を持って取り組めると思いますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

2番目は、ホテルの里づくりについて質問いたします。

この問題については、昨年6月、第2回定例会でも取り上げました。ことしのホテル情報は、昨年に比べ、各市とも少なかったように思われます。近年、地球温暖化が恐ろしいくらいのスピードで進み、日本においても、四季折々の季節感が薄れつつあります。昔と比べ、春と秋の期間が短く、冬から夏へと、気温の二極化が毎年進んでいるように感じられます。

野山や海、川、都市部や田舎も、そして地球全体の環境が破壊され、汚染され続けております。異常気象による災害が、世界各地で頻発し、大被害をもたらしていることは周知の事実であります。そうした状況にあっても、宿毛市を初め、四国西南部は、まだ自然が残っている地域であり、自然環境を保護する観点からも、ホテルは1つのシンボルとして、ホテルの里づくり事業は、人々が自然と共生していく社会的意義があるのではないのでしょうか。

本市が桜の里とともに、ホテルの里づくりを宣言していることは、市民の健康で文化的な生活環境を保全するだけではなく、危機的な環境破壊に対する1つの役割を果たすべきビジョンであると思います。

昨年も提案しましたが、県には、高知県豊かな環境づくり総合支援事業があります。県も市も財政事情が厳しい状況ではありますが、この補助対象事業として、高知県環境基本計画の基本理念の中に、自然環境の保全と創造、生活環境の保全等に基づいて、実施するハード及びソフト事業が対象になっております。

ほかにも、財団法人河川環境管理財団による

河川整備基金の助成事業もあるようなので、こうした支援助成事業を活用して、桜とホテルの名所にもなっている蛍湖下流域の中筋川などの環境整備、保全に力を入れるべきであると考えますが、市長のご見解を伺います。

2点目は、中筋川ダム湖まつり、いわゆるホテル湖まつり、これまで7月下旬の一番暑い盛りに開催されてきましたが、この開催時期を、ホテルの飛び交う5月中旬ごろに実施すれば、ダム湖周辺や下流域でのホテル観賞会へと連動でき、ホテルの里宿毛のイメージアップにつながると思います。

ぜひとも、来年の蛍湖まつりの実行委員会で論議していただきたいと、提案いたします。

3点目として、来年のホテルシーズンの前に、「広報すくも」を初め、市のホームページ、ケーブルテレビ、マスコミ各社にホテル情報を積極的に発信すべきであると思います。

ことしの場合、「広報すくも」には、5月、6月号にホテル情報が取り上げられておりません。情報戦略におくれをとった感が否めません。ホテルマップの作成など、幅広い広報活動を提案したいと思います。

3番目は、南海地震対策についてでございます。

1点目は、自主防災組織の組織化の状況について。今後30年以内に、マグニチュード8.4前後の巨大地震が、50パーセント程度の確率で発生するであろうとの予測情報が流されております。しかしながら、一般的に、市民の、住民の地震、津波等に対する関心や対策は、まだまだ十分でないように思われます。

10年ほど前に発生した阪神・淡路大震災の教訓は、みずからの安全はみずから守る、が防災の基本であるということでありました。

常日ごろから、地震、災害についての十分な防災意識と知識を持ち、訓練を持続することに

より、被害を最小限度に抑えることができるわけでありませう。

災害時における災害応急活動は、自助、共助が不可欠であります。本市においても、自主防災組織の組織化に取り組んでおりますが、現在の組織化の状況と、県内における自主防災組織の組織化の状況をお聞きします。

2点目は、公共施設の耐震化について。大災害時には、防災上、重要な建築物として、学校などの公共施設が、救難所や避難場所に指定されるわけですが、これらの施設が大地震に耐えられるかどうか、予算の関係もありますが、これらの建築物の耐震診断の状況、今後の補強計画について、お尋ねいたします。

3点目は、災害が発生した際は、市の職員は市民に対して大きな役割を担うことになるわけですが、そのために、まず、自分の身を守ることは当然であります。勤務時間中に地震が発生した場合には、来庁者の安全を確保する必要があります。そのためには、日ごろからの訓練が必要であると考えますが、地震発生時における職員の避難や、来庁者の避難誘導などの訓練の状況について、お聞きいたします。

4点目は、災害対策本部の代替施設について。地震災害発生時には、市役所庁舎に災害対策本部を設置することになりますが、万が一、庁舎が地震により使用不可能になった場合の災害対策本部を設置する代替施設については、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

5点目は、耐震診断事業の申し込み状況について、申し込み状況はどうなっているのかについても、お聞きいたします。

最後に、南海地震の被害を最小限に食い止めるためにも、自助、共助、公助の体制づくりが急務と思ひますが、現在、南海地震が発生した場合の本市の予測される人的、物的の被害想定

について答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君） 教育長職務代理者教育次長。

5番、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

小学校における英語教育についてでございます。

宿毛市では、平成11年度から、外国青年招致事業により、英語の指導助手2名を雇用し、中学校とともに小学校の英語教育に取り組んでおります。

まず、1点目のALTの一貫した教育方針はどうかとのお質問でございます。

小学校でのALTの役割は、本格的に英語教育が始まる中学校に向けて、まず、英語に親しむことを主眼に置いております。中学校においては、英語が教育課程に位置づけられておりますので、日常の英語学習を補完し、発展させる役割だと考えております。

ALTは、数年ごとにかわりますが、来日時研修や、前任者の引き継ぎなどにより、継続した指導を行っております。

2点目のカリキュラムについては、教育委員会が作成しております小学校授業書に、どんな授業を行ってほしいか、事前に学校から提出をもらいまして、ALTが内容を作成しております。

次に、年間計画についてであります。2名のALTを原則中学校に週1回、残りを小学校に割り振る方法で、学期ごとに学校と調整をしております。

小学校では、学期に二、三回となりますので、時間は限られていますが、その中で、最大限、充実した英語教育が行われるよう、取り組んで

おります。

3点目ですが、教材については、2人のALTとも事前に子どもたちが興味を持てるよう、カードをつくったり、小物を準備したり工夫しながら取り組んでおります。

4点目ですが、次に、ALTと学級担任との役割分担についてでございます。

ALTは、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーの名前のおり、あくまでも外国語の補助教員でありますので、学級担任とともに授業を行っております。学級担任は、子どもたちが楽しく授業を受けることができるように、ALTをサポートし、授業を統括しております。

最後に、5点目ですが、小学校の教員への英語の研修についてでございます。

宿毛市では、教育研究所で教職員の資質、指導力向上のための研修を行っており、その中の英語教育研究会で研修を行っております。

本年度より、英語教育研究会に小学校の教員も参加し、英語教育における小中学校の連携を図っております。

この英語教育研究会では、ことしは1学期の6月2日に大島小学校で担任がALTとの研究授業を行い、意見交換など、年4回の研修会を行っております。

このような活動をさらに広げながら、今後ともALTの有効な活用を図り、外国青年と触れ合うことで、外国を身近に感じるとともに、歌やゲームなどで英語に親しむ活動を中心に、行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、最初にホテルの里づくりでございますが、昨年6月、第2回の定例会でもご質問を受けております。

近年、気象条件の変化に伴いまして、動物とか、魚類等の生態系にも変化が見られる中で、ホテルを通じて、市民が自然環境に親しみ、関心を持ってもらうことは、快適な生活環境を保つ上からも大事なことだというふうに思っております。

お話のあった中筋川堤防周辺は、住民の方々のボランティアで、年3回程度の草刈りを行いまして、清掃もしまして、花などを植えて、環境美化に努めております。

また、くつろぎの場所として、新たに補助事業、高知県豊かな環境づくり総合支援事業を導入するよう、お尋ねの件については、この川が中筋川、県の管理区域でございます。現在、県予算の見直し、事業採択内容、要綱等の見直しがされておりますので、今後、県の動向を見て、地元と協議調整を図りながら、検討していきたいと考えております。

2点目の蛍湖まつりの開催時期を5月ごろとして、観賞会をあわせて実施すべきやないかというふうなご質問でございます。

ご承知のとおり、蛍湖まつりの主催は、中筋川総合開発事務所でございます。もちろん、宿毛市も実行委員会委員としては、参加はしております。

蛍湖まつりは、ことしで11回の開催となっておりますが、新たな発想での開催が課題となっているもようでございます。

祭りを通じまして、ホテルの飛び交う自然のすばらしさを体感していただくことは、大変意義のあることでもございますし、また、入り込み客の増大にもつながるというふうに考えております。

ご提言の趣旨は、主催をしております中筋川総合開発事務所にお伝えする中で、蛍湖まつり実行委員会でも、検討もしていただけるよう、お願いをしていきたいと考えます。

3点目の、ホテル情報の発信でございますが、市内では、橋上地区、伊与野地区、黒川地区と、多くのホテルウォッチングのポイントがあります。

市民ばかりでなく、観光客に対しましても、積極的に情報発信を行い、この自然の財産を積極的に活用すべきであると考えております。

今後は、広報や市のホームページでの紹介、観光パンフレットへの記載や、ホテルマップの作成など、実現可能なものから、順次取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当該地区の皆さんにおかれましては、ボランティアで、先ほど申しました草刈り作業を実施するなど、ホテルの生息環境づくりにご尽力をいただいておりますので、ホテルの生息できる環境を守り、保護していくことに配慮しながら、地元の皆さんとも連携をし、取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、南海地震対策でございます。数項目がございますが、まず、1点目、自主防災組織の組織化の状況についてでございますが、11月末現在で、本市におきましては、38地区で組織化がされております。組織率は、59パーセントとなっております。このうち、津波の浸水が予想されている地域では、20地区で組織化がされまして、組織化は66パーセントとなっております。

高知県内の自主防災組織の状況につきましては、18年4月1日現在のデータになりますが、組織数1,161組織、組織率が約40パーセントというふうになっておりまして、同時期におけます宿毛市の状況につきましては、組織数28組織、組織率約48パーセントと、高知県全体の組織率を、若干上回っている状況でございます。

自主防災組織につきましては、ご承知のとおり、大災害時に被害を少なくするためには、非

常に有効でありますということから、本市としましても、今後も引き続き、組織化の推進、または活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共施設等の耐震化についてのご質問でございます。

ご指摘のように、地震災害時における避難場所、または宿毛市医療救護計画におけます救護所として活用している学校もございます。

学校施設等の耐震性の問題につきましては、これまでも市議会におきまして、議員の皆様からご指摘もいただいているところでございますが、ご承知のとおり、市内の小中学校を初めとします公共施設につきましては、老朽化している建物が非常に多く、一日も早い耐震化に向けた取り組みが求められていますが、大変厳しい財政状況の中でございますので、すべての施設を集中的に整備していくことは、非常に困難でございます。このため、今後、計画的に耐震診断、耐震補強を実施していくことが重要であるというふうに考えております。

現在の計画では、まず、子どもたちが集う保育園、小中学校の校舎の耐震補強を実施することとしておりまして、本年度は、咸陽小学校、大島小学校の第2次耐震診断を実施しまして、その結果を受け、来年度において、耐震補強工事を実施することとしています。

平成20年度以降も、計画的に小中学校等の耐震診断、耐震補強を実施してまいりたいと考えておりますが、災害対策の中核となる消防署、また市役所などの耐震化や建てかえなどにつきましても、きちんと検討してまいらなさいけない課題というふうになっております。

次に、市職員における避難訓練等の実施状況でございますが、本市では、地震災害時における職員の初期行動マニュアルを定めておりまして、地震発生時には、このマニュアルに基づい

て、初期行動を行うこととしております。

このマニュアルでは、職員の避難行動や避難場所、また来庁者の誘導、安否確認、庁舎の点検などを定めておまして、本年の1月13日に、個々の職員の地震発生時における行動の検証のために、いわゆる抜き打ちで訓練を実施しました。そして、実際に来庁者の避難誘導なども行いました。

その後、3月27日に、宿毛市でも震度4を記録する地震が、勤務時間中に発生しましたが、その際には、来庁者の避難誘導も行い、職員、来庁者合わせて約150人が速やかに外に避難するなど、一定の訓練の成果が見られたというふうに思っております。

今後も、市庁舎の訓練だけでなく、そのほかの市の施設や学校等におきましても、現実に対応した形で訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、災害対策本部の代替施設についてのご質問でございますが、通常、災害が発生した場合は、市庁舎に災害対策本部を設置することとなりますが、南海地震の発生時には、庁舎が地震によって使用不可能となる場合が考えられます。そのような場合は、市内の被災状況や、他の公共施設の被災状況、また、津波の浸水の有無などを勘案しまして、市庁舎以外の使用可能な施設に、迅速に災害対策本部を設置して、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、休日等の災害発生時は、交通機関等の途絶、道路の寸断、火災、津波等によりまして、職員が勤務場所に参集することが困難な場合は、まずみずからの身の安全を確保の上、地元の支所、もしくは近隣の公的施設に参集し、被害状況の把握など、情報収集に努めることとしております。

次、耐震診断事業の申し込み状況と、本市の

被害想定でございますが、この件につきまして、数字の件につきましては、総務課長の方から報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

南海地震対策についてのご質問の中で、耐震診断事業の申込状況について、お答えをいたします。

本市が平成16年度より実施をいたしております木造住宅耐震診断調査事業につきましては、阪神・淡路大震災におきまして、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の倒壊被害が、大変多く発生をいたしまして、そのために、多くの方々がお亡くなりになったということから、旧耐震基準により着工されました木造住宅を対象に、個人の負担金3,000円をいただき、耐震診断を実施しているものでございます。

現在までの申込状況につきましては、平成16年度20件、平成17年度31件となっております。平成18年度は、現在の申込状況につきまして、8件となっております。大変少ない状況でございます。

また、平成17年度から実施しております耐震改修の助成事業につきましては、これは、耐震診断事業によって評点が0.7未満の家屋を1.0以上に耐震化するという事業でございますけれども、この事業につきましては、平成17年度、18年度ともに、いまだまだ申し込みがございません。

次に、6点目の南海地震発生時における本市の被害想定についてのご質問でございます。

高知県が、平成17年3月に実施をいたしました第2次高知県地震対策基礎調査におきまして、地震動及び津波による本市における建物被

害の想定といたしましては、まず、揺れによる建物被害のうち、全壊が952棟、半壊1,688棟、火災による建物の消失につきましては、これは冬の午後6時に地震が発生したと想定した場合は、消失が207棟、それから冬の午前5時に発生した場合は、29棟、それから春、夏、秋の昼間に発生したと想定した場合は、116棟となっております。

それから、がけ崩れによる建物被害につきましては、全壊が689棟、半壊が1,537棟、液状化による建物被害につきましては、全壊が66棟となっております。

それから、津波による建物被害につきましては、全壊が1,494棟、半壊が325棟となっております。

また、人的被害につきましては、建物倒壊による死傷者数のうち、死者58人、負傷者429人、がけ崩れによる死傷者数、死者47人、負傷者59人。火災による死傷者数、死者2から11人。津波による死傷者数、これは地域住民の避難意識が低いか高いかによってかなり違っておまして、避難意識が高い場合は、42人から47人、避難意識が低い場合は、359人から394人の死者が想定されております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問を行います。

まず、小学校における英語教育につきまして、答弁をいただきましたが、ALTの契約期間は3年、原則として3年というふうに聞いております。

今まで、ALTで採用した人で、3年未満で、当然、1年あるいは2年で帰国されるなり、ほかの職場の方に異動された方がいると思いますが、その、やはりALTが特に、初めて日本に来た場合、言葉、日本語もよくわからないまま

に、文化とか言葉の壁、食べ物、いろんな面でストレスがたまり、なかなか本来の英語指導助手という立場が、十分に発揮されない場合もあったのではないかとというふうに、推測されますけれども、その点については、どうでしょうか。

それから、もう1点は、ALTの活動は、中学校で、先ほどありましたように、週に1回程度、回りながら教えていくと。それから、小学校には、1学期で二、三回程度。それ以外の市民との触れ合いですよね、これは、以前はたしか、文教センターで毎週1日、夜、英語クラブですかね、そういう1つのミーティングを持って、一般市民との触れ合いの場をつくっていたように思います。

現在は、それがなくなっていますけれども、一部の市民だけじゃなくて、もっと幅広く、そういう触れ合い、交流できる場をつくるべきではないか。いろんなイベント等にも、積極的に呼びかけて、参加してもらい、その市民との国際交流を深めていくということが、子どもだけじゃなくて、大人全般にとっても、外国を理解していく、そういう面では必要ではないかと思っておりますので、この点も答弁を求めたいと思っております。

それから、カリキュラムにつきましては、小学校、事業所に、これは教育委員会で作成したものに、各小学校の方から要望を受けて、それを加味しながらやるということでもありますけれども、その一定の基準と言いますか、カリキュラムの中でこういう連動させていくために、中学校の英語教育にプラスになる、補完するために、ただ要望だけで、果たしていいのかどうか。

先ほど、カードをつくるとか、そういういろんな工夫をされておることは聞いたわけでありましてけれども、その辺の一貫したカリキュラム作成の上であって、小学校から中学、高校という形で、英語が、この場合、英語なんですけれ

ども、ずっと一貫性を持って連動していくような体制になっているかどうかということですが、その点もお聞きしたいと思います。

それから、ALTと学級担任の役割分担については、あくまでもALTはアシスタントでありますので、中心は学級担任の先生がその授業をされるわけではありますが、英語研究会、小学校の英語研究会、その10幾つかあると思いますが、その中の1つに、ことしから小学校の学級担任も参加して、いろいろ英語の授業をやるノウハウを勉強しているということですが、講師はどなたがやっているのか、その辺もお願いしたいと思います。

次に、ホテルの里づくりにつきましては、市長から答弁もいただきましたが、大変、財政事情が厳しい折から、新たな箱物とか、そういう施設づくりという観点じゃなくて、宿毛にある自然を、ちょっと手を加えることによって、さらに付加価値を高め、また、住民、市民の自然環境に対する意識を変革させていくという形で、ホテルに目を向ける。一番身近な初夏の風物詩であるホテルを、もっと身近に感じていけるような、そういう環境づくりをすべきではないかと。そのために、高知県の豊かな環境づくり総合支援事業、これを活用していくべきじゃないかということで、提案をいたしました。

現在、県の方で見直し等の検討が行われているということでございますので、その推移を見ながら、ぜひともこういった補助事業、助成事業を十二分に活用しながら、最小限度で最大の効果が上がるように、この事業を活用していくべきであると、このように思っております。

具体的には、そのホテルの飛んでいる、よく飛ぶ場所というのは、大体、決まっております。先ほど、市長から話ありましたように、そういう場所にホテル観賞のマナーの看板、自然、川を汚さないように、ごみを持ち帰るであるとか、

ホテルの観賞する場合に、車でライトをバンバンつけて土手を走ってみたりとか、いろいろあります。

そういったことも含めて、看板、それから中筋川に例えますと、河川敷に安心して歩ける簡易的な遊歩道、そういったものもつくれば、安心してホテルを身近に観賞できるようになると思います。

そういったことも含めて、いろいろ地元の意見も十分聞きながら、本当にこの、我々の自然の財産であるホテルも、大事に保護しながら、そしてその先に見える環境を保全し、保護し、そして学校の子どもたちだけじゃなくて、大人社会においても、そういう自然に癒されるような社会づくりと申しますか、その一端として、こういった事業を、まず活用できるようにお願いしたいと思っております。

それから、情報発信についても、待つだけではないと思いますが、積極的に、このホテル情報、これはタウン誌でありますとか、毎年、5月ごろになりますと、いろんな情報が、ホテル情報も全国的に発信されておりますが、宿毛市としましても、そういったメディアの活用であるとか、せっかくケーブルテレビもありますので、そういった映像を流すとか、観賞のマナーでありますとか、そういったものをどんどん発信しながら、このホテルの里づくりということで、桜の里とともに、その宿毛の自然を、自然環境を全国に発信できるように、アピールをしていくべきであると、このように思います。

この点も、先ほど、説明がありましたので、もし答弁があればお願いしたいと思います。

それから、南海地震対策でございます。この南海地震につきましては、大変細かい数字で説明がありまして、自主防災組織についても、県の平均よりも、大変ありがたいことに、自主防の組織率が、宿毛市においては進んでおるとい

うことで、大変努力されていると評価するわけでありませけれども、まだまだ59パーセント、約6割の組織率であります。

そうしたことで、これも100パーセントまで組織化されることが、一番理想でありますので、この点も引き続いて、いろいろと広報活動、啓発活動をお願いしたいなと思っております。

そして、公共施設の耐震化についても、大変、これはだれしもが感じておることでもありますけれども、まず、一番災害、大災害が発生したときに、この宿毛市役所、これが中心拠点として機能していかなければなりません、その肝心の市役所の庁舎が、大変、築後40数年たっているということで、いつ危険にさらされるかわからない、そういう状況の中で、大変難しいわけでありませけれども、こういった耐震診断、また補強工事等も、毎年、計画的に、できることから進めていただきたいと、このように思っております。

そして、南海地震の発生時における人的、物的な被害状況、想定でありますけれども、県の方から発表がありますが、これはもう、本当に限りなくゼロに近づけるようにしていく努力を、行政として、我々としては努力をしていかなければならないと、こういう思いでいっぱいでございます。

そういったことで、意識がある、ないということで、津波を初め、がけ崩れ、いろんな災害を未然に、被害を少なくすることが可能であると、このように思いますので、この意識づけ、啓蒙、市民に対する啓蒙、啓発活動を、今まで以上に積極的に、時には出かけて行って、要望があれば出かけて行って、そういう研修なり、説明会なりをすべきであると、このように思いますが、この点についても答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） この際、5番菊地 徹君の質問に対する答弁保留のまま、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番菊地 徹君の質問に対する答弁を求めます。

教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。

菊地議員さんの一般質問について、再質問に対するご答弁を申し上げます。

まず、ALTの関係でございます。

ALTの契約期間1年でございます。昨年まで3年間、最長契約ができるということでありましたが、今年度より5年間について、最長認められるというような形で延長されております。

その中で、ALTのストレスについてのご質問でございました。ALTのストレスによって、ALTの活動に影響が出ておるのではないかとというようなご質問やっと思います。

現在までのところ、そういう事例がございません。ただ、そういうストレスがたまらない対応として、近隣のALTとの交流、スポーツであるとか、休日での過ごし方、そういう部分で対応。

それから、市町村のALTの生活相談等のサポートするために、県の方で3名の外国人を配置しておりまして、この3名が市町村のALTのサポートをしておると、こういう状況でございます。

2点目として、ALTと市民との交流についてというご質問でございました。

ALTの市民との交流でございますが、「市

民祭すくもまつり」への参加、これは2名のALTが参加をしております。そして、来年の2月には、宿毛ロータリークラブさんにおいて、国際交流の一環として、国際交流事業の一環として、近隣のALTを含め、市内の外国人在住者との交流事業、お茶会、食事会等を計画していただきまして、そういう交流も深めておるところでございます。

菊地議員さんが言われますように、公民館での英語の、今、愛好会という形になっておると思いますが、そこへの参加については、前向きに、積極的に参加できるような方法で検討をしていきたいというふうに思っております。

3点目のカリキュラムについて、小中一貫した授業はどうなっておるかということでございます。

小学校の英語教育については、総合の時間で授業をしております。先ほども申しましたように、学期に二、三回という程度でございます。あくまでも小学校は英語に親しむということを主眼にしておりますので、特に中学校の授業との関連については、現在のところ、やっておりません。小学校については、あいさつであるとか、食べ物であるとか、動物であるとか、そういうカード等を使って、子どもたちに親しんでもらう、英語に、そういう取り組みでございませう。

最後に、英語教育研究会での講師についてでございます。英語教育研究会は、今、中学校がメインですが、小学校の先生も一部、研究会の方に入ってきてまして、研修をしております。講師については、県の教育センター、あるいは西部教育事務所の方から講師を派遣していただくというような取り組みもあります。

そして、ALTも、この会の中に参加していく場合もございます。

そういう形の中で、この研修を進めてまいっ

ております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の再質問にお答えを申し上げます。

ホテルの里づくりの件でございますが、高知県豊かな環境づくり総合支援事業とか、いろいろな事業がございます。そういったものを利用して、いろいろな施設整備も図ればどうかというお尋ねでございました。

この事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今、現在調整をして、検討もしておりますが、いろいろな、これに限らず、いろいろ各省庁、いろいろな交付金事業というものが、いろいろ出て来ております。

我々末端の市町村では、やはりこの各省庁が、新たな設置を考えておる交付金事業、さまざまな交付金事業がございますが、そういったものを的確に勉強してとらえて、財政的に厳しい折でございますので、そういった事業について、勉強して、どれがどういうふうな形で当てはまるか、こういうものをいろいろと勉強して、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、環境を整備しなきゃいけないということもございますけれども、人為的にただ整備するばかりじゃなくて、私どもは、環境整備のためには、ごみのポイ捨てをやめようとか、市民意識を、やっぱり徐々に徐々に高めていくのが必要なことじゃないか。

その地域の人だけが、ただその地域のことを整備するばかりじゃなくて、地域の人たちを含めて、皆様が、市民の皆様がごみをポイ捨てることはもうやめましょうとか、それから、いつでも、私思ってますのが、ごみの減量化、そして軽量化というふうなことにも、あわせて取り組んでいただきたいというふうなことを、この場でも申し上げたいと思います。

と申し上げますのが、非常に厳しい情勢でございますので、ごみが運んで、クリーンセンターへ持っていくごみが減量化されて、軽量化されれば、それだけ税金で支払う、クリーンセンターへ支払うお金が少なくなります。そういったお金を節減して、初めてこういった整備事業に回すとか、そういうふうなことも可能でございますので、この際に、市民の皆様にも、ぜひごみの減量化、軽量化といったことにつきましても、この場でお願いを申し上げておきたいというふうに感じます。

それから、南海地震の被害想定でございます。先ほど、総務課長の方から、るる数字的には申し上げさせていただきましたが、これもやはり、皆さんの、市民の皆様がどういった意識を持つか、市民研修もやらなきゃいけないし、もちろん、行政として、種々の対策をしておかなきゃいけない、準備行為はしておかなきゃいけないわけでございますが、皆様がこの災害について、どういった認識を持っておられて、どういった行動をとらなきゃいけないかということが、一番大切なことになろうかと思えます。日ごろの訓練であるとか、自主防災組織の活動であるとか、今まで議論されてきたものが、さまざまなものが大切なことでございますので、そういった活動につきまして、行政として、怠りないような取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問を行います。

まず、英語教育につきまして、講師も、県の方から特別に派遣されて、研修会をやっている話も聞きました。

先月行った小矢部市におきましては、講師が、小学校の学級担任に対する、研修会の講師はA

L Tで、もう既に、多分4年か5年続けてやっている方がおりまして、その方が、現場で実際に自分が教えている体験を交えながら、研修をやって、非常に参考になったということがありましたので、そういう形で、実際にALT自身が、いろいろ悩んだり、最初はだれでもホームシックにかかって、やりがいと言いますか、最初に日本に来たときの心意気と違って、だんだんいろんなカルチャーショックもあつたりして、思うような教育効果が上がってない。でも、その方は、ずっと続けてALTの仕事を、もう使命感と申しますか、やりがいを持ってやっていると、非常に評判がいい方のように思いました。

そういった形で、できれば1年契約にはなっておりますけれども、本当にいい先生であれば、できるだけ長く、一貫して教育をしていった方が、子どもたちにとってもいいのではないかと、そのように思いますので、先日行った小矢部市の実例を参考にしながら、質問をさせていただきました。

それから、カリキュラムにつきましても、やっぱり教える学級担任の先生が、英語専門でないにしても、英語が好きになるといいますか、言葉が好きになる。やっぱり文化交流、国際交流いいにしても、言葉が窓口になると思いますので、そういった意味で、学期に2回、3回以外に、ふだんから、例えば英語に親しむ時間は、2分でも3分でもいいと思うんですね。しょっちゅうはできないにしても、そういう意識を持ってもらって、まさしくそういう語学に、英語に親しむという習慣、これは小さいときほどなれると思います。そういったことで、ALTが来た時だけの授業じゃなくて、ふだんからそういう意識づけをしていただければと思っております。

それから、ホテルの里づくりについては、今も市長から答弁がありましたので、よくわかり

ました。

それで、宿毛市におきましても、この県の事業につきまして、総合支援事業につきましては、沖の島の生ごみ処理機の方で補助、支援事業をやったこともありますし、土佐清水におきましては、ビオトープ水田の方でありますとか、それから、四万十市においては、トンボ公園の整備、高知市におきましても、楠谷川ホテルの里づくり事業。ここでは、遊歩道、またトンボやホテルの生息できる池の整備、それから駐車場、こういったものも、補助事業で、県の2分の1の補助を受けて、整備をやっている先進地もありますので、この点も参考にしながら、推進をお願いしたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）
教育長職務代理者教育次長。

A L Tの期間の更新の問題ですが、ことしから5年ということになりました。今、A L Tが1年目と3年目にあります。相手があることで、教育委員会としても、なるべく長くいていただきたいというふうに思っておりますので、現在、来ていただいておりますA L Tと、そこら辺は長くいてもらえるような話し合いはしたいというふうに思います。

それから、小学校で英語に親しむということでございます。ふだんからというお話もございました。

一部の学校では、下校時に、最後のあいさつ、下校の案内を、実は英語で子どもが、マイクで放送しておるといような学校もございます。

そういう取り組みも広げていったらいいかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、中川です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、第1点でございますが、地上デジタル放送に対する行政支援につきまして、市長にお伺いをいたします。

地上デジタル放送という言葉が、長い言葉になりますので、この後は地デジというふうに略させていただきます。一般的には、もう既に地デジということで通用しておりますので、そのように呼ばさせていただきます。

①として、1点目でございますが、難視聴地域に対するデジタル対策、地デジ対策についてお伺いをいたします。

本年の10月1日に、高知市でも地デジ放送が始まりまして、当宿毛市におきましては、来年の10月ごろをめどにして、宿毛局並びに平田局の放送開始が予定をされておるようでございます。

現在のアナログ放送につきましては、2011年7月24日をもって、すべて終了するという予定になっております。SWANテレビの受信・再放送計画につきましては、宿毛局の放送開始に合わせて、地上デジタル対応機器の導入を行いまして、当面、現アナログ放送の5チャンネルのデジタル化を想定しているというふうにお聞きをしております。

これに対しても、一定の設備投資が必要ということでございます。その後、SWANにおいては、計画的にすべてのチャンネルのデジタル化を目指していくというふうに聞いておりますが、一方、現在の地上アナログ放送の中継局のうち、現在、地デジ対応を計画しておりますのは、先ほど申しましたように、宿毛局と平田局のみでございます。小筑紫局は状況を見て判

断するとしておりました、その他の志沢尾局、宿毛城山局、宿毛桜町局は、地デジ放送に対応する改修計画は、今のところございません。

ちなみに、現在でも、この中継局につきましては、さんさんテレビ等が放送されていないとのことであります。

これらの中継局につきましては、放送事業者が設置管理をしております、現状では、行政が支援することにはなっておりません。事業者責任で設置することが原則とされております。

ただし、ことしの8月に、国の情報通信審議会の第3次中間答申が出されまして、この答申の中で、一定の行政支援を検討することを、国に求めております。

現在の宿毛市におけるアナログ放送の受信方法は大きく分けて4つの方法があるというふうに思います。

1つは、先ほど申しました地上の中継局、そして2つ目には、BSのアナログ受信、3つ目に、SWANテレビによるケーブルテレビの受信。4つ目の方法として、NHK共聴を初めとする共聴アンテナによる受信であります。

今後、地デジ対応するためには、それぞれの施設の大幅改修や、新設が必要となりまして、放送事業者、共聴組合、視聴者個人は多額の経費負担を強いられることは必至であります。

しかし、地デジ対応のテレビやチューナー以外の受信の施設の整備につきましては、どれくらいの経費が、今後、必要なのかにつきましては、いまだに公表をされていないのが実情であります。

現在、地デジ放送受信計画がされていない地域は、SWANテレビがカバーできていない地域や、共聴施設のない山間部、沖の島の古屋野地区。市街地では、桜町、萩原、与市明、志沢尾地区の一部などとなっております、宿毛局や平田局から、直接できない世帯を含めると、

相当数にのぼると見られます。

2011年7月までに、現在、アナログ放送を受信できている場所で、デジタル放送をあまねく受信できるようにするためには、宿毛市として、市内で地デジ放送が受信できなくなることが危惧される想定地域に対する受信対策を講じることが必要であると同時に、国策でやるべき事業として、県や国に対して、難視聴地域の多い地方に負担のかからない支援策を、強力に要望していくことが重要であります。

また、今後、全国で駆け込み事業の要望が、国へ殺到することが予想されると思いますが、宿毛市として、放送事業者、共聴組合、工事及びメンテナンスの業者などと連携した、迅速な対応が求められると思います。

以上の点を踏まえまして、次の部分についての、市長の地デジ対策方針についてお聞きをいたします。

1点目といたしまして、現時点の地デジ受信計画において、宿毛市内で地デジ放送が受信できないことが予想される地域。具体的には、地デジ対応中継局や、共聴施設の改修計画がない地域、また、SWANテレビに、現在、接続ができない地域ということですが、そのおおよその世帯数を示されたいと思います。

2点目といたしまして、共聴施設のうち、NHK共聴となっていない自主共聴施設の実態と、それぞれの地デジ対応の改修計画を把握できていれば、その現状についてお聞かせを願いたいと思います。

3点目といたしまして、放送事業者、行政、共聴組合、個人が果たすべき地デジ対策について、積極的な市民に対する広報活動や、啓発、相談活動が必要だと思っております。どのように取り組もうとしておられるのか、お示しを願いたいと思います。

既に、県からの情報によりますと、この地デ

ジ化に当たっての、いろいろな情報が錯綜しておりまして、そうした情報を悪用した悪徳商法が、一定、報告が上がっているというふうにもお聞きをしております。

そうした問題も含めて、市民に対しての適切な、正しい情報を発信していく、行政としてのお考えを含めて、示していただきたいということでもあります。

4点目といたしまして、宿毛市の公共施設、例えば学校、保育園、出先機関、組合施設、市営住宅等々、それらの公共施設の地デジ受信対策の現状と、今後の計画について、お示しを願いたいと思います。

最後に、5点目といたしましては、予想されるこの地デジ難視聴地域に対して、宿毛市としての基本的な行政としての支援方針について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

1点目の地デジの難視聴地域に対する部分についての質問をしておきます。

2点目といたしまして、第3セクターSWANテレビの地デジ対策と行政支援について、お伺いをいたします。

2011年7月24日の地上アナログ放送終了時点で、市街地の一部を含めて、SWANテレビのケーブル網の幹線が入っている地域であっても、地上アナログ中継局がなくなったら、たちまち地デジ受信ができない地域が発生いたします。そうした地域の受信方法としては、SWANテレビ加入が一番の早道だと考えますけれども、今現在の経営計画では、完全にそうしたエリアをSWANがカバーできないところがあると聞いております。

仮にSWANテレビがそうしたところへ施設整備する場合には、行政の支援はどのような方法が考えられるのか。また、SWANテレビの採算ベースに乗らない設備計画のないところへの受信対策として、そのほかにどのような方法

が考えられるのかについて、お示しを願いたいと思います。

以上、地デジ対策に対する質問の2点目であります。

大きな2点目といたしまして、公共施設へのAED、自動体外式除細動器の設置についてであります。

我が国では、心筋梗塞などによります突然死が、死亡の三大死因に上げられるほどの死亡の原因となっております。

市内におきましても、働き盛りの40代、50代の突然死が発生しておりまして、現場に居合わせた住民は、ほとんどなす術もなく、消防署に119番するしかないのが現状であると言っても過言ではございません。

最近では、消防署員によりまして、自主防災組織や公共施設、学校などでの救急救命訓練が多く行われるようになっております。

そうした場所では、早期の心臓マッサージや人工呼吸によって、人命を救うことができるといたしまして、AED自動体外式除細動器の導入利用が有効との説明をされてきております。

しかしながら、現在、宿毛市内で配置が確認できておりますのは、宿毛消防署はもとより、宿毛市総合運動公園の市民体育館、宿毛工業高校、宿毛高校、宿毛フェリーの事務所と船内、それら6カ所ぐらいでないかというふうに思います。

宿毛市役所庁舎や、学校などを含めて、住民、市民が多く集まる国や県の出先機関、また公共施設には、AEDの配置を進めるべきではないかと考えます。関係機関と協議の上で、市内の公共施設へのAED配置促進に取り組む考えはないのかどうか、市長にお伺いをして、1回目の一般質問を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の一般

質問にお答えをいたします。

まず、最初に地上デジタル放送に対する行政支援ということで、難視聴地域に対する地デジ対策ということでございます。

現在、高知県におきましては、平成18年10月より、高知市を中心といたしました土佐湾沿岸エリアに、地上デジタル放送が開始されています。

この地上デジタル電波の受信状況につきましては、NHKを初めとした放送事業者が受信エリアの把握のための調査を実施しているところでございます。

高知県は、平成18年3月に、高知県における地上デジタル放送受信対策調査研究報告書たるものを、各自治体に配布しまして、地上デジタル対応中継局の設置について述べておりますが、現在、宿毛市のアナログ中継局は、沖の島の2局を初めとして、8局設置されていますが、デジタル対応地上局の設置が確定しているものは、平田と宿毛の2局のみでございます。中川議員のご質問の中にありましたように、小筑紫は電波の状況によって設置を検討するということになっております。

デジタル電波発信に伴う難視聴地域対策につきましては、電波特性が異なるために、放送事業者がデジタル電波発信地域で調査をしまして、地域ごとに改善策をとっていくという手順になっておりまして、当市においても、同様の対応になるかというふうに思われます。

現在、中継局廃止に伴いまして、受信が困難となる地域でございます。これは、沖の島の西側、母島、古屋野、弘瀬地区の約137世帯が想定されていますので、NHKを初めとする放送事業者に対しまして、早急な対応を求めているところでございます。

当市の共聴施設は、現在、14施設でございます。すべての施設において、何らかの改修

作業が必要と思われまして、国の支援措置が明確になった段階で、県とともに具体的な対応策を検討してまいりたいと思います。

市の出先機関につきましては、沖の島地区を除きまして、また公営住宅のうち、二ノ宮住宅は、ケーブルテレビに接続していますが、正和地区の公営住宅を除く大部分が、個別受信となっております。地デジ対応は個別の対応になるかと思っております。

次に、広報活動につきましては、平成18年6月の広報によりまして、地上デジタル放送に関する情報発信をしていますが、今後、国、放送事業者との連絡を密にしまして、啓発相談活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ施設の整備についてでございますが、これまで旧郵政省、現在、総務省でございますが、のテレトピア構想に基づく助成をいただき、基盤整備をしてきたところでございます。

今後、加入者の増大を図るためにも、整備の必要性を認識しておりまして、先日も四万十市長とともに、総務省に出向きまして、地上デジタル放送開始に伴うケーブルテレビへの助成制度の充実について、要望してきたところでございます。

現在、総務省所管で新たに地域情報通信基盤整備推進交付金制度が創設されておりまして、自治体、第3セクターが、この制度を利用できるようになっておりますので、難視聴地域の個別状況を勘案する中で、対応策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、公共施設へのAEDと評されております自動体外式除細動器の設置についてでございます。中川議員も、先ほどおっしゃっておられました突然死の死因のほとんどが心臓疾患でございます。心臓がけいれんして、ポンプとしての役割が果たせない、いわゆる心臓微細動の状

態が続きますと、10分後にはほとんどの人が死に至るといふふうにいわれております。

正常な状態に戻す最適な方法は、1分でも早く心臓へ電気ショックを与えることだといわれております。

国内外で設置が進んでいることは、マスコミ報道で承知しておりますし、学校、公共の施設などにAEDを設置することは、たくさんあればあるほど、非常時に迅速な対応ができるというふうなことだと思います。

現在、宿毛市で把握しているAED設置場所は、病院以外では、中川議員ご指摘のとおり6カ所でございますが、ただ、宿毛フェリーの中には、船内と事務所にもあります。先ほどおっしゃったかもしれません、失礼しました。というふうにご認識しております、これ以外に、常時、AEDを必要としている児童が、市内の学校にいるということで、今回、予算計上をさせていただいております。

また、宿毛消防署の高規格救急車には、一般のAEDより、高度な除細動器を配備しておりますので、緊急時に迅速な対応により、市民の皆様の人命救助に活躍してくれるものと期待をしています。

なお、今後も順次、設置をしたいところではありますが、厳しい財政状況の中で、すべての公共施設に直ちに設置することは困難でございます。現在、総合運動公園に設置されているものは、ライオンズクラブからご寄附をいただいたものでありますし、民間企業の中には、災害時に無料の飲料水を供給したり、AEDを内蔵した自動販売機の設置を、検討もさせていただいている企業もございます。

そのような部分も活用しながら、可能な限り設置できるよう、努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 2回目の質問を行わせていただきます。

まず、最初にAEDの関係でございますが、今後、順次、配備に努めていく旨の意欲は伝わってはきましたけれども、ぜひ、積極的に、順番等を決めまして、優先順位を決めまして、配置に努めていただきたい。

例えば、この本庁舎も含めて、文教センター等々には多くの人が入り出すわけですから、ぜひ、その点は優先的に配置に努めていただきたいというふうに思います。

その点についての、もしご答弁があれば、もう一度お願いしたいと思います。

地デジ関係の質問を継続させていただきますが、現在、県においては、ご存じだと思いますけれども、全国のそうした地デジ対策の辺地にかかる部分で、非常に難視聴地域が多いところの都道府県の中で、組織をつくって対応しておるわけですが、その会長県というふうに、高知県はなっております、この間、多くの要望でありますとか、パブリックコメントを国に対して行っております。

正式には、地上デジタル放送普及対策検討会というものを、33道府県で立ち上げておまして、その代表を務めておるわけであります。

その中で、本市にとっても重要である共聴施設の改修についても、強く国に対して要望しておられますけれども、お聞きしますと、なかなか国の方は、具体的な方策を示して、まだいただけないという状況であります。

8月の情報通信審議会の中間答申でも明らかにされたわけですが、国の一定の支援、国策として、これはやっておるわけですから、国の支援が必要であるということで、各都道府県からも、そして市町村からも、そういった声が、国の方に上がっておるようであります。

ただ、概算要求の段階で、来年の通常国会を目指して準備をしておるところぐらいしか情報が入りませんので、全く具体的な支援メニューとかは示されておられません。

ただ、その中で、本市にとって、より有効になる制度をつくってもらわなきゃならないということもありまして、県においては、そういった制度設計についても、十分に地方自治体に負担のかからないような制度にしてもらう支援メニューを、交付金制度になるのか、補助金制度になるのかわかりませんが、考えていただきたいたいということを訴えておるようでありまして、先ほど、市長から、四万十市の市長とともに、総務省の方へ要望に行かれたということもお聞きしまして、心強く思っておりますが、ぜひ、そうした取り組みを、より強く、県内の各市町村とも連携する中で、取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、重要な部分で、国、県の対応については、今後の出方を見るしかないわけですが、対住民に対して、宿毛市として、この地デジ対応に対する行政としての基本的な考え方というものが、余り明確に伝わっていないのではないかというふうに思っております。

そういった中で、先ほどもちょっと述べましたように、県に報告されておる中では、この情報がしっかりした情報じゃなくて、いろいろな、例えば地デジが始まることによって、テレビが見えなくなりますよというようなことをうたい文句にしなげら、悪徳商法として、高齢者の、まだそういった情報を理解してない方々のところへ商品売り込んでいくということも、発生しておるよう聞いておりますので、ぜひ、そういった間違った情報に市民がついていかないような、きちっとした、しっかりとした、正しい情報を市民に対して提供していただきたいというふうに思います。

本来なれば、放送事業者がやるべきでしょうけれども、自治体として、公共団体としての責任としても、やっぱり住民に対して、そういった情報を提供していくということも重要でありますので、ぜひ、その点についても取り組んでもらいたいというふうに思います。

もう1点伺いをしておきたいと思いますが、地デジの始まる2011年には、アナログ放送がもちろんなくなるわけですが、宿毛市が完全に地デジだけになるのは、全国と同じ2011年7月25日からということになるわけですが、その時点で、この町区の中でも、見えなくなるところが出てくるのではないかということが懸念をされておるわけです。

そこら辺が、どこら辺までになるのかということは、ちょっと示されておりませんが、想像するところでは、この中継局がなくなって、SWANテレビのケーブル網が十分に行き渡っていない地域。新たにSWANテレビが工事をし、ケーブルを延伸して、タップをつけていく、そういう整備をしなくては、受信のしようがない地域ということが想定されるわけですが、そういったところに対して、どのような支援をしていかれるのか。

共聴については、中継局にかわって、今、共聴施設があるところについては、一定の、現在も支援措置を講じてますし、そういう支援措置が、今後も新たなメニューとして出てくるようなお話もされておりますけれども、ただ、それ以外の中継局が、今あるところがもうなくなるという部分において、それを補完するといひますか、それに対処していく方法が、余り明確になっておりません。

その辺の、現時点での予想される、そういう地域がどこになるのかということは、一度、電波を受信してからでないといけないということもありますが、今の時点で危惧されるところ

があれば、市民に対して、早目に情報を出して
いただきたいなというふうに思います。

その点について、宿毛市としての考え方をお
聞かせ願いたいと思います。

それから、最後に1点ですが、第3セクター
でありますSWANテレビの状況は、もう既に
議会でも論議をされまして、お互い承知してお
ると思いますけれども、新たに設備投資をして
いく、そういうことは、非常に今、厳しいんで
はないかというふうに思います。したがって、
そうした民間がやられる事業として、第3セク
ターといえども株式会社ですから、民間が採算
にのらないところについては、やるわけがない
わけでありまして。そういった部分についての、
民間ができない部分に対しての、公共サービス
としてのケーブル網の整備、これは国の方でブ
ロードバンドを全国に100パーセントしてい
きたいというふうな、大きな目標も掲げてお
るようでございますので、宿毛市として、その
辺の対策をどう講じていくのかという点につ
いて、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中川議員の再質
問にお答えをいたします。

まず、最初にAEDのお話ですが、これから
中川議員ご提言の形で、たくさん人が集まると
ころには、やはりそういった危険性というもの
もひそんでいるわけでございますので、そうい
ったことは、十分勘案しまして、設置をしてい
きたいというふうに思います。

それから、地デジ対応でございますが、るる
お話がございましたが、総括的に申し上げます
と、ほとんど総務省との話の中では、来年度予
算要求にのせているというところだけで、それ
ぞれ個別の話が、この間、聞いておりません。

ただ、担当の局長とは、5分の予定が三十五、
六分かかって、いろいろとお話をさせていただ

きました。

その中で、局長の言葉を借りれば、これ、地
デジに移行するんだから、100パーセントし
なきゃいけないんだよという話は聞いておりま
して、非常に総務省のご意見としては、非常に
ありがたいお言葉をいただいたなと思います。

ただし、それがどのような負担で、どのよう
な形でやるのかについての具体的なものは、こ
の間、出ておりませんでした。

それで、我々としては、国の、やはり電波そ
のものは切りかわるわけでございますので、こ
れは国の責任においてもやっていただきたいと。
我々、非常に、財政的に厳しい折に、この地デ
ジ対応で全部聞こえるようにするということは、
なかなか財政的には、宿毛市単独では非常に厳
しい状況でございます。

その部分については、しっかりとお願いはし
てきたつもりでございます。

そのときにも、住民に対して、明確に伝わっ
てない部分があるという、広報的なものもござ
いました。地デジ対応につきましては、高知県
では、四国電波監理局ですか、通信局ですか、
以前の電波監理局、そして放送事業者たるNH
Kの担当の方と、いろいろ具体的に、これから
話をしてくれないかというふうな返事もいただ
いておりました。

それから、この地デジ対応に伴って、議員ご
指摘の悪徳商法が発生しているというふうなこ
とでございます。これは、我々地方の行政を預
かるものとしても、やはりこれはきちんと、正
確な情報を発信する必要があると思います。

この正確な情報を、こういった形で発信する
かにつきましては、また具体的に、事務的に検
討をいたしまして、対応を図ってまいりたいと
いうふうに思います。

それから、町区の中でも、見えなくなると
ころがあるんじゃないかというふうなことござ

いますが、これ、一回発信してみないとわからない部分も、実はございますので、どこにどういった形で入らなくなるのか、その入らなくなる地域について、これもまた、国の方と我々が把握している部分とで、ちょっと図面的に違いもございました。

そういったところで、一概にどこどこという形は、今ここで、具体的には、私も申し上げられません、この入らなくなるところにつきましても、個別にやはり対応していかなきゃいけない。これが、国の支援でできるものか、それともまた、市単独でやっていかなきゃいけないものなのか、これも不明の部分がございます。

はっきり申し上げまして、これもぜひ、国と放送事業者の中で、我々としては、やっていただきたいというふうに思います。

それから、最後にご質問ありましたSWANテレビの状況でございます。設備投資を新規にするということは、今、非常に厳しいものがございますが、SWANテレビへの、民が、SWANテレビができない部分の、いわゆる行政の施設整備、そして民で運営するというふうなことになろうかと思いますが、その民ができない部分をどうするかについても、これも先ほど申し上げました総務省に行きまして、四万十市長と一緒に、この施設整備についての助成制度を充実していただきたいということも、要望してきておるわけでございます。

いずれにしましても、アナログからデジタル放送にかわって見えなくなるということにつきましては、これ、市民の皆様方に対する、非常な不便を強いるものでございますので、我々としては、これがきのうまで見えて、きょうから見えなくなったということのないような対応を、ぜひ図ってまいらなきゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） どうもありがとうございます。

市長のただいまの答弁をよしとして、終わりたいと思いますけれども、ぜひ、その気持ちを、具体的なものに、形にできますように、ひとつ汗をかいていただきまして、一生懸命、取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡村佳忠君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 1時52分 延会

平成18年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成18年12月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君
次長 小野 正二君
議事係長 岩本 昌彦君
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君
助役 西野 秋美君
収入役 中上 晋助君
企画課長 岡本 公文君
総務課長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者	西尾諭君
教育次長	
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教	高木一成君
センター所長	
学校給食	近藤勝喜君
センター所長	
千寿園長	尾崎重幸君

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○副議長（菱田征夫君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） おはようございます。

1番、一般質問を行います。

早速、質問通告に従い、まず市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

1番目には、少子化対策についてであります。

今年の年度始めに、厚生労働省が発表した人口動態統計月報の集計によると、日本の人口は2004年12月から2005年11月までの1年間に、出生数を死亡数が上回り、8,340人自然減となったことが明らかになりました。

高齢化が進行し、死亡数はふえる一方、子どもの出生は少なく、改めて少子化の進行をめぐって各方面で議論が活発になっています。

宿毛市でも同じ傾向にありますことから、ここに問題を提起して、ともに考える立場から、市長の所見をお伺いいたします。

1人の女性が生涯に生む子どもが何人かを示す合計特殊出生率が、少子化の目安とされますが、これが1.3以下になる国を、超少子化国と呼ぶようであります。

日本では、出生率が2.14と、ベビーブームだった1970年から74年の後は、人口が減り続けています。89年には、1.57ショックといわれるほどに落ち込み、2003年には1.29となり、さらに減少傾向が続いております。

この少子化が問題とされる議論の内容は、大きく分けて2つの見方があります。その1つは、将来の労働力の確保、医療保険や年金保険料など、公共財政の収支バランスが保てなくなる。

こうした日本の経済政策を維持するために、出生率を高め、少子化を食い止めたいとする議論であります。

しかし、一方では、企業活動を維持していくために、子どもが必要だとの発想は不愉快だ。将来の福祉や年金の支払いも確約せずに、これからの若い世帯に余計な税金や掛金を払わせる不公平な発想は問題だとの意見が、多くの若い世帯や女性の中から聞かれます。

私は、まず人権を尊重し、発展させ、個人が尊厳を持って生きることができる社会的条件を整備する方向こそ、大切だと思います。

子どもを産み、育てる営みは、あくまでも個人や家族の判断と選択にゆだねられるべきであり、行政が強制すべきではありません。子どもを産みたい、育てたいと考えている人が、安心して産める社会的条件を整え、産む選択を可能にすることが基本に置かれるべきだと思いますが、この点で、市長は少子化について、どうお考えかを、所見をお伺いいたします。

先に内閣府が発表した少子化社会に関する国際意識調査によりますと、自分の国が子どもを産み、育てやすい国と思うと答えた人は、スウェーデンが97.7パーセント、アメリカが78.2パーセントであるのに対し、日本は47.6パーセントと極めて低く、また、今より子どもをふやしたいかとの問いには、スウェーデンやアメリカが80パーセントであるのに対し、日本は42.6パーセントであります。

このことから、日本の子育て世帯は、現在の日本社会の子育て環境に多くの不満を持ち、子どもが欲しくても出産をためらっていることがわかります。

こうしたことから、まず提起したいのは、欲しくても子どもが産めない最大の理由である経済的な面から、どう子育ての支援をするかです。

若い労働者は、フリーター、パート、派遣労働など、雇用が不安定で結婚しにくく、子育て世帯は賃金の切り下げやリストラによる失業の心配など、収入が不安定な状況にあります。

2005年の国民生活白書に、総務省が行った家計調査の集計が載っていますが、それによると、夫婦が1人の子どもを21歳まで育てるのに、合計1,302万円かかると算出しています。これに、遠地に在学する子どもへの仕送りを含めると、さらに負担はふえるのです。親の収入能力を考え、産むことにためらいを感じるわけであります。

このうち、教育費の割合が最も高く、約40パーセントとなっております。

こうした状況から、国や地方の行政としても、子育て支援策を打ち出すべきであります。子育て世帯の雇用と収入を安定させることはもちろん、児童手当の拡充、扶養控除の拡大など、税制措置の改善、公教育の負担軽減と、奨学金制度の拡充。子どもの医療費の無料化など、経済的な子育て支援をする必要があります。

次に、経済的問題以外では、両親の育児と仕事が両立できる環境づくりが必要であります。両親が、それぞれの職場で充実した勤務が続けられるよう、多様な保育サービスと学童保育を充実させることが大切であります。

また、不安定雇用と長時間労働をなくし、所定の労働時間外には、両親が協力して子育てに取り組める条件をつくらなくてはなりません。

現在、男性0.6パーセント、女性7.1パーセントの取得といわれる育児休暇を、2015年の政府目標、男性10パーセント、女性80パーセントに近づけるため、とりやすい環境をどうつくるかも大切であります。

この経済問題と子育て環境の2つの点について、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、少子化対策は、安倍内閣の重点政策の

1つであり、政府が今月、閣議決定する少子化白書でも、少子化対策を強力に推進すると強調していますが、まだ具体策はありません。

6月に策定した3歳児未満児の児童手当額さえ、その増額を来年度予算見送りとなるようであります。

こうした中、地方自治体での取り組みは進み始め、県独自に子育て支援事業を取り組んだ福島県では、出生率が上昇しております。高知県でも、来年度予算に少子化対策費を13億円組み、新しく小児救急電話相談事業や、石川県のプレミアムパスポート事業のように、子育て家庭が商品を引き引きで買える事業を取り組もうとしています。

宿毛市でも、沖の島の妊産婦の方に、定期船の乗船料を無料にしたことは、少子化対策、子育て支援の一助としても喜ばれる政策だと思います。

宿毛市で子どもが産みやすい、育てやすい環境を整えるため、新たな対策について、市長の所見をお伺いいたします。

2番目に、森林整備についてお尋ねいたします。

去る11月22日、宿毛市林業活性化議員連盟の研修会がありました。久礼ノ川の間伐現場へご案内の上、江口組合長から、作業道開設と林業高性能機械の導入により、事業コストを削減し、木材価格低迷の中ではあるが、採算の取れる経営をしている説明もいただきました。

また、午後は幡多林業事務所の文野様と、くろしお実感センターの神田様から、有意なお話を聞かせていただきました。

森林の整備は、木材の搬出コストとも密接不可分なものではありませんが、そちらの方は同僚の沖本議員が、昨日質問いたしましたので、私は森林の果たす公益性について質問し、市長のご所見をお伺いいたします。

この日の神田先生の講演でも、海の生態に与える森林の果たす役割が強調されておりましたが、平成13年の高知西南集中豪雨後も続く竜串湾の水質汚濁について、環境省は森林荒廃との関係を指摘しております。

既に5年が経過しても、一度崩壊してしまった山林は、汚濁の後遺症を継続しているようであり、こうしたことから、山地災害防止の上からも、それぞれの森林をどのような植生にし、どう整備するか、重要なことでもあります。

今、全世界で地球温暖化防止対策が重要な問題となっております。1997年に合意された京都議定書では、日本にも温室効果ガスを1990年の排出量と比して6パーセント削減することが義務づけられております。政府は、この6パーセントのうち、3.9パーセントを森林の吸収で達成することにしております。

森林の二酸化炭素吸収能力を向上させるためには、森林全体の蓄積をふやす必要があります。そのためには、樹木が生長しやすいように、未整備の人工林の間伐を早急に進める必要があります。

こうして整備された森林には、腐葉土がたまり、下層植生も芽生えて、雨水の吸収力と保水力を向上し、洪水を防ぎ、水資源の涵養の上でも大きな役割を回復いたします。

こうした多くの機能を持つ日本全土の森林の果たしている役割を計算すると、年間約43兆円といわれております。これは、日本の国家予算の2分の1に相当する金額であります。全国の森林整備が進めば、この額はさらに大きくなるといえます。

こうした森林整備の重要性から見て、宿毛市の森林整備の進行状況は、どの程度まで進んでいるのか、市長にお尋ねいたします。

また、私の目には、里山でもまだ未整備林が残っているように見えます。今後、こうした森

林の整備をどのように進めるのか、お尋ねいたします。

さらに、もう1点は、民間企業との連携、森林ボランティア、森林教室などの取り組みを強め、森林への関心を高める取り組みが必要かと思われま

す。今、宿毛市として取り組んでいる森林整備は、県の補助金を導入してのものであります。これは大切なことであり、今後も継続することを前提に、もう一面では、他の市町村で取り組んでいる民間企業やボランティアとの連携も必要かと思

います。例えば、森林先進企業との協働の森づくり事業を初め、結の森事業、企業による森林ボランティア、企業による学校林支援事業などがあります。

こうした事業を森林整備の推進に生かす研究をすることについて、市長にお伺いいたします。

さらに、ことしの3月17日、宿毛湾漁協の皆さんが、漁師と子どもの森づくりとして、大島小学校6年生とともに、坂本ダム周辺にコナラの苗木200本を植栽された事業。清流と桜の会が、桜の苗木150本を松田川堤防に植栽された事業などは、森林や樹木への関心を高め

ていく上で、大切かと思われま

す。今後、こうした事業の発展をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

3番目に、後期高齢者医療制度についてお尋ねいたします。6月14日に、国会で医療制度改革法が成立し、それに伴い、この定例会議に高知県後期高齢者医療広域連合の設立について、議会決議を求める議案が提案されておりますので、私は十分な理解を得るために市長にお尋ねいたします。

今回の医療改革法成立によって、10月から、70歳以上で現役並み所得とされる200万人の医療費窓口負担が3割に引き上げられました。

さらに、2008年の4月からは、低所得者も含め、70ないし74歳の人の窓口負担も2割に引き上げられます。また、長期療養を必要とする患者が利用する療養病床は、現在、介護型、医療型を合わせて全国で38万床ありますが、改革法は13万床ある介護型病床を、今後、6年間で全廃するとしています。

さらに、厚生労働省は、25万床ある医療型病床も、10万床削減するので、全国でわずか15万床しか残らず、病気でも入院できず、医療難民や介護難民の発生が危惧されています。

今回の医療改革法は、こうしたこととあわせて、75歳以上の人を後期高齢者として、国民保険から脱退させ、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度改正も一体となっております。

これにより、家族に扶養されている人を含め、ほとんどの後期高齢者が保険料を年金から天引きで徴収されます。

徴収される額は、全国平均で年間6万ないし7万2,000円ぐらいと見込まれているようであり、そして、この保険料を払えない後期高齢者には、短期証を発行し、1年以上払えないと、特別な事情のない限り、資格証明書にするとされています。

これまで、後期高齢者、また障害者は、被爆者と同様に資格証明書等を発行してはならないことになっていたことはご承知のとおりであります。75歳以上もの高齢者に、なんとむごいことを求める悪法だと、私は思います。

さて、この改革法に基づいて、高知県後期高齢者医療広域連合が設立されるわけですが、これほど大事なことを決める広域連合会議の議員に、当事者である後期高齢者の代表が一人も入れないのは、民主主義の原則からしても問題であります。

後期高齢者の声は聞かずに、広域連合を運営するのでしょうか。市長のお考えをお尋ねいた

します。

次に、保険料の決定についてであります。

後期高齢者の多くは、貧しい収入でやりくりしていると聞きます。後期高齢者の生活実態に合った保険料設定をすることが必要であります。

被保険者である後期高齢者は、さまざまな困難を抱えた人が多いことから、保険料のきめ細かな減免制度をつくることにも取り組んでいただきたい。

この後期高齢者の独立保険の運営財源は、今は公費から5割、他の医療保険から、医療保険の支援金として4割、後期高齢者から徴収する保険料1割となっております。2年ごとに改定され、後期高齢者の財源割合を引き上げることもなっています。あわせて、後期高齢者の医療費がふえれば、保険料の引き上げにもつながることが含まれています。

75歳も過ぎた高齢者に対して、これ以上の負担押しつけは、なんとしても食いとめていただきたい。これほどの保険料を負担させながら、医療内容は、現役世帯並みに医療を受けさせない高齢者差別を持ち込もうとしております。10月5日の社会保障審議会では、75歳以上の診療報酬を定額制とし、受けられる医療に制限を設ける方向で検討を始めております。

収入のない75歳以上の高齢者から多額の保険料を取り、必要な治療には制限を加える、まさに高齢者いじめであります。

この制度の問題点の一部を指摘しましたが、市長は高齢者の生活を守るために、どう対応されるのか、お尋ねいたします。

また、宿毛市として、滞納者に対して、高齢であることにもかんがみ、丁寧に相談や調査を行い、機械的に短期証や資格証明書を発行すべきではないと考えますが、市長の所見をお尋ねいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目でございますが、少子化対策についてということでございます。

少子化対策については、いろいろな意見があるかと思えます。私の所見ということではございますけれども、我が国の将来にとって、少子化であるということは、現実の問題となっております。経済、福祉とか、さまざまな分野に深刻な影響を及ぼすということは、皆さんそれぞれが懸念されていることだと思います。

特に未婚化、晩婚化という、結婚をめぐる変化でございます。それに加えまして、結婚した夫婦の出生力も低下しているようなことも聞いております。

その背景には、核家族化や育児負担の増大に伴いまして、家庭生活との両立が困難な職場のあり方、そして結婚や家族に関する意識の変化などが、要因として考えられるじゃないかなというふうに思います。

以前には、出生にまでは、行政の介入はなかったはずじゃないかなというふうに、私自身は思っております。

こうした少子化の急速な進行でございます。いわゆる、これまでの社会状況の積み重ねというふうなところもあるかと思います。また、社会成長の鈍化、それから税金や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下、そういったことなどが深刻な問題が発生することになりまして、次世代に大きな負担を残す結果というふうになってくると思います。

子どもは社会の宝であります。未来の力あります。子育て支援制度は、基本的に国が主体となって進めるべき課題というふうに考えています。

本市におきましても、平成18年3月に策定

いたしまして宿毛市次世代育成支援行動計画に基づきまして、子育て支援に対する総合的な施策を実施するとともに、今後も子育て世代、子育ての支援制度の充実に向けて、これは県内の市長会等を通じまして、県とか国にも要望してまいりたいと、このように考えております。

次に、子育て支援、特に経済支援制度の充実でございます。

児童手当につきましては、子育てを行う家庭の経済負担の軽減等を図ることから、本年度から支給対象年齢を、小学校3年終了から、小学校終了まで引き上げて、実施しております。

月額を支給額が第1子、第2子が5,000円、第3子以降では1万円となっております。

けさの新聞によりますと、国の方でゼロ歳から2歳まで、第1子、2子についても、この5,000円をアップするというふうなニュースが載っております。

これは、政府の方の予算の方で決められるものだというふうに思っております。

それから、扶養控除などによる税制措置の改善につきましては、必要に応じて、これも国にも要望してまいっていききたいというふうに思っております。

それから、高校を含みます公教育の負担軽減と奨学金の充実につきましては、小・中学校の児童・生徒の場合、経済的な理由から、就学させることが困難なご家庭に対しましては、学用品や給食費などの援助、これは就学援助費として援助をしております。

また、高等学校の授業料につきましては、免除の制度もあります。

今後も奨学金の制度等につきましては、保護者全員に案内文書等を配布して、PRもしてまいりたいというふうに思っております。

それから、子どもの医療費助成でございますが、現在、入院は小学校就学前までは無料です。

通院は、2歳児までは無料で、3歳児から小学校就学前までは、保護者の所得に応じた助成を行っています。

現行以上の子どもの医療費の無料化につきましては、現在は財政的に困難なところがございます。

それから、次に、育児と仕事の両立できる環境づくりでございますが、社会情勢の変化に伴いまして、核家族化や共働きの家庭がふえまして、保護者の就労形態も多様化しまして、低年齢児から保育所の入所を希望する家庭がふえております。

現在、山田、貝礎、すみれ、二ノ宮保育所の4園でゼロ歳児保育を実施しております。今後においても、仕事と子育ての両立を支援するために、安心して子どもを預けて働くことができるように、保護者の就労形態や生活実態を十分把握しまして、きめ細やかな保育サービスの充実に努めなければいけないというふうに思っております。

学童保育の充実につきましては、現在、宿毛小学校で青空教室としまして、共稼ぎ家庭のおおむね10歳未満、3年生以下の児童を対象に、保護者が運営をして、青空教室を開いております。

また、平成19年度から創設されることになっております放課後子ども教育推進事業におきましては、安全、安心な子どもづくりの拠点づくりも取り組んでまいりたい、このように考えてはおります。

この事業につきましても、主体は行政とか学校ではなくて、関係する保護者が主体でございまして、行政や学校と連携する中で行うということになります。

いずれにしましても、定められた基準の中で、適切に要望にこたえていきたいと、このように考えております。

そして、不安定雇用や長時間労働の改善につきましては、国及び県において、関係法令等に基づき実施すべき課題というふうに思っております。必要に応じて、国や関係機関に要望してまいります。また、今後においても、子育て支援制度の普及とか、啓発につきましては、広報等を通じて、取り組んでまいりたい、このように考えております。

次に、森林の整備についてでございます。

まず、本市の約84パーセントを占める森林面積は、2万3,730ヘクタールというふうになっております。私有林は、現状の整備状況でございます、1万7,843ヘクタールありまして、そのうち、整備が必要な人工林が約1万374ヘクタールというふうになってます。

間伐等の整備状況としましては、森林組合が事業主体となりまして、緊急間伐総合支援事業等を導入しまして、順次、整備を進めております。

過去5年間の整備面積が約2,700ヘクタールということで、約26パーセントということになっております。森林の関係で、今後の取り組みということでございます。私自身も、山が荒れると海が弱るというふうな認識も持っております。海と山の連携というものをしなきゃいけない。また、人工林ばかりでなくて、雑木林もふやしていかなきゃいけないんじゃないかな。獣の被害もございまして、田畑を荒らされております。これは、やはり山に実がないところから、イノシシとかシカが里におりてきているということもいわれております。

せんだっては、漁業組合の方も、植林の方に手伝いをさせていただいておる、このような状況でございます。

今後の、我々としても、森林の荒廃を防ぎまして、森林の持つ多面的な機能を発揮させるためにも、これは緊急間伐総合支援事業等の制度

事業、こういったものを活用して、整備を進めていきたいと、このように考えております。

次に、協働の森づくり事業についてでございます。この目的としましては、環境先進企業と地域が協働して森づくりと交流を柱とした取り組みを行うことで、現在、手入れの行き届かない状況になっている森林、これは人工林でございますが、その再生を進めるものでございまして、その仕組みといたしましては、企業、県、市町村及び森林組合の三者で、3年以上のパートナーズ協定を締結することが基本となっております。

内容につきましては、企業は社会貢献、環境貢献活動、森林整備や交流に要する協賛金の提供、森林保全活動への参加、社員の体験型環境研修の実施等を行いまして、県としては、事業全体の総合調整、企業と市町村及び森林組合との橋渡しを行う。

それから、市町村及び森林組合としては、協賛金を活用した森林整備、企業活動のサポート等を行うものでございまして、現在、県内でこの事業を行っていますのは、いの町が2件、四万十町が2件、梶原町が2件、奈半利町で1件、馬路村1件の4町1村で8件の協定が締結されております。

現在、この事業の詳細な内容までは、ちょっと把握はできておりませんが、市内における森林整備を共同で進めていただける企業があれば、我々としても、前向きに検討していくべき課題であるというふうに考えております。

次に、後期高齢者医療制度について、全般にわたるご質問がございました。浅木議員の方からは、法が悪法であるというようなご判断もいただいておりますが、法が悪法かどうかは、国会で決めたことで、法律に、我々は従わざるを得ないというところがございます。

その法律によりまして、後期高齢者医療広域

連合というものを、高知県、市町村が中心となって、これを立ち上げなきゃいけないというふうになっております。

この件につきまして、幾つかの項目が、ご質問がございます。制度の大枠は、国が示しておるわけでございますが、詳細について、まだ示されていないのが現状でございます。

お答えできる範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

項目ごとに説明を、ご答弁をさせていただきます。

1つは、画一的な資格証明書の発行は行わないで、個々の状況に応じて、特別の事情を踏まえた判断ということで、資格証明ということでおっしゃっているかと思えます。

議員のおっしゃるとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上並びに65歳以上75歳未満で、障害認定された寝たきり状態の方々を被保険者とした、独立した新たな制度でございます。

賦課と医療費の給付を同じ広域連合が行いますので、滞納者に対して、資格証明書を交付することとなっております。

なお、資格証明書の交付につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、後期高齢者医療広域連合に交付権限がございますので、今後、広域連合において、交付に当たっての要綱等の規定が策定されるものというふうになっております。

その規定に基づく被保険者への対応につきましては、ご高齢であります被保険者の方々が対象となりますことから、滞納者個々の状況を十分に把握して、特別の事情などの判断をもとにして、画一的に資格証明書の交付を行うことなく、対応するよう、広域連合に対しまして、本市からも意向を伝えてまいりたい、このように思っております。

それから、診療報酬等の見直しに伴い、後期

高齢者と74歳以下の若人で医療格差が生じる
じゃないかというふうなことだと思います。

医療費適正化の対策としましては、国の方で
いろいろ検討しているようでございますが、詳
細については、まだ市町村に知らされておりま
せん。

本年度は、2年ごとの見直しに伴いまして、
後期高齢者がふえることによりまして、高齢者
の負担増になるのではないかというふうなご質
問と思いますが、後期高齢者医療制度におきま
しては、医療給付費の1割を高齢者の方々の保
険料で賄いまして、4割を若年層の保険料を財
源とする各医療保険からの支援金で賄います。

あと、残りの5割を公費で負担するというふ
うな仕組みとなっております。

今後、後期高齢者の人口が増加すると見込ま
れます。一方で、若年層の人口が減少するとい
うふうに見込まれておりますために、後期高齢
者の1割の負担部分が、負担するものがふえて、
若年層の4割の負担部分は負担するものが減っ
てくるというふうな状況になってくると思いま
す。

このために、世代間の負担の公平性を考慮し
て、その負担の増加分につきましては、後期高
齢者と若年者とで、半分ずつ負担するようにな
ると思います。

また、広域連合議会に、高齢者の代表という
ふうなご提案でございます。広域連合の議会の
構成でございますが、これは、市町村の数や議
員数の割合、他の広域連合の事例などを総合的
に判断しまして、市町村長や市町村議会議員に
より、構成されます。

高齢者及び若年者の両者を含む全住民から選
出された首長、並びに議員で議会が構成される
よう、配慮されておりますので、特に高齢者の
代表という形では設けておりません。

それから、保険料はどのくらいで、特別徴収

とか普通徴収の基準についてでございます。

後期高齢者医療制度の保険料は、政令で定め
る算定方法に従いまして、広域連合の条例で定
めるというふうになります。保険料は、公的年
金制度の充実を受けまして、被保険者一人ひと
りに賦課することとしております。

一般的には、医療費が高ければ、それを賄う
保険料は高くなります。が、所得格差による広
域連合間の財政力の不均衡を調整するための調
整交付金が交付されることになっております。

ただ、それがどう、保険料に影響するのか、
現時点ではわかりませんが、国保や介護保険の
調整交付金の交付状況を考慮すれば、全国平均
の月額保険料が6,200円でございますが、
それとはかけ離れた保険料にはならないのでは
ないかというふうなことを思っております。

今後、広域連合におきまして、協議されてい
くこととなりますので、これは見守っていき
たいというふうに思います。

また、年金から天引きとなります特別徴収に
つきましては、介護保険と同様に、年額18万
円以上の年金受給者を対象に行われます。ただ
し、介護保険料と合わせた保険料の額が、年金
額の2分の1を超える場合には、特別徴収の対
象とはしないことになっております。

質問の中の最後の方でございます、保険料の
減免についてでございます。保険料の減免につ
きましては、保険料の賦課決定の事務を所管す
る広域連合でございますので、平成19年度に
は、広域連合におきまして、保険料条例を制定
することになっております。減免制度について
も、規定に入れるように要請をしまいたい
というふうに考えております。

いずれにしましても、平成20年度からの後
期高齢者医療制度の開始に向けまして、広域連
合を設立し、協議をしていくわけございまし
て、その中で、いろいろな問題点も出てこよう

かと思いますが、国におきましても、いろいろな問題点については、協議していくということになっております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、再質問をいたします。

ただいま、市長から答弁いただきましたものの中で、まず、少子化対策についてですが、これについては、現在の制度について、いろいろご説明もいただきました。

特に、私が強調したいのは、やはりこういった少子化傾向になぜなっていくのかという面について、この部分について、行政機関の方でも、十分理解されてない部分があるんじゃないかと。

特に、経済的問題が主になるということは、先ほどの質問でも申し上げたわけですが、これに対して、少子化対策について、早いうちから手を打っていた国では、こういう現象が余り極度に起こらなかったということがいえるわけです。

例えば、先ほど、数字的に明らかにしましたが、スウェーデン等では、児童手当等につきましても、出生証明が役所へ送られたら、その時点で所得制限なしに、すぐに児童手当の対象として処理していくとか、こういったものと、育児休暇ですね、こういったものについても、非常に保障は高いと。

スウェーデンの場合だったら、それまでの収入の約80パーセント保障していくというふうに聞くわけです。

こうすることによって、子育てが困難な、非常に手間のかかる、そういう時期に、親が子どもと一緒に対応できる。そしてまた、家計の負担にも支援できるというふうになっているようであります。

この少子化現象について、先ほど、私は1.

3が1つの超少子化国といえると言いましたが、やはりこれを食いとめていくためには、計算の上では、2. 1、これが目安になるということです。これ以下であれば、減少していく。これ以上になっていくようにすることが必要だと。

先ほど、市長は、以前は国の方でいろいろやってなかったけど、少子化は進行してなかったというお話がありましたが、戦前戦中含めて、そういう制度は確かになかったときもあります。その時点では、国民全体の生活水準、これが低かったということが言えると思います。

今は、ほとんどの子ども、高校はもちろんのこと、大学まで卒業するのが、さすのは当たり前というふうな社会的風潮、そしてまた、経済的状况になっているわけです。

以前は、学校教育においても、なかなか高校までも困難、そしてまた、大学への進学はごく少なかったと。そういった面から、経済的負担が少ないから、子どもの数が多くても、何とか育てられたという面があります。日本のように、生活水準が上がった時点では、それに応じた対策がなされないと、少子化は食いとめられないといえるわけです。

市長も言いましたが、子どもは社会の宝だということです。私もそのように思います。

私たちの子どもころには、「黄金にまさる子は宝」というような言葉が、まだいろはがるたの中に残っていたわけでありまして。お金をためることよりも、子どもを産み育てる、そういった雰囲気があったわけです。

ここで大事なことは、こういった経済的側面をバックアップするために、今ある制度はもちろんのこと、これをより拡充していただきたいという面で、私は質問したわけでございます。

国、県、市それぞれの役割分担があろうかと思いますが、県の来年度予算については、先ほど紹介いたしました、基本的には、私は国が

そういった対策について、大幅に予算を組むべきだと思います。

昨日、議論になった障害者自立支援法の問題を初め、いろいろな問題が、国が放棄して、地方自治体に負担を押しつける、こういうふうになってきておりますので、すぐに市の方でこれをすべてカバーすることはできないと思いますが、市長、先ほどお話もありましたように、機会あるごとに少子化対策について、これからの子育て世帯への支援をできるように、国、県等に働きかけていただきたい、このように考えます。

それと、森林の整備についてであります、先ほどの答弁で、現在、全体のうちの26パーセントが済んだというふうにお聞きいたしました。この森林整備につきましては、金もかかる、手間もかかる、そしてまた、森林に従事する労働者も減ってきているという、非常に困難な側面もありますが、市長の認識の中でも、森林の重要性が話されました。私も、これまでの人工林一辺倒、これについては考え直さないかと思えます。

特に、この前の西南集中豪雨の状況を見ると、やはり若齢で、若齢人工林で、しかも間伐の進んでないところほど、沢抜けという現象が起こっているわけであります。水の流れる谷はもちろんのこと、小高い丘と丘の間の小さな沢、こういったところについても、人工林がびっしり植えられ、そして採算がとれないために、間伐がなされてない。だから、木が大きくなってない。小さな木が林立している。そこへ大雨が来れば、流れるという現象が起こったわけです。

市長の、先ほどお話もありましたように、そしてまた、今、政府の今度の森林基本計画でも出ておりますように、天然林への一部切りかえ、こういうことは必要だと思います。人工林がほ

とんど育たない山の尾根筋、そしてまた、谷筋、こういったところを天然林化していく必要があると思います。

しかし、人工林そのものについて、そしてこれからの人工林の植栽については、私は必要だと思います。必要なところへは、人工林を、スギ、ヒノキの植栽も進め、そして手入れも進めていくべきだと思います。

一部には人工林敵視とまでいえるような議論もあるわけです。しかし、この日本のスギ、ヒノキ、こういったものは、非常に効果が見直されて、きのうの議論にもありましたように、木材輸入国である日本が、このスギ、ヒノキの間伐木を、外国へ向けて輸出できるような状況になってきたと。スギ、ヒノキの非常によい面が見直されているわけです。こういった面から、これからの使用価値、こういったものを考えていくと、人工林の木材生産はもちろんのこと、こういったスギ、ヒノキの適地には、やはり私は今後も植林は必要だと思うわけです。

その一方で、先ほど、お話ししましたように、水資源涵養、そしてまた、動物の住む、住みかとしての実のなる木を植栽する。天然林化ですね、こういったものを進めていかにやいかんと。

なお、こういった事業につきましては、これから、宿毛市としてのプラン、こういったものを立てていただきたい。

それと、最後の方に、企業との連携について、市長の方からも、現在の各高知県内の市で、どういうふうに取り組まれているかというご紹介ありましたが、この環境先進企業と協働の森づくり事業、こういったものにつきましても、やはりそれぞれ、金額にもよりますが、例えば四万十町で行われているのは102ヘクタールと、こういったものに、5年間で1,500万、四電が投資してくれるというふうに聞いているわけです。

そしてまた、先ほど紹介のありました榑原町でも、全日空との提携、こういった大手企業との提携、こういったものが進んでいるので、受身ではなしに、どこかやってくれるところがあったら受け入れようかという考え方ではなしに、こういう制度を十分把握して、そして市の方から、こういうことをやりたいんだということをお願いするようにしていただきたい。

それとまた、最近ちょっと少なくなったと思いますが、児童・生徒、特に小・中学生、ことによったら高校生も含めて、森林教室、これが以前より減少したのではないかと思います。

以前は、宿毛市にも、宿毛営林署がありまして、そしてそこの提携をして、森林教室を進めたりしよったわけですが、今はこの西南地域で、四万十森林管理署だけになったということで、疎遠になっているのではないかと。そういったことも提携しながら、森林教室、こういったものに対しても取り組みを進め、そしてまた、森林の重要性を市民の中に認識を広げていただきたいと思います。

後期高齢者の問題については、制度の問題については、私が問題点を指摘しましたが、今後の連合のあり方については、これから連合は発足されるということで、その中で出した意見については、反映していただくということでございますので、そういう面でも取り組んでいただきたいと、こう思うわけであります。

特に、この医療制度の中で、さっきの資格証明書、こういったものの発行については、若い世帯であっても、こういうことに対しては非常に大変なわけでございます。特に75歳以上もの高齢になってくると、こういうものを発行された場合、どうしたらいいのかわからないということにもなってくるわけです。

これの取り扱いについては、お話ありましたように、慎重にやってもらいたいと。

特に、特別な事情がある場合という項目の中で、世帯主の財産に損害が出た場合、そしてまた、世帯主、または同一生活者の病気・負傷、また世帯主の廃業または休止、世帯主の事業損失、こういったものが挙げられておりますが、やはりこういう面を十分に把握しまして、資格証明書については、慎重な対応を求めるわけです。

それと、保険金の掛け金についてですが、先ほど、市長もお話ありましたように、今、決定されようとしているものが、このまま固定ですよ。今でも大変だという状況であるにもかかわらず、これよりも今後、ふえていく可能性はあるということをお話しましたが、市長も、そうなるかもわからないというようなご返事ありました。

例えば、現在の基準でいっても、厚生年金をかけて、それを受け取れるようになっていっていると。年間208万ぐらいな厚生年金があれば、これが1つの目安として6,200円ぐらいになると。これは、厚生省の1つの例示でございますが。

それとまた、子どもと同居している高齢者、子どもが390万ぐらいな収入があって、そして親の収入、年金が79万ぐらいあれば、3,100円ぐらいということで、今、払っている介護保険でも大変なのに、3,100円も追加されると。今やったら、世帯主が払っておれば要らんわけです。これが3,100円追加して、お年寄り、75歳の人は払わないかんようになる。

さらに、今後これがふやされるということになってくるようなお話でしたが、やはりこういうことに対して、しかるべき連合の中、そして国への申し入れをして、国の負担割合、こういうものをふやすことによって、これを、高齢者の負担を減少させていく、こういったこ

とを求めていただきたい。

以上、再質問いたします。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

少子化の問題でございます。これについては、結論を申しますと、国がもともとすべきことであるというふうなことでございましたので、私の方も、これについては、子育て支援について、国に対する要望というものをしていくというふうに、先ほどもお答えさせていただきました。

そのとおりにまた、必要なことにつきましては、国への要望していくというふうに思っております。

次に、森林整備でございますが、前向きに企業に働きかけるといふふうなことをしていけるということでございます。これにつきましては、宿毛市も15年度に森林整備計画というものを作成しております。そういったものを見ながら、今後、見直しをして、なおかつほかの町村のような形で、企業が支援していただけるふうな形を、できればつくっていききたい。

相手がいることですから、なかなかきのうの答弁にもちょっと触れさせていただきました。宿毛は非常に遠いということで、基盤整備というものが、道路がなかなかできていない、そういうふうな面がございますけれども、なおこの件につきまして、できるところへ県とタイアップして、前向きに検討していきたいというふうに思います。

次に、後期高齢者の医療の問題でございます。これ、先ほど、現在わかっていることは、すべてお答えをさせていただきました。ただ、これから広域連合を設立して、平成20年4月から、この広域連合の保険が入るわけでございますので、今、これから、途上であるというところもでございます。

先ほど、お話がございました件につきましては、申し入れるべきは、広域連合に申し入れるべきは申し入れます。そしてまた、決まったことについては、きちんと広報して、高齢者だけでなく、その家族、親族の方というふうな方々にも、やっぱりきちんと説明しなきゃいけないというふうには思います。

そしてまた、国に対して、要望すべきものはしていくというふうなことをしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 今、ご答弁いただきましたもののうち、先ほど、私が質問しました森林教室ですね、これについての、今までと比べて減っているのじゃないかと。こういったものをふやしてもらいたいという、またそういう取り組みをしてもらいたいということを申し述べたわけですが、それについて、あればお聞きしたいと思います。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。浅木議員さんの再質問にお答えをいたします。

森林教室、学校での森林教室についてのご質問でございます。

森林教室いう形でないかもしれませんが、県の補助事業を受けまして、16年度は篠山小学校で山の学習授業、それから17年度は、山奈小学校、そして18年度は橋上小学校と咸陽小学校で山の学習支援事業というような形で対応しております。

なお、先ほども漁業組合との協力によりまして、大島、あるいは橋上小学校で中筋川ではなくて、坂本ダムの方で、ドンダリの苗木の植樹というような授業もしておりますし、橋上中学

校では、蛍湖の方で森林の視察をしたというような状況もございますので、特別に少なくなっておるといような状況ではないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 今、森林教室の問題について答弁をいただきました。少なくなっていないということですが、現実には、以前にはもっと多く取り組まれていたと、私は把握しているわけです。

特に、そういった面で、これから、私はそれを、今ここで示すつもりはありませんが、これからこういった若い世代に対して、林業の大切さ、そして森林の大切さ、こういったものを理解してもらおうという立場から、教育委員会はもとより、学校の方でも、学校自身が教科の中で、5年生だったですかね、の中にそういったものが、森林に関するものが学習の中に入っておりますので、そういったことも生かして、関係機関と連絡を取り合いながら、こういった森林教室等も取り入れてもらいたい。

そうすることによって、新しい世代の中に山の大切さ、こういったものが理解されてくると思います。

そういうことを要望いたしまして、改めて回答は求めませんので、以上をもちまして私の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、一般質問を行います。

まず、農業振興について。農地、水、環境保全向上対策への対応についてお聞きをいたします。

宿毛市においては、農林水産業は一次産業での基幹産業であり、その高齢化、担い手不足はこれまでも再三、取り上げられております。

農業について見ると、産業構造の弱さから、新たな設備投資だけではなく、農地や農道、用水路といった生産基盤の維持修繕がままならない状態にある地域もあると聞いております。

来年度から、農地、水、環境保全向上対策という新しい事業が始まり、現在、対象地域に対して、説明に入っているというふうに聞いておりますが、その事業の取り組みについて、まず説明していただきたいと思います。

次に、教育行政について、放課後子ども対策への対応について、お聞きをいたします。

さきの9月議会についてもお聞きをいたしましたが、来年度から新しい事業として、先ほど市長も言いました放課後子ども教室推進事業が始まることは、皆さんよくご存じのことと思います。

その後、各学校への説明、また取り組みへの申請といった一連の流れの中を見ておりますと、見合わせて、来年度の実行を見合すという学校がほとんどになっているというふうに聞いております。

事業の内容が周知されていないことや、特に安全管理員等の謝金の安さと、学校における空き教室、余裕教室の確保などが大きな要因ではないかというふうに思われますが、事業への取り組みを含めた現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、事業を行うに当たり、運営委員会並びにコーディネーターを市で対応するという事になっておりますが、それぞれ内容も違う、置かれている状況も違う学校に、1人で5つの学校を担当するというふうに聞いております。

1人のコーディネーターが5つの学校をもコーディネートするという事は、非常に難しいんじゃないかというふうに考えておりますが、学校ごとにコーディネーターを配置すべきではないかというふうに考えますが、教育委員会の

見解をお聞きして、1回目の質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

農地、水、環境保全向上対策への関係の事業でございます。この事業は、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援するために、平成19年度から始まります国の制度事業でございます。

本市におきましても、11月29日に対象地区の地区長さんや、関係者を対象としました説明会を開催して、事業概要の説明を行いました。

本事業の特徴といたしましては、事業主体は農業者と非農業者からなる集落組織となっております。対象地域は、農用地区域内で、平成19年度から平成23年度の5年間の事業となっております。

事業導入には、事業主体となる組織が、事業要件をクリアし、計画書等を作成しまして、4月に市と協定を結んだ後に、集落組織が直接、高知県の協議会へ書類を提出することになっていきます。

事業導入に当たりましては、各集落の現状を把握した上で、事業の趣旨をよく議論をしていただき、希望する集落には、個別に説明会をも実施をいたします。

事業主体が作成する計画書類等について、集落組織では対応しきれない部分もあるのではないかとこのように思います。集落組織が主体と申しまして、書類の作成とか、組織の運営において、市の指導や助言が必要だと考えます。

各種様式のデータ配付とか、書類作成の際の指導と、可能な限りの支援はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。

6番、寺田議員さんの、放課後子ども教室推進事業について、お答えをいたします。

さきの9月議会でも、この問題につきまして、ご返事をいたしました。8月30日に全国一斉にマスコミの報道がされました。学校を初め、関係者の皆様には、情報が入り次第、その情報を提供し、また逆に学校から保護者へ、実施に向けての意向調査の要請を行い、その結果を集約してまいりました。

実施に向けての課題としまして、保護者が主体で運営を行い、その運営には、ボランティアの協力によって、安全管理員や学習アドバイザーを選任し、謝金という名目で、時間単価が安く設定されていることでもあります。

多くの住民のいる都会と違いまして、地方で子どもの安全確保という責任重大な任務に、謝金程度で引き受けてくれる人材の確保が難しい。また、学校での空き教室の提供が大きな課題となっております。

このような課題解決のために、学校運営に支障を及ぼさない範囲で、学校とともに保護者のニーズにこたえてまいりたいと思っております。

現在、市内小学校11校中1校が、実施に向けて検討をされております。正式に実施が決定いたしましたら、実施する学校におきましては、宿毛小学校で現在、青空学級をやっておりますが、そのような保護者を中心とした組織を設置していただきまして、一方、市においては、円滑な運営を行うための設置基準に基づき、実施する学校の代表者等からなる運営委員会の設置、そしてコーディネーターを配置することになります。

このことは、大変重要なことだというふうに思っております。

いずれにしましても、来年2月ごろには、実

施要綱が届くとのことであります。本事業が円滑に実施できるよう、関係機関等に対しまして、ご理解をいただきますよう努めてまいりたいと思っております。

なお、先ほど、学校ごとにコーディネーターをおくことについての委員会の考え方というご質問がございました。一定、国の方では、5校に1人という状況であります。

ただ、先ほど言いましたように、宿毛市、現在のところ、11校中1校ということで、今、手を挙げております。そういう関係からいきますと、宿毛小学校で実施しております青空学級、この部分と含めまして、コーディネーター1名という形になろうかと思えます。

ただ、青空教室につきましては、もう既にスムーズに運営されておりますので、実施については、ほぼ1校の学校にかかわっていけないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 再質問をいたします。

まず、農業関係について、農地、水、環境保全向上対策事業についてですが、この事業には、採択基準というふうなものがあるように思うんですが、この事業の対象になる農用地区域の条件、また面積について、お聞きしたいと思います。

また、この事業の、当然、補助で行うんですから、補助率についてもお聞きしたいと思います。

もう1点、市内の農用地区域は、主に圃場整備が完了した地域、地域というか区域になると思うんですが、事業の対象となる地域によっては、老朽化した施設をこの事業を導入することによって、施設改修、改良を計画する組織もあるんじゃないかというふうに思っておりますが、わかっている範囲で、事業内容が説明できると

ころがあれば、お願いしたいと思います。

次に、教育行政の放課後子ども教室の部分ですが、これは、9月から私もずっと説明をさせていただいて、ある程度はわかっていると思うんですが、教職員、学校現場の教職員と保護者との意識の違いと言いますか、学校はやっぱり、放課後、3時以降はできるだけ子どもたちとかかわりたくないというような風潮があるんじゃないかというふうに、特に思うんですが。

この事業、当然、文部科学省が主管でやっている事業ですので、教育委員会、また学校がどこまでかわれるのか。学童保育との違いというのは、やはりそこに文部科学省が入ってくることが、1つの大きな要因ではないかというふうに考えてますが、その点でいうと、やはり空き教室というものの考え方が、学校現場と話している時に大きな違いがあると、私は思っています。

その部分を、教育委員会として、どのように調整していいのか。調整していくというふうに言っておりましたが、もう一度、その部分をお聞きしたいと思います。

以上で、再質問終わります。

○副議長（菱田征夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長。

事業内容のことですので、僕から答弁させていただきます。

6番の寺田議員の再質問にお答えいたします。

農地、水、環境保全向上対策に該当する、農用地区域内で実施されるがですけれど、事業条件、面積、補助率、農業施設の改修についてでございますが、まず、1点目の事業要件と面積につきましては、この事業、農用地区域内で既に国の制度事業の対象となっていて、事業が導入されている傾斜のある中山間地域などになるがですけれど、その部分を除いた農地、平場の農地です。ね、圃場整備された。平たいところの農地が、

その対象の面積となっております。

宿毛市の農用地区域の約902ヘクタールありますが、そのうち、今回、この事業の対象となる平場の面積の奥行きは、約708ヘクタールです。

それから、2点目の補助率につきましては、国50、県25、市25パーセントとなっております。

それから、3点目の農業施設の改修の件につきましては、事業の目的が、後継者が減少していく中で、集落機能を確保して、環境保全をしていくために、地域ぐるみで共同で、それから営農活動が継続的にできるよう、体制を構築することが主な目的となっておりますので、今、国が示している要件は、その農業施設や、それから補修や改修については、集落の組織の主体の皆さんが、共同でできる規模の補修程度となっております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。

寺田議員さんの再質問にお答えをいたします。

放課後子ども教室推進事業の件でございますが、教職員と保護者、意識のずれがあるんじゃないかというようなお話でございました。

ただ、この、今、宿毛小学校で行われております厚生労働省の事業であります青空教室、それから今回やろうとしております文部科学省が指定で行おうとしております放課後子ども推進事業、この部分につきましては、同じ対策どうか、対応と考えております。

文部省であるから学校教育という形ではないです。あくまでも、どちらも社会教育としての活動というふうに、私はとらえております。

そういう関係の中で、あくまでも学校教育、

学校現場で、学校の運営に支障がない範囲で、この教室を進めていくという考え方に立っております。

そういうことで、私、校長会等でもそうなのですが、この事業をやることによって、学校運営に支障があるような形では困りますよと。あくまでも学校は学校運営が基本ですという話をしております。

したがって、この事業をやるについては、あくまでも保護者が主体となって雇用、あるいはお金の管理をしていただきたいというふうに考えております。

その中で、市が配置しますコーディネーターによって、いろんな調整、あるいは雇用の相談、紹介をしたりというようなことは、コーディネーターの方でやっていきたい、こういうふうに考えております。

したがって、来年度始まります事業と、今やっております事業については、基本的には、社会教育分野の事業という考え方を持っておりますので、特に違いはないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、再質問を行います。

農業関係につきましては、この事業、5年間継続して行わなければいけないというふうになっているようですので、やはり、地元というか、集落組織が非常に、後々までこれにかかわっていかねばならないというふうに考えます。

その点でいうと、やはり事務関係とかいう部分で、非常に困難な部分があると思いますので、行政がそこあたりをいかにフォローできるかというふうに考えてます。そういう点で、この部分に質問をしますが、もし、その補助というか、フォローする部分で、産業振興課の方で

考えがあれば、お聞かせをしていただきたいと思います。

次に、学校の放課後の問題ですが、特に今回、計画をして、途中で断念した学校の中に、学校の敷地内に場所がなかったという事例もあります。そうすると、なかなか子どもを、どういう形で教室を開くところまで移動させるのかとか、いろんな問題が出てくるわけです。

やはり学校内、また学校敷地内、または隣接したところにそういう施設がない場合には、非常に運営も困難を来す。特に、宿毛市のように、離れた、広域で生徒を受け入れている場合は、大きな問題になってくると思うんですよ。

その部分を、教育委員会として、やはり学校敷地内に、または隣接したところに、そういうところを手配できるように、努力を、協力をすべきじゃないかというふうに考えますが、その点について、教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

以上で、再々質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の再々質問にお答えを申し上げます。

今、5年間継続するという事で、行政のかわりを求めておられます。

最初にも答弁させていただきましたが、いろいろ、やはり集落組織と申しまして、書類の作成であるとか、組織運営とか、いろいろ専門的に農家の方がそういったものについてかかわるといのは、大変なことだろうと思います。

そういった意味でも、市としても、指導とか助言とか、そしてまた、共同にできるように、できるだけお手伝いをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。

寺田議員さんの再々質問にお答えをいたします。

空き教室等の場所の選定でございますが、学校の体育館とか空き教室、そして近くの集会所等、そういう部分につきましては、また、実行委員会ができると思いますので、その実行委員会と、また教育委員会も含め、コーディネーターも含めて、委員会とも、学校とも協力をして、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） わかりましたと思て、やめろ思いよったがですが。

実行委員会ができてからではいかんがですよ。立ち上げるときに、やはり場所というのが問題になってくるんですよ。

だから、学校のPTAとか、保護者会で話を詰める途中で、やはり場所というものが大きな問題になってくるんであって、実行委員会を立ち上げた時点では、もう場所が選定されているんですよ。だから、学校現場と話す中で、先に場所をつくっていかなければ、この事業はスタートできんのですよ。そこらあたりの次長の考え方、もう一度お聞きします。

○副議長（菱田征夫君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）

教育長職務代理者教育次長。

寺田議員さんのご質問にお答えいたします。

実行委員会が先か、場所が先かということやろうと思いますが、基本的に、どちらが先であっても、僕は構わんと思っております。実行委員会、実質やるかやらんか。あるいは、場所を、例えば体育館、あるいは空き教室、近くの集会所、橋上であれば改善センターもあります。奥奈路

の集会所もあります。

そういうことで、実質、PTAあるいは保護者がやる意思があつて、実行委員会を立ち上げられるのかどうなのかと。どちらが先であっても、それは構わんと思つてますが、PTAと学校と、あるいは教育委員会と話し合つて、場所の選定はしていけばいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（菱田征夫君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） ちょっと水かけ論になるかもしれませんので、もうここらあたりでやめますが。

この事業は、子どもたちの安全と保護者の就労対策が大きな柱なんですよね。そのために、いかにして行政が、学校が地域とともに子育てをしていくか、子育て支援をしていくかという観点に立つて、来年度からの事業立ち上げ、また推進に努力していただきたいと思つています。

ということで、私の一般質問を終わります。

○副議長（菱田征夫君） この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 14番、一般質問を行います。

私どもの任期も、あと4カ月という、今、時局に至りました。ここの任期の1つの区切りとして、私の感じてきたことの一部、質問させていただきたいと存じます。

通告は3点挙げておりますけれども、1、2点、3点ともに、キーワードは市民とともにという市長の、いわゆる当初より市民の声を聞き、

市民とともに行政を進めていくということになるかと存じます。

その市民とともに行政を進めていく1つの手法として、1点、2点の質問に移らせてもらいますけれども。提案ということですが、質問という形になろうかと思つています。

市が、非常に、地方を含めまして、本市もですが、財政的に苦しい、そういう中で、行革を一生懸命進めておりますが、やはり行革を進める、補助金をカットする、いろんな経費をカットするということは、市民サービスを抑えていくという面が、どうしてもつきまといまふ。

そうしたときに、いかに市民サービスをカットしないような形で、行政効果を上げていくか。行政のサービスを残していけるか、そういうことが今後の行政の運営に問われているんじゃないかと、私は思つています。

今後、団塊の世代で職員も減つてまいります。少ない職員で、いかに行政運営をするかということにもかかわらうかと存じます。第1点の市民と協働の行政についてでございます。

本市と市民との関係につきましては、区長会、あるいは婦人会の方々の行政協力いただいたり、あるいは各種団体とのイベントの協力とか、いう面がございます。

また、アウトソーシングということで、ある一定の経費を出しながら、民間の方々にその行政的業務をお願いするという面あります。

そして、今回、議案の中にも数ありますように、審議会を設置し、市民の声をいろいろ聞いて、いい行政を進めていきたいという方向等が見えております。

そうしたいろんな形態を考えてみますときに、アウトソーシングで見れば、大半がお任せという形になろうかと思つていますし、区長会初め、イベント等では一時的な協力関係という面がつきまとうかと思つています。

また、審議会につきましては、いろいろ提言はいただくということになりますけれども、要は、実行は市なり、ほかの方がしなくちゃいけないという実行面での弱さというものを抱えております。

市民と協働ということにつきまして、けさ新聞を見てましたら、3つくらい記事がございました。高新で2つ、日本農業で1つでしたけれども。

交付税が、また来年厳しくなりそうなど、減りそうなど。そして、担い手意識を住民の方々に持ってもらうのと、行政がやりにくくなるんじゃないかという記事。また、潜在的な能力を引き出す意味で、市民と協働の行政が要るんじゃないかとか、というような記事がけさ早々に目に飛び込んできたことでした。

私はきょう、本会議におきまして、いろいろ皆さんからの提案の中にございました。きょうも学校の放課後子ども教室の関係とか、あるいは、森づくりの関係とかあります。そして、市長がよく言われます生ごみの関係につきましても、いかに減量し、軽量化するか、こういうこともございます。

そういう環境面、あるいは福祉面等々におきまして、継続的に市民が行政にかかわっていく、そういう、非常に重要な時期、そういうものがどうしても必要とする時期に、今来ているんじゃないかという思いにかられます。

その市民とのかかわりについて、行政が、それがどうしても欲しいということになれば、各課において、何だったら市民と協力し、持続的な行政運営ができるか。行政がやれば100パーセントの経費のどこ、50パーセントくらいで対応すれば、市民の方々、たくさん動いてくれるねと。例えば、市の職員1人がかかわったとしまして、10人の市民がともどもに動けば、効果としては少なくとも5人以上の効果は出て

きます。

そういう形で、いかに市民の方々に、その宿毛市をよくしようやという意識のもとにスクラムが組めるか、そういうものを各課で探すと。

うちの課では、こういう問題を何とかならんかなとか、いう形で、そういう協働関係をつくり上げていくのが、今後の厳しい行政を考えたときに、必要ではないかと、そのように私は考えます。

そういうことにつきまして、市長のご意見をお伺いしたいと思います。

第2点目につきましては、有機の里構想ほかの取り組みについてということでございます。

「有機の里」という言葉につきましては、市長が、宿毛市も有機の里にしたいという言葉で、以前、はいてたのをお聞きしたことがございますので、「有機の里」という言葉を使わせていただきました。

こういう1つの実践といたしましては、本市で、すくも夢いっぱい会の中で、食の安全部という部なんかを設けて、有機農業がいかに実践できるかという形で、まず、過去、百姓泣かせでございました除草、草取り、これにつきまして、今は除草剤でいとも簡単に処理できておりますけれども、農薬を使わないで、いかにできるかということで、紙マルチほか実践しまして、それなりの効果、これは進めたらいいなというような効果が、今、出ているわけでございます。

そういう食の安全を含めまして、今、全国的な意味合いにおきましては、昨年6月に食育基本法ということで、食における法律ができ、現在においては、11都道府県で食育計画が出されております。それをながめてみますと、地産地消、学校給食の中に、いかに地元のものを比率を高めるかというような形で出されております。

それは、まさに、まだ食育基本法というっておりますけれども、食事の姿、やり方というよう

な形で、食材にまでは、まだまだ至っていないという思いで、私は見詰めてまいりました。

今回、4日前ですか、12月8日、有機農業推進法という法律が、衆議院で全会一致で可決いたしました。15日には、施行されると。もう即施行されるという法律でございますが、有機農業を国としてどんどん進めていかにやいけないという法律でございます。

何でかという思いがされる方、ございますでしょうが、はや中国の黒龍江省なんかでは、農地の20パーセントが有機農産化されております。その野菜等が日本の方へどんどん来ている。都会の消費者等は、より安全なものとして、それを買っております。

手をこまねいてて、日本の農業が守れるのかという危機感が、やはりこの有機農業推進法の裏にはあるかと思えます。

そういう事態を受けまして、本市が有機農業の里ということにしたいねという希望があるとして、今、取り組まれているのは、生産のテストと、試験的生産ということですが、例えば、たくさんできたというときに、消費者が、買い手がいないということならば、ある一定、若干、余分の経費がかかるわけですから、その分、コスト高にもなりますが、その消費が伴わなくちゃいけない。特に地産地消とかいう意味からしますと、この地域の消費の意識が変わってこなくちゃ、生産だけの分野で対応してても、片手間というか、そういう形になってしまいます。

本当に有機の里構想を推進しようとするれば、そういう生産というハードだけではなくて、例えばソフト、いろんな農業の生産者おられます。いろんな農法あります。そういう方々の講演とか、あるいは添加物とか、いろんな意味で、本当にいい食材は何なのかなということ、いろんな人の意見を聞く。

学校教育関係、農業関係、あるいはそういう

食材を提供できるということで、宿泊飲食等で観光関係、市の課が横断的にそういう問題を取り扱っていかなくては、しっかりした取り組みにならないんじゃないかなと。

そうすると、縦割り行政とかよくいわれますけれども、それを乗り越えて、ある面、これをやりたいという市長の方向がございましたら、横断的なプロジェクト、おい、だれだれとだれだれ、だれ。こういう形で、ひとつプロジェクトを組もうやと、組んでくれという形で、どういう形で1年間、あるいは3年間、5年間とか、いう形でそれを進めていくか。そういう総合的な、継続的な、ソフト、ハードを押さえた施策が要るんじゃないかなという思いがいたしますので、その点について、市長のご意見をお伺いいたします。

3番目は、池島の国土調査についてでございます。

本市の国調につきましては、去る9月議会におきまして、同僚議員が、国調をもっと進めたらどうだという一般質問がございました。

その中を少し引用させていただきますけれども、三原、梶原、津野は国調が完了している。四万十、大月町、これは35パーセント前後できている。高知市は40.9パーセント、国調が済んでいる。本市は9.6だと。あと30年くらいはかかるというような、現在、宿毛市の状況ということで、57年より、藻津から始めた国調が、まだ宿毛市はなかなか進んでない。予算がないというようなこともございますけれども。

こういう国調を、今後より進めるという意味におきましても、順調な国調の成果というものが不可欠だというふうに思います。

今回、所を指定した形での質問でございますけれども、私の理解するところでは、昭和60年、池島宇志澤の国調がスタートしたと。だけど、結局、筆界未定というか、国調が成果をち

やんと上げられなかった。成果としたら筆界未定ということになります。1つの国調が行われれば、それ問題に残れば、そのことは、あと、民民が、民間同士が解決するというようなことだそうですが、この志澤の国調の場合は、非常に地域が広いと。地権者が多数いる。その地権者たちが、土地利用が制限される。筆界未定でどこが境界やらわからない。もちろん地価の下落も伴います。そういう状況で放置するわけにはいかないということで、平成7年から筆界未定地解除事業が、12年にかけて行われる。

けど、これでも、ある1人の方の反対で、結局、最後までできなかったというような流れがあるというふうにお聞きしております。

そういう国調につきまして、今この場で、一回流れを押さえないという意味で、その60年国調の池島地区における経過と、そして筆界未定地解除事業の経過について、第1回目の質問として伺いしておきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、田中議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に市民との協働の行政ということで、協働が必要ではないかというご質問でございます。るる質問の中にお話ございましたように、田中議員が答弁の内容もほとんど言っていたんじゃないかなというふうな感じも持っているわけございまして。協働が必要でないかというのは、本当に必要な時期に来ております。

今、いろいろな行財政改革をしなきゃいけないという、いろいろな、これは日本全国一緒だと思いますが、そういった行政の曲がり角と言いますか、そういった転換期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。

行政は行政だけでやってればいいのか、市民

はそれを受けて、それだけ享受してればいいのかという時代は、もう過ぎてきておると思っています。地方行政を進めていく上では、住民が主人公であるということ、みんなが認識することだというふうに考えておるわけでございます。

住民の方々には、もう行政に積極的に参画をしていただきまして、地域の振興とか、まちづくり、そういったことなど、行政と協働して、さまざまなことをやっていかなきゃいけないというふうなことを思っております。

そのためには、地域づくり、地域振興の取り組みを実践していただける方々には、できるだけ、これは行政としての支援をしていかなきゃいけないというふうなことも思っております。

ただ、答弁の中で、毎度毎度、私、申し上げます。財政的には非常に厳しい状況にあります。お金を出せと言っても、なかなか出ない部分がございますので、市民の方々と知恵を出し合いながら進めていくことが、肝要ではないかなというふうなことも思っております。

また、総務大臣、今度9月の内閣改造で総務大臣になられた菅大臣ですね、地域の元気を出す地域に対して、交付税も多くあげようじゃないかと、そういうふうなプロジェクトも盛んに進めていきたいというふうなこともおっしゃっております。

私自身も、ことし7月から、幡多広域でこれは加盟しておるんですが、全国地域づくり推進協議会という会がございます。この全国的な地域交流を促進する協議会ございまして、地域交流と申しましても、その地域おこしをしている方々というふうな方を、皆さんにご紹介申し上げて、その方々を表彰もしていくというふうな協議会ございまして、これは国土交通省の所管になっておりまして、そこの会長を仰せつかりました。

先ほど申し上げましたように、先進的な地域

づくりとか、地域おこしとか、そういったことを実践している方々が、非常にそこに集まってまいります。さまざまな地域の交流とか、情報交換とか、場を提供しているというふうにもいいかなというふうに思います。

そんなところで得た地域づくりの取り組みも、大いに参考にもさせていただきたい。地域ごとに、いろいろなものがございまして、その地域に合ったものじゃないといけないとは思いますが、本市に適したその地域振興があるようでしたら、市民の方々にも、それをご紹介を申し上げて、一緒に地域づくりをしていきたいというふうなことも考えております。

次に、有機の里構想でございます。それを高めていくためには、ソフト、ハードの取り組みの構想が必要ではないかということでございます。これもおっしゃるとおり、横断的なプロジェクトチームを組んで、そういったことをやっていかなきゃいけないというふうなことは思っておりますが、非常に定員削減というところで、市役所の職員も、非常に定員を切っております。非常に、横断プロをすぐ立ち上げて、パッとやれるというところに行っていないのが実情でございます。

そういった形でできるのであれば、非常に、こういった形を取り上げたいというふうに思っているわけでございます。できるだけ、今、田中議員おっしゃったような形で、有機の里、つくるばかりじゃなくて、消費者、使う方が意識を高めなきゃいけないんじゃないかというお言葉でございます。

これはもう、そのとおりでございまして、無農薬であるとか、有機栽培ですよということの産物が出ました時に、私自身も東京の方に出張の機会がたくさんあります。そういったところで、ちょっと時間があれば、すぐに魚売り場で、どれぐらい、例えばアジの開きがどれぐらいし

ているのかなとか、野菜がどれぐらいの値段で売られているのかとか、そういったところを見に行くわけでございますが。時間があつたとき、築地の市場なんかへも行きます。

そのときに、表示されているのが無農薬であるとか、生産者はだれだれであるとか、そして、有機栽培のことも、いろいろ説明がされているものについては、非常に高い価格で、ほかの物より高い価格で売られているというのが、よく見ております。

そういったことで、有機の里、いわゆる宿毛市の農産物がすべて、例えば有機の栽培をしていくということになれば、これは宿毛市全体が有機の里ということで、全国に売れていって、その価値が、価値を認めている消費者の方々に、非常に売れていくんじゃないかなと、そういうふうなことを思っております。会合のときに、有機の里になればいいというふうなことを思っているということでございます。

それから、次に、池島の国土調査でございますが、これ、昭和60年度に国土調査事業の現地調査を行いました池島地区の筆界未定地でございますが、宿毛市池島字ヌカズカ、志澤、船隠の67筆、関係者20名に関する土地のことであろうかと思っております。

この国土調査事業の経過でございますが、こちらで調査をしまして、この事業は、昭和63年3月25日に高知県の認証を受けまして、平成元年3月31日、高知地方法務局宿毛出張所へ送付しまして、境界の確認できなかった区域が筆界未定となっております。

その後、平成7年度に筆界未定地が広域でありまして、地方税法381条第7項により、登記されている事項の修正、その他の措置をとるべく、筆界未定解除を行うために、地権者20名の方の総意を受けまして、平成7年度から池島地区の地図訂正、地積更正調査に着手しまし

て、説明会、地権者の境界立ち会い、及び一筆測量など、さまざまな作業を行いまして、地権者29名のうち、19名及び関係者の承諾を得ましたが、地権者1名の承諾が得られなかったということで、筆界未定解除の登記ができないで、平成12年7月に地権者に事業の中止の報告を行っております。

それから、平成15年、法務局との協議の結果で、本来、筆界未定地の解除は、全筆解除が原則であるということですが、全筆67筆中27筆の部分解除が可能ということで、解除事業に取り組んでおりましたが、1件、同意が得られなかったために中止となりまして、その部分の筆界未定解除もできませんでしたということが、池島地区筆界未定地の経過でございます。

以上でございます。

失礼いたしました。地権者20名のところを29名と発言したようで、訂正を申し上げます。

恐れ入ります。

○議長（岡村佳忠君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 再質問いたしたいと存じます。

1点目の、市民と協働の関係でございますけれども、市長がそういう認識であれば、特に申すことあれなんです。

先ほどの議員の質問の中にも、学校の関係、子どもの放課後の関係でありました。ちょっと発言があったようですけれども。

いわゆる、意識のずれと。民間と一緒にやっていくということならば、市の職員と一般の方々との協働ということになりますと、一般の方々は、ボランティアという要素がほとんどになってこようかと思えます。市の職員の場合、そのときに給与の中、職務の中で対応ということになると、いろいろと遠慮するというか、気まずいというか、そういうずれもある面、生じてくるんじゃないかという思いもいたしますけ

れども、私は、夢いっぱい会を含めて、いろんな活動を見た時に。一生懸命職員がやられている姿を見れば、皆さん、そういうことを乗り越えた形で、ともにやろうやというような雰囲気が出て来ております。

そういう意味で、行政の方々についても、私はこれをやりたいという思いでそういうチームを組めば、結構、その意識、ずれというのは、余り心配せずくにやれるという思いがいたします。

その点だけ、ちょっとつけ加えさせていただきます。

2番目の関係ですけれども、要は、職員が少なくなってくるんで、なかなかという、困難性のご発言ございましたけれども、まさに今の時代の流れ。保健福祉課の方もあれですけれども、生活習慣病対策とか、健康ウォークとか、いろんな意味で健康の関係で市民に訴えられておりますけれども、今、食生活における体への被害というか、健康を害する、そういう面につきましては、非常に大きいものがあるんじゃないかなという思いがいたします。

先般も、ある病院でチラシとチラシを見てましたら、今後は、胃がんを抜いて大腸がんが1位になるだろうと、二、三年うちにという記事が、ちょいと目に入ってきたんですか。

えっという思いもしましたけれども、実は最近、難病の中で、大腸の難病が結構ございます。

聞いたことがない病気に、私も去年遭遇したんですが、クローン病という大腸の病気があるようです。組織がだめになって、その部分を切除しなくちゃいけない。一回切除した人は、また、やがて切除せないといけないというように、大腸が次々にやられていく。

あるいは潰瘍性大腸炎とか、どんどん潰瘍が大腸に起きるとか、というような症状が、難病として最近出ておりますが、草木でいえば、栄養

を取る根、これが人間でいったら大腸だと、僕は思います。その大腸が、どんどんやられる、そういうのが、しかも、先ほど言ったクローン病にしる、潰瘍性大腸炎にしる、二十歳前後の若い方が一番多くかかると。

だから、今後、ファーストフードを含めて、いろいろ食の問題あろうかと思えますけれども、今後、そういう危険性がいろいろ出てくるとしたときに、いかにいいものを食べ、いいものをこの地域で賄うか、いうことにおける市民の協力というか、そういうのは結構出てくると思えます。いかにそれを組織し、まとめて。要は、そういう対策をとっていかだという思いがいたします。

それにつきまして、何かございましたら、またお答えの1つにさせていただきたいと思えます。

池島の、3番目の国調の関係、経過としてわかりましたが、実は、筆界未定になったために、現在、4名の方が3名の方をという形で、中村裁判所で裁判が行われております。

先般、12月4日が3回目の公判でしたけれども、まさにこの筆界未定が残したものとして、そういう裁判がたまたま起きてきたという事態に至っておるわけでございますが。

私もこの地域につきましては、2年くらい前でしたか、まさに筆界未定が、その1人がだめでいけなかったというときのことについて、ちょっとご相談を受けまして、調べたことがございましたけれども、なにせ戦後のこと、農地改革を含めて、これは大変だと。これは一議員がとてもしゃない、手を出せるものじゃないなというような思いもしながら、かといって、行政がやっても、なかなかこれは、もう亡くなった方もいるし、大変だなという思いで、結局、私として、それをしっかり押さえたり、調べたりすることまでは至りませんでした。

今回、筆界未定になり、しかも裁判が起こっ

たというようなこともございまして、いろいろ過去のきり図と、法務局等の図面、見させてもらったんですが、そうすると、いわゆる戦前から戦後にかけてのきり図、以前の法律で言えば、不動産登記法第17条附属地図というんですが、去年の改正によりますと、もう14条附属地図という形になりましたが。

その地図を見まして、その地図をいろいろ調べる中で、法務局含めて閉鎖されたものが4枚あると、流れに準じて。そして現在、筆界未定として、法務局に出されているきり図というか、公図が、含めて5枚という枚数があるわけですが。その中で、戦前から戦後にかけて、まさに本元のきり図じゃなかったかなというものと、その法務局にあったというか、しまわられたスタンプは、昭和36年というスタンプのきり図、これを比較してみたときに、ちょっと不動産登記のことを勉強している人だったら、えっ、こんなことが許されるのというような状況が見えました。

なお、その昭和36年のきり図の中には、56年の池島3丁目の住宅の土地まで切り込まれてますので、どうしてこれ、56年のものが36年のきり図に載るのかななんて、疑問も出ましたけれども。

そのきり図の中で、本来、パネルを持ってその図面を拡大したものをお見せしながら説明すると、えっという形で皆さんもおわかりになるかと思えますけれども、何分、バタバタと、この間の裁判の中で、どうなのかなというような疑問の中で過ごしてきて、ちょっとバタバタしてたために、そういうものまで準備ようしませんでしたから、口頭でということで、その矛盾点というか、おかしい点、ちょっと指摘させていただきますが。

その36年の図面の中には、地番としまして、字志澤1106の関係、枝番の1の2とかいう

んですが、この11筆の記載がございません。戦前のものにはあります、しっかりと。位置が。

また、1107の3、これの記載もございません。そして、971番、これの形状とか存在位置が変わっております。登記官でしたら、うん、こんな形で出されても受付けませんよという形に、僕はなるんじゃないかと思います。

それで、団地の切り込みが、あとの成果がそこに切り込まれているのはおかしいなとは思いますが、その団地の切り込みの位置も、いわゆる西の方にちょっと寄った形で切り込まれて、全体の地形がちょっと、現地に合わないなという感じです。

これ、航空写真等とも照合して、そういう、確かめておりますが。

そして、現在におきまして、今、法務局にあるものとの比較ですが、もともとの戦前のきり図、これある面ではスケッチですけれども、字が、1つの字が圧縮されて、そこに別の字の地番が入ってきたり、あるいは、筆界未定地の中で、明らかにここにある地番というものが、ポンと筆界未定地外に出て、堂々と存在しているとか、あるいは、この事業の中で、代替地としてこの人の名義がこちらにできたんだろうというのが推測されるんですが、じゃあ、その人の名義のものがいながら、まだ筆界未定の中にあたりとか、権利関係のものが整理されてないというようなことが、きり図を見る中で、あれっという思いがいたしました。

これ、まだ本当にちゃんと調べれば膨大な資料でしょうし、面積等云々はタッチしておりませんし、特に裁判になれば、特に権利関係での争いが一方で起きているわけですから、その権利関係にまではタッチするつもりございませんけれども、こういう筆界未定に至ってしまっ、裁判まで発生していると、そういうことを起こした経過の中に、ちょっと見ても、そういうお

かしいことがいっぱいあるとするならば、これ、どうしようねということにならんと、この筆界未定地域の人は、20年でも30年でも土地の利用権を制約されたまま放置ということは、やっぱり国調を手がけた宿毛市として、おきにくいなど。

民民だったら、その1つの境界、1つの線だけで、AさんとBさんが争うぐらいでしたら、民民の方が片づけてくださいよという形で済むかもしれませんが、1つの一角エリアが、そのまま何十年も、今後、おきますよという形には、どうも宿毛市としておきにくいじゃないかなと。

それで、私の思いといたしましては、不動産登記の関係につきましては、法務局、いわゆる登記官が宿毛市から出されようが、代書さんから出されようが、民間が、個人が出されようが、すべてチェックして、登記事務を処理していきます。国家権限として、私的所有権、だれだれの物はここにあるという形で、私的所有権をちゃんと確定するという意味で、登記官が存在し、最終的に登記官がしめていくわけですけれども、その登記官の処理がちゃんとできてなかったなど。そうすると、極端に言えば、国家賠償にも当たるんじゃないかなと、そういう思いも、私、するわけです。

そうすると、この解決においては、どうしてももう1回、その法務局の関係含めて、検証しなくては、今の地権者はそのまま放置されることになってしまう。そういう思いがいたします。

そして、最近、この国調においては、いろいろ境界トラブルということで、毎年1,000件くらい境界確認の訴訟が起きているようです。そのうちの1つが、当地のものになってしまったなという思いがいたしますが、そういう事態を受けまして、国の方も、ことし1月ですか、筆界特定制度と、名前間違っていたらいけませんので、ちょっとあれしますが、筆界特定制度と

いう制度が、ことし1月20日にできております。

これは、あくまでも個人間の境界の争いを、いわゆる専門家の方々によって任命されている筆界調査委員というものをつくって、半年から1年、短期間というか、半年から1年以内に境界をちゃんとさそうという制度がスタートしているようです。

この間の裁判においても、チラッとこの筆界特定制度という言葉が、チラッと出ておりました。私もそれで、あれっと思って、知らないことでしたので、インターネットで調べてみて、ああ、こんな制度ができたんかと。うちに使えるかどうか、それはわかりません。ただ、登記官の誤りというものが伴う限りでしたら、これ、こういうことと絡めて、1つの将来的な解決策を探れるのではないかなという思いがいたします。

そういう意味で、今後、そのあたりを含めまして、この件について検証されるのかどうか、市長としてのお考えをお伺いしたいと存じます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、田中議員の再質問にお答えをいたします。

市民との協働につきましては、田中議員が、非常にいいことをおっしゃっていただきまして、本当に、一般はボランティア、職員は職務ということの中で、職員が一生懸命であったら、市民は認めるよというふうなことをおっしゃっていただきました。

恐らく、職員の方も、こういった形で協働やるについては、本当に市民のためということで、必死に頑張ってくれるものというふうに、私も思っております。

それから、産業振興、いわゆる「有機の里」の関係でございます。先ほど、プロジェクトチ

ームができない部分については、ちょっと触れましたが、私ども、こういったことが役所の中で進めるようにということで、今年度は4月から産業振興課ということで、これも農林水産業、横の連絡をきちんととった上で、やっていこうというふうなことで、産業振興課という1つの、プロジェクトチームではございませんが、その中で、ほとんど物ができていくというふうな形をつくっていきました。

まだ、ことしできたばかりの組織でございますし、この組織が力を、もっと発揮できるように、私自身も努めてまいりたいというふうには思っております。

人が削減されたからといって、泣き言を言っている場合じゃないというふうに思いますので、そのところは、また皆さんもご協力をぜひお願いしたいと思います。

それから、今、国調の話でお話ございまして、筆界未定のために、土地の利用が制限されているということでございます。

お聞きしましたら、今、裁判がなされているということでございまして、裁判についてのコメント、私が今、何かをするということは、なかなかできないもので、お許しを願いたいと思いますが、田中議員のご指摘の、いわゆる国調をした宿毛市としてどうするのかというふうなところでございます。

これ、地権者の方々の意見も、私も聞いたこともございます。今までの経過が、全部全部、私自身も把握をしていない部分もございます。できるだけ、昔からの権利を持っておられる方とか、そういう方もおられることでございまして、この解決のために、宿毛市がどういう形のをすればいいのかというのが、まだ私にもはっきり、自分の中ありません。正直に申し上げまして。

ということで、裁判の経過も見たり、宿毛市

として、何が皆様方のためにできるかを、もっとももっと、ちょっと真剣に考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 1番、2番は、ありがとうございます。了とします。頑張っていたきたいと思います、3番目につきまして、私はある面、ちょっと、今の市長、気の毒だなという思いがいたします。

まさに昭和36年以後、ずっとそういう動きの中、また国調、及び筆界未定解除等々、以前の執行体の中でいろいろ行われてきたこと。また、職員の方においても、過去のことで、いろいろわからないこと。けども、行政の一貫性として、自分たちが進めていかなくちやいけない、かたつけていかなくちやいけないという意味で、いろんな取り組みをされてきた。そういうこともご理解できます。

今、市長の言葉において、私、今後、市長がこの面については、見つめていくというか、裁判の流れも見ながら、対応していきたいというようなことを受けて、一般質問終わります。

どうもありがとうございます。

○議長（岡村佳忠君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時47分 散会

平成18年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成18年12月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田 延治君
次長 小野 正二君
議事係長 岩本 昌彦君
調査係長 乾 均君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西 清二君
助役 西野 秋美君
収入役 中上 晋助君
企画課長 岡本 公文君
総務課長 出口 君男君

市民課長	松岡繁喜君
税務課長	美濃部勇君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	谷本秀世君
産業振興課長	茨木隆君
商工観光課長	有田修大君
建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	岡添吉見君
上下水道課長	頼田達彦君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長職務代理者	西尾諭君
教育次長	
学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長	
兼宿毛文教	高木一成君
センター所長	
学校給食	近藤勝喜君
センター所長	
千寿園長	尾崎重幸君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

本日までに陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託をいたします。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） 16番、中川であります。

質疑をいたしますのは、議案第2号、宿毛市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

まず、初めにお断りを申し上げておきたいと思いますが、今回の質疑は、提案された人事案件の委員に対する評価を云々するものではないということをご理解をいただきたいと存じます。

提案されました人物につきましては、市長の提案理由のとおり、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する立派な方であると信じております。

私が、今回、質疑を通告いたしましたのは、法で教育委員会の権限に属するすべての事務を司る責務を負う教育長が、2カ月にわたって長期不在のまま、教育委員でない事務局職員に教育長の職務を、今もなお代行させている現状を憂えてのことです。

教育行政効果は、地方公共団体の長としての市長と、教育委員たる教育委員会事務局の長としての教育長が、車の両輪として機能を発揮されてこそ期待できるものと考えております。

宿毛市住民にとりまして、重要な議案を審議する今議会で、教育長に対して、教育政策に関する一般質問が保障されないことは、極めて異常な事態だと考え、質疑を通告したものであります。

まず、1点目として法解釈についてお伺いをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条で、教育委員会に教育長をおくとあります。つまり、おくことができるということではなくて、おかななくてはならない必置規定として解釈すべきではないかと思えます。

ご承知のとおり、法律の規定では、今回提案されました教育委員を含めて、特別職である教育委員は、市長が議会の同意を得て任命することとなっておりますけれども、教育長は、教育委員長以外の教育委員が兼任する教育委員会事務局の長として、教育委員会が任命することとされております。つまり、教育委員は市長が、教育長は教育委員会がそれぞれ任命することとなっているわけです。

また、教育長が欠けたときの職務は、事務局の教育次長が行うこととされておりますが、あくまでもこれは緊急避難的なものでありまして、拡大解釈して恒常的に運用をするべきではないものとするものであります。

したがって、法第16条でいう「教育長をおくこと」を遵守することが、宿毛市行政としての本来の姿ではないだろうか、そういうふうな思っておりますので、この点につきまして、法解釈の見解をお伺いをいたします。

2点目は、市長の見解についてお聞きをしたいと思います。

市長の提案理由の説明の中では、議会の同意が得られたら、提案された人物が校長職を全うされてから任に当たってもらうかのようなご説明でありました。

常識的に考えれば、前教育長が10月14日に任期満了で退任されてから、可及的速やかに教育委員選任同意を得るための臨時議会を招集するのが常道であったはずであります。

しかし、市長からは、9月定例会の議員協議会の席上、議会に断りをした上で、12月議会に教育委員の選任同意議案を提案をしたいという説明でございました。

教育委員は、議会同意後に市長が任命することになっておりますが、具体的には、いつごろを予定しているのかお聞きをいたします。

また、今回の教育委員選任同意議案とは関係なく、教育委員会の会議は教育委員長と在任委員の過半数の出席で成立することになっておりまして、教育委員会の責任と権限で教育長人事もできるのではないかと考えます。

現在、各市町村教育委員会では、来年度に向けた教員人事や教育行政方針並びに来年度予算の検討に入っているものと思われまます。加えて、全国的にクローズアップされております教育現場や、社会全体でのいじめ問題、虐待、人権問題などへの対応が喫緊の教育行政課題となっていることは周知のとおりであります。

こうした緊急課題への対応につきましては、宿毛市においても例外ではないことを考えましたとき、教育委員会の事務局トップが不在のままであることは許されるべきではありません。

教育行政の最高執行責任者であります教育長が選任されていないこの現実について、地方公共団体の長としてのご見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（岡村佳忠君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。市長、中川議員の質疑にお答えをいたします。

まず、教育委員会の任命関係でございます。必置規定であるかどうかというふうな話でございますので、私、今ちょっと、法律をここに持

っております。教育委員会の方で、この法律の解釈についてはお答えをさせていただきたいと思ひます。

それから、10月に前教育長が任期満了で退任されて空白であるというご質問でございます。

これ、教育長の任期が10月の半ばで切れるということは、私も存じておりましたし、本来、9月議会あたり、事前におはかりしまして、教育長を、教育長と言ひますか、教育委員の後任を決めるべきであったということは、以前にも、協議会の席でもお話をさせていただいております。

具体的にいろいろな人選をしておりまして、その中で、最適任者ということで、今回、提案をさせていただいた岡松さんをお願いをしたいということであったんですが、ただ、岡松さんが、ただいま土佐清水市の方で現職の校長先生でございます。

そういった形から、本人から宿毛市の教育行政には非常に興味を持っているし、またそういうことにもお手伝いもしたいというふうな強いお話もいただいておりますが、どうしても、一方で現職の校長先生ということで、この小学校での職務というものを全うしなきゃいけない。途中から投げ出すのは責任放棄ということになりますので、いうふうな話で、小学校の現職の責任を全うしていただくということと、もう1つは、私自身が、ぜひ岡松さんをとりたいと思ひもありましたし、そういったことで、おくれしておりました。

それで、具体的には、岡松さんの小学校校長としての、いわゆる小学生を送り出すというとき、卒業式が3月でございます。そうなりますと、どうしても4月1日ぐらいになるんじゃないかなというふうなことは思っております。

中川議員おっしゃるとおり、緊急課題というものはたくさん、多々ございます。教育長不在

ということで、次長を職務代理者としてお仕事をさせていただいておるわけですが、十分ではないかもしれませんが、ほかの教育委員の方々とともに、教育行政について、しっかり頑張らせていただいているというところで、後任の人選が、人選と申しますか、任命がもうおこなわれているということ、私自身、本来ならおっしゃるとおりに任命を早くしなきゃいけない立場ではございますが、このようにおこなっておりますことを、1つはおわびを申し上げたいというふうに思います。

教育委員会の責任と権限で長をえらべるのではないかとということでございますが、それは恐らくそのとおりでとは思いますが、我々、市行政を預かる者と、教育委員会も一体的に考えなきゃいけないんじゃないかなというふうな思いもございます。

できれば、岡松氏の任命をできるまで、今の体制で頑張らせていただきたいなというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 教育長職務代理者教育次長。

○教育長職務代理者教育次長（西尾 諭君）
教育長職務代理者教育次長。

16番、中川議員さんの質問にお答えをいたします。

法的な部分で、必置規定で長期、教育長が空席でいいのかということでございますが、法的には問題はないんだろうというふうに考えております。

ただ、長期になりますので、そういう関係で11月1日から学校教育課長配置していただきまして、教育行政に支障がないという対応をとらせていただいております。現在、そういう形で教育行政を進めております。

それから、教育委員会の教育長の選任、互選

でございますが、この部分については、議員さんと言われるように、教育委員会委員の互選でございますので、法的には可能であろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 16番中川 貢君。

○16番（中川 貢君） ありがとうございます。

よくわかりましたので、これで質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） おはようございます。6番、質疑を行います。

私が行いますのは、議案第6号、18年度宿毛市一般会計補正予算第6号と、第23号の宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例についての2議案でございます。

まず、第6号の方からいきたいと思います。

ページ15ページ。3款2項3目の13節と19節の部分で、宿毛保育園と大島保育園の委託料が増額になっております。

反面、19節の補助金及び交付金のところが、ほぼ同じぐらいの減額になっておりますが、この時期にどうしてこういう処理になったのかということをお聞きしたいと思います。

同じページの、次に、同じページの3款2項4目の7節賃金のところで、臨時雇用の賃金を990万減額しておりますが、この減額理由をお聞きいたします。

次に、16ページ、4款1項3目の老人保健費の中の19節、高知県後期高齢者医療広域連合の部分で、設立準備委員会の負担金と、あと連合の負担金で130万円が組まれておりますが、これの総額と負担割合について、お聞きをいたします。

続きまして、24ページ。8款1項1目の19節の負担金補助金及び交付金のところで、幡

多西部消防組合分担金が853万1,000円減額になっておりますが、この時期に分担金が減額になった理由をお示し願いたいと思います。

次に、25ページ。9款2項1目13節の委託料。二次耐震診断業務委託料を減額して、一次診断を同額で出していますが、これは、どこをどのような形でやるのかということ、減額になった理由と増額したところ、どこをしようとするのかをお聞きをいたします。

続いて、同じページの9款2項2目18節の自動体外式除細動器購入費30万の使い道といえますか、をお聞きしたいと思います。

次に、議案第23号ですが、都市公園条例の一部を改正する条例として、野球場と運動公園のトラックフィールドの夜間照明使用料を出してきていますが、これは当初にあった夜間照明をつけたことによる夜間使用料だと思うんですが、この算出根拠と、ほかの施設、ほかの体育施設には市内の小中学生という部分でいえば、減免措置があるわけですが、そのような料金設定があるのかないのかについてをお聞きして、1回目の質疑を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長。寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算、ページ15ページでございますが、3・2・3市立保育所運営費の13節委託料と、19節負担金補助及び交付金でございます。13節で増額になって、19節では減額になっておりますが、この時期にどうしてこのようになったのかというご質問でございます。

まず、13節の委託料でございますが、当初予算で宿毛保育園につきましては、一、二歳児35人、3歳児20人、4歳児以上70人の合計125人の、額にして7,167万2,000円を計上いたしておりましたが、現在、入所

者数がふえまして、宿毛保育園では一、二歳児43名、それから3歳児20名、4歳児以上が73名、合計136名となっております、その委託料が7,793万1,940円ということになりました。

そういうことで、委託料、その差額626万円を計上いたしております。それから大島保育園につきましては、当初、一、二歳児18名、3歳児19名、4歳児以上34名の71名で、4,836万3,000円を計上いたしておりましたが、現在、大島保育園の児童数が一、二歳児23名、それから3歳児21名、4歳児36名の合計80名となっております。その委託料が5,366万5,860円ということで、当初予算との差額530万3,000円を今回、増額補正をさせていただいておるところでございます。

それに伴いまして、保育園の方に収入が入っていくわけでございますので、その分、宿毛保育園、大島保育園の補助金を減額するというところで、19節減額させていただいております。

本来でしたら、歳入の額と同等、補助金が減っていくべきやないかというような疑問もあろうかと思いますが、園児がふえますと、人件費がふえてきます。例えば、臨時保育士さんとか、雇っていかなければならない場合もありますし、また、委託料の中には、給食費とかいう形で、一般生活費という部分もございまして、児童に対する経費がかかっておりますので、その分を減額した、委託料から減額したものの差額、その分を今回、補助金から減額をさせていただいております。

本来でしたら、宿毛保育園のように、委託料より少なくなるのが本来ですけれども、大島保育園の方は、委託料より上回っておる補助金が落ちてます。これは、当初予定をしておりました職員、正職員の方が4月からやめられまして、

現在、臨時職員で対応しておることがございまして、その差額分を今回、補助金の方から落とさせていただいておりますので、大目に落ちたことになってます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 市民課長。

○市民課長（松岡繁喜君） 市民課長。寺田議員の質疑にお答えをさせていただきます。

議案第6号別冊の、ページ16ページの4款1項3目老人保健費の19節負担金補助及び交付金130万円にかかる総額と負担率ということでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月よりスタートをいたします。その広域連合設立に向け、準備委員会が本年8月8日に設立をし、県下の市町村より8名の職員が派遣をされ、設立に向け、準備を進めてきたところでございます。

その結果、高知県後期高齢者医療広域連合が、平成19年2月1日に設立をする運びとなったところでございます。つきましては、本年8月8日から来年1月31日までの準備委員会にかかる経費3,105万6,000円に対する本市の負担金97万5,127円と、平成19年2月1日の設立から3月31日までの広域連合にかかわる経費1,032万4,000円のうち、本市の負担額32万4,163円、計130万円を計上させていただいているものでございます。

なお、負担率につきましては、県下の老人医療受給者総数が平成18年3月現在で12万2,265名で、本市の老人保健の対象者は3,839名で、率で3.1パーセントとなっております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（岡添吉見君） 福祉事務所長、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算、ページ15ページでございます。

3・2・4の児童福祉施設費の中の7節賃金、990万減額をいたしておりますが、減額理由ということでございます。

当初、臨時賃金9名を予定をいたしておりましたが、0歳児とか1歳児、2歳児の子どもたちが、入所が見込みより少なかったということで、臨時職員5名でよくなりました。そういうことで、4名分の臨時職員の減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 総務課長。

○総務課長（出口君男君） 総務課長、6番議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第6号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算第6号の24ページ、8款1項1目の常備消防費の負担金補助及び交付金の減額についての理由ということでございますけれども、今回、減額補正を申し上げます内容につきましては、幡多西部消防組合の経費のうち、宿毛消防署費にかかわるものがほとんどでございます。昨年の人事院勧告に基づきまして、本年4月より給料表が改訂されました。その給料表の改訂に伴います減額が475万円、それから消防署の方の仮眠室のエアコン代として、新たに10万8,000円を計上いたしまして、それと職員の給与カット、3パーセントカットいたしておりました。その給与カットの額が394万5,000円、これのトータルで、本部経費といたしまして、若干、5万6,000円ほど増額補正をいたしておりますので、その差し引きで、今回、853万1,000円を補正をお願いするものでございます。

通常、人事異動等に伴います人件費の調整につきましては、9月議会でお願ひ申し上げますけれども、今回、事務処理等の関係上、

今回、お願いをいたすものでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小島正樹君） 学校教育課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、ページ25ページですが、款項目9・2・1の13委託料の説明の欄の二次診断診断業務等委託料、三角213万1,000円。それから、一次診断診断業務委託料213万1,000円の増額の内容であります。予算につきましては、既決の咸陽小学校と大島小学校二次耐震診断業務等委託の入札残がありまして、その入札残の部分を減額することと、今回、新たに小筑紫小学校の一次診断診断業務委託を補正するための予算であります。

小筑紫小学校につきましては、昭和37年度に建築をし、鉄筋コンクリート3階建て、延べ面積1,920平方メートルです。なお、これにつきましては、補助金が55万円、県費がついております。よろしく申し上げます。

それと、もう1点、同じく9・2・2の18備品購入費の30万、自動体外式除細動器購入費ですが、これにつきましては、学校名と病名は控えさせていただきますが、市内の小学校で除細動器が必要な児童がおりまして、児童の保護者からも要望もあり、また学校、それから主治医の先生とも協議をしまして、設置をするものです。よろしく申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第23号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして。野球場の夜間照明、宿毛運動公園陸上競技場のトラックフィールドの夜間照明の料金の設定根拠と、あと、小・中学生の減免についてというご質問でございます。

まず、夜間照明の料金設定について、お答えいたします。

野球場の夜間照明は、1時間当たり300円を設定、につきましてであります。12月末に1キロワット4基の照明が完成いたします。したがいまして、完成後1月から使用できるようになります。

現在、補助球場は24キロワットの照明がついておりまして、職業団が使用した場合、2時間で1,570円、1時間にしまして785円の設定となっております。

野球場につきましては、照明が1キロワット4基ということで、4キロワットですので、補助球場は24キロワット、電気料にしましては、約6分の1というような設定できるようになります。

しかし、補助球場は785円ですが、本球場につきましては、試合では活用できず、練習等の照明施設ということで、バランス考えて1時間当たり300円が妥当と思われ、基本料金とか電気料から考えて、ベターでないかと考えております。

あと、陸上競技場の照明につきまして、8キロワットで、この電気料が8キロワットで1カ月当たり、基本料金が402円、1時間当たりの電気料金が89円から見て、個人1人当たり100円、団体が500円の設定にしております。

このため、個人が夜間1時間使用しますと、通常の100円の使用料と照明の100円、合わせて夜間使用すると200円かかるようになります。

そして、これの減免につきましては、小・中学生等違う施設も、健全育成等については減免を考えておりますので、減免を考えております。

その運用につきましては、生涯学習課がやりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 1点、23号ですが、練習に使うという野球場ですが、補助グラウンド24キロということは今聞きまして、本当にキャッチボール程度でもできるのか、ちょっと心配になったんですが。

その部分、4キロワットでキャッチボール程度でもできるのか。練習に夜間使えるのかどうかということが、説明できればお願いしたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、6番寺田議員の再質問にお答えいたします。

1キロワット4基ということで、キャッチボール、練習等ですので、試合に当然、試合の基準には合わないわけですが、今までの調査の中で練習できるということでございます。

○議長（岡村佳忠君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） よくわかりましたので、私の質疑を、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 17番西村六男君。

○17番（西村六男君） おはようございます。

議案6号の7款市道大島中央線の811万5,000円について、お尋ねしたいと思いますが。

私の質疑の意味は、この811万5,000円の数字は十分理解しておるわけですが、ただ、市民の素朴な質問の中から質疑をさせていただきたいと思います。

と申しますのが、大島橋まで行く道路が、計画から5年の間で見事にでき上がりました。

この中央線は、計画から既に10年を経過して、そして予算も当初予算を既に消化して済んでおります。けれども、まだ道半ばでございます。市民が、わしらが協力したのに、何であそこはおくれるのかという素朴な気持ちをもっておるわけですが、今回のこの811万

5,000円の予算を含めて、今後の残工事がおよそ何パーセントで、そして残の工事費がおよそ何億円。そして、供用開始がいつごろになるのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、17番、西村議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、ページ20ページ土木費の地方道整備事業費の中の17節公有財産購入費。今回、市道大島中央線の土地購入費811万5,000円を計上しております。

当初予算に1,375万1,000円計上しております。今回、12月補正で811万5,000円計上いたしまして、残り、今、大島中央線用地、後、買ってない権利者が3名おまして、その分、全部の用地費を今回、計上させていただきます。

大島線起点のところにつきましては、公有水面を埋め立てまして、きり図が合わないということで、現在、その調査をしておりますので、それが年度内に解決する見込みがつかまりましたので、その分とあと2件、面積少ないですが、その方の用地費を計上しております。

今、用地交渉をしております。起点のところの大部分の土地につきましては、きり図の訂正ができれば買えます。その見込みがつかまりましたので、今回、あげておまして、あと2件についても交渉しております。その分がつく見込みの中でやっております。あと、全体工事でございますが、あと2億円程度ございまして、19年、20年で完成したいということで考えております。

○議長（岡村佳忠君） 17番西村六男君。

○17番（西村六男君） よく理解はできますが、ただ、私として、お願いとして、あの道は宿毛市のご存じのように観光道路で、宿毛のみ

なまでどうしてもやらなければならないということ、林市長が肝いりで始めた事業でございまして、当初は五、六年で開通するという意気込みであったのが、もう既に10何年を経過しておりますし、まだきょう聞けば、まだ2年くらいはかかるということでございますが、用地買収なんかは協力してくれた方たちは、そしてまた、桜を植えた方たちは、すぐにバスが走れるようになるなという楽しみでもあったわけでございますので、このように延びるのであれば、若干、そこらあたりは地元対策として説明する必要があるのではないかと思いますし。

ことはもう、全然、工事を現場でやっておりませんので、たとえわずかでも工事をやっておれば、市民も期待を持つわけでございますけれども、全然、工事も現在やっておりませんので、やめたがか、やめたがかという声の方がかえって多うございますので、その付近を含めた今後の予算措置を要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） おはようございます。

1番、質疑を行います。

私が質疑いたしますのは、まず、議案第6号別冊、18年度宿毛市一般会計補正予算の中身であります。

ページ12ページ、第2款1項3目19節の高齢者生きがいづくり、これについてですが、250万予算化されておりますが、これはどういう形で、どこでどのようにして実施していくのか、この内容についてお聞きいたします。

続きまして、同じく18ページ、5款2項2目8節、この中の有害鳥獣捕獲報償費ですが、これについて、16万7,000円増額するようになっていますが、これについては、当初予算85万5,000円だったと思っておりますが、これで足りなくなるという見込みで増額というこ

とになるかと思いますが、この捕獲状況の現状と今後の見込み、こういったものについてお示しいただきたいと思っております。

続きまして、19ページ、7款1項1目22節、道路損害賠償金として2万2,000円予算化されておりますが、これは、なぜこういうものが発生したのか、お尋ねいたします。

続きまして、23ページ、7款6項1目15節、横瀬川ダム無縁墳墓改装工事として、336万4,000円予算化されておりますが、これは何基をどこからどこへ移すのか。そしてまた、こういうものが補正予算に出てくるということについては、なぜ今出てくるのかということについて疑問がありますので、お答え願いたいと思っております。

続きまして、特別会計の分に移ります。

議案第7号別冊、簡易水道についての補正予算ですが、これの7ページ、1款1項3目13節、この中の沖の島地区での水道問題について、420万7,000円減額になっておりますが、この内容について、委託内容がどうなったのかお聞かせ願いたいと思っております。

続きまして、11号別冊、2款1項1目19節、負担金補助金及び交付金ということで、医療給付費が1億6,150万5,000円大幅に増えておりますが、この内容について、ご説明願いたいと思っております。

最後に、13号別冊、この8ページ、2款1項1目と5目。この中で、住宅介護サービス給付は7,600万円ふえておりますが、一方では施設介護、これが9,800万円減になっております。こういうふうな大幅移動があったことについての説明をお願いします。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 企画課長。

○企画課長（岡本公文君） 企画課長、1番、浅木議員の質疑にお答えをいたします。

議案第6号別冊、18年一般会計補正予算、ページ12ページ、2款1項3目19節の250万についてでございますが、どういう形で実施されるのかということでございます。

この事業につきましては、平成17年度から新たに宿毛市老人クラブ連合会の女性部を中心に、生きがい対策として和太鼓の演奏等をスタートいたしております。

その和太鼓の演奏につきましては、太鼓がありませんので、お借りをして実施をしているということで、その演奏に、借るということで支障も来たすというようなことも出てまいりますので、その和太鼓によりまして、郷土の芸能とか、そういったものを伝承するという意味から、和太鼓を自分たちのものとして持って活動したいということで、申請をしておりました。

今回、その申請が通りまして、和太鼓、トータルで16個ですけれど、16個、小さいものから大きいものまで、そういったものを購入して、生きがい対策につなげていくという事業でございますので、よろしく願いいたします。

全額、これは交付金事業で対応をいたすものでございます。

○議長（岡村佳忠君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、1番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第6号別冊、平成18年度一般会計補正予算の第6号のページ18ページ、5款2項2目8節報償費の中の有害鳥獣捕獲報償金16万7,000円の増額理由についてでございますが、既決予算として、有害鳥獣の捕獲について、85万5,000円組んでいました。

本年度、防害期間、10月末までにイノシシ101頭、シカ71頭、サル6頭、カラス19羽、合計197頭が捕獲され、駆除されています。その報償金が92万1,900円となりますので、既決予算の85万5,000円差し引

いた6万6,900円が不足となります。

それとあわせて、今の、今期の猟期の区間であっても、サルは対象鳥獣となっていないので、防害の駆除申請がありましたら、申請を受け付けて、捕獲された場合は、報償金を伴いますので、事業年度見込額として10万円を組んでいます、予定していますので、16万6,900円となりますので、予算の補正額といたしましては16万7,000円を補正するものです。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 建設課長。

○建設課長（豊島裕一君） 建設課長、1番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

平成18年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、ページ19ページ、土木費の土木総務費、補償費の中で道路賠償補償金、どういう経過になったかということでございますが、これにつきましては、報告1号で報告しているところでございますが、平成18年9月12日午後3時15分ごろ、宿毛市長田町3343番1地先、市道桜町藻津線上におきまして、愛媛県南宇和郡愛南町増田2819の3 徳原満男氏の運転する乗用車が幸福書店駐車場へ入るため車線を変更し、停車帯を走行中、隣の武富士宿毛店出入口口に敷いていた鉄板が停車帯にはみ出していたため、走行中の乗用車が鉄板を踏み、鉄板がはね上がり、車両を破損する物損事故が発生いたしました。

これにつきましては、鉄板を敷いておった家の持ち主、運転者、道路管理者宿毛市ということで、三者が何らかの責任があるということで、3分の1ずつの、事故の費用3分の1を、ということで和解をいたしましたので、今回、計上しているものであります。

次、23ページ、7款土木費のダム対策費、横瀬川ダム無縁墳墓改葬工事、これにつきまして、何基どこへ移すかと、なぜ、この時期にこ

ういう補正があるのかというご質問でございます。

横瀬川ダムの水没予定地に存在する無縁墳墓に関しまして、官報公告、及び現地に明示を行ったところ、所有者が申し出がなかったため、今回、国土交通省から移転を、宿毛市にということで、宿毛市が無縁墳墓を改葬工事を行うものでございます。費用につきましては、国土交通省から雑入で、今回入っておりますので、計上しております。

これをどこへ移すかということですので、3地区、無縁墳墓を3カ所で26基あります。26基につきましては、既設の墳墓の掘り上げ、遺骨の回収、既設の墳墓の処理等をいたしまして、まず、魂抜きのお供養。どこかへ移す方法もありますが、今回、うちはお寺に永代供養料を払いまして、そこへ移すような計画であります。

なぜこの時期かということですが、国土交通省が無縁墳墓を、先ほど申しましたように、該当者ないかを告示でして、1年間告示しましたが、申し出がございませんので、今回、宿毛市の方に申し出がありましたので、今回、予算計上させていただくものでございます。

○議長（岡村佳忠君） 上下水道課長。

○上下水道課長（頼田達彦君） 上下水道課長。1番、浅木議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算、ページ7ページの1款1項建設改良事業費の13委託料の減額理由と、内容についてということでございますが、沖の島地区の母島、古屋野、弘瀬の3地区の水道の統合に伴い、国の事業認可をいただくために、認可設計業務委託料といたしまして700万円計上、既決させていただいておりましたが、今回、入札によりまして、420万7,000円減額となりましたので、今回、落とさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（岡村佳忠君） 市民課長。

○市民課長（松岡繁喜君） 市民課長、浅木議員の質疑にお答えをさせていただきます。

議案第11号別冊、平成18年度宿毛市老人保健特別会計補正予算、ページ18ページの1億6,105万5,000円の補正の関係でございますが、前々年度決算をベースに、当初は見込みを立てることから、本年度は25億5,030万7,000円を見込んでおりましたが、4月から9月の6カ月間の医療費が13億5,509万5,000円となっております、10月から翌年3月までの残り半年間の医療費も同額を見込みますと27億1,181万2,000円が必要となることから、今回、不足分の1億6,105万5,000円の不足分を補正をさせていただいているものでございます。

済みません、ページ8ページでございます。

○議長（岡村佳忠君） 保健介護課長。

○保健介護課長（西本寿彦君） 保健介護課長、1番議員の質疑にお答えいたします。

議案第13号別冊、平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の8ページ、2・1・1の居宅介護サービス費の7,600万の補正についてお答えします。

居宅介護サービス給付費におきましては、当初予算で3億6,743万8,000円を計上していましたが、居宅介護サービス費の中の通所介護サービス費、通所介護でデイケアなどを言いますが、その伸びが高く、6カ月の、今までの6カ月の実績と、今後の必要見込みから見て、7,600万が不足いたしますので、今回、増額補正をしようとするものでございます。

続きまして、8ページの2・1・5、施設介護サービス費の9,800万の減額補正でございますが、施設介護サービス給付費におきましては、当初予算で10億5,942万円を計上

いたしましたが、6カ月の実績及び今後の支払いの必要見込みと、施設に欠員が生じたことから、9,800万円が不要となりますので、今回、9,800万の減額補正をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 詳しい説明、ありがとうございました。

なお、2点について再質疑をさせていただきます。

一般会計補正予算の18ページ。先ほど、有害鳥獣のことでご説明をいただきましたが、この増額理由は十分わかったわけですが、17年度の場合、100万5,000円予算を組んで、68万5,000円実績としてあったわけですね。それが今年、85万5,000円に減額したと。当初予算をですね。いう面で、もう有害鳥獣がそれだけ減ったのかなと思っておりましたが、やはりこの時点で補正しなくてはならなくなったということは、宿毛市にも有害鳥獣がまだまだ広がっているということではないかと思えます。

今後とも、この有害鳥獣駆除、特に農林業を守るという面では、こういう補正予算で追加してくることも結構でございますが、当初からこういうものを駆除するというで考えていたきたいと、このように思います。

それと、もう1つ、介護事業の関係で、13号別冊ですね。これの8ページで、今、説明を受けましたが、この施設介護サービスが欠員が生じたということと、それと在宅サービスの給付がふえたということの中に、私は因果関係があるんじゃないかというふうに思うわけですが、

例えば、施設介護サービス、施設に入っておった人が入居、ことしの介護保険の改正によって入居をしておれなくなって、通所がふえたと

いうふうになっているんじゃないかというふうに思うわけですが、そういうことはあるかないかについて、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 産業振興課長。

○産業振興課長（茨木 隆君） 産業振興課長、再質疑にお答えいたします。

予算の組み方の点のように思うがですけど、あくまでも有害鳥獣自体は、捕獲してみんと、捕獲実績によって上がってきますので、ある程度、うちといたしましては、予算厳しい中では、おおむね平均をとった中で、当初は見込みとして組んでいて、それに伴い、その時期によって出るときもある、出るときもありますので。

85万5,000円が減額した場合は、それたらどんなになるぞということもありますので、それは予算措置上の問題であって、うちは可能な限り、平均の形の中で、今までどおり財政受けさせてもろて、少ない場合は減額せらしてもろて、多い場合は、今の被害過ぎた後で増額せらしてもらおうという対応しかとれないもの思っています。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 保健介護課長。

○保健介護課長（西本寿彦君） 1番議員の再質疑にお答えいたします。

施設介護サービスが減額し、居宅介護サービスが増額すると。その因果関係があるがじゃないかということでございますが、本来なら、本来の姿といたしまして、やはり介護保険というものは在宅サービスが本来の姿と、私は理解しております。

この介護サービス、施設サービスが減額したということは、その介護サービス費がそれだけ、居宅サービスに比べて高いわけですから、そういうことで、施設を出て、居宅でサービスを受ける人が介護保険改正後、ふえたということでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 詳しい説明ありがとうございました。

なお、先ほどの有害鳥獣のこと、ご説明は十分わかりましたが、有害鳥獣のことで林業、農業含めて非常に市民が困っているという面から、私は積極的対応ということで、今後とも取り組んでいただきたいということでお願いしたわけでございますので、またよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第14号まで」の14議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第14号まで」の14議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第15号から議案第34号まで」の20議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託をいたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、12月14日及び12月15日並びに12月18日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、12月14日及び12月15日並びに12月18日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月14日から12月18日までの5日間休会し、12月19日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分 散会

陳 情 文 書 表

平成18年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第54号	平成 18.11.28	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について	高知県医療労働組合連 合会 執行委員長 細川初志	教育民生

上記のとおり付託いたします。

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠

議案付託表

平成18年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>総務 常任委員会 (10件)</p>	<p>議案第15号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第30号 議案第34号</p>	<p>宿毛市政策審議会条例の制定について 宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について 宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例について 高知県後期高齢者医療広域連合の設立について 高知県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について 幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について こうち人づくり広域連合同規約の一部を改正する規約について 財産の処分について</p>
<p>教育民生 常任委員会 (6件)</p>	<p>議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第24号 議案第29号</p>	<p>宿毛市教育審議会条例の制定について 宿毛市社会教育審議会条例の制定について 宿毛市施設運営審議会条例の制定について 宿毛市公営事業審議会条例の制定について 宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例について 高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合同規約の一部を改正する規約について</p>
<p>産業建設 常任委員会 (4件)</p>	<p>議案第23号 議案第31号 議案第32号 議案第33号</p>	<p>宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について あらたに生じた土地の確認について あらたに生じた土地の字の区域の画定について</p>

平成18年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第14日（平成18年12月19日 火曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第34号まで

（議案第1号から議案第14号まで、討論、表決）

（議案第15号から議案第34号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第48号外6件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号から意見書案第5号まで

意見書案第1号 地上デジタル放送の受信対策の推進に関する意見書の提出について

意見書案第2号 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について

意見書案第3号 医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について

意見書案第4号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

意見書案第5号 一般国道56号中村宿毛道路の整備促進を求める意見書の提出について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第34号まで

日程第2 陳情第48号外6件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号から意見書案第5号まで

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏 君	2番 中平 富宏 君
3番 有田 都子 君	4番 浦尻 和伸 君
5番 菊地 徹 君	6番 寺田 公一 君
7番 菱田 征夫 君	8番 宮本 有二 君
9番 濱田 陸紀 君	10番 沖本 年男 君
11番 西郷 典生 君	12番 岡村 佳忠 君
13番 佐田 忠孝 君	14番 田中 徳武 君

15番 山本幸雄君 16番 中川 貢君
17番 西村六男君 18番 岡崎 求君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 福田延治君
次 長 小野正二君
議事係長 岩本昌彦君
調査係長 乾 均君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
助 役 西野秋美君
収入役 中上晋助君
企画課長 岡本公文君
総務課長 出口君男君
市民課長 松岡繁喜君
税務課長 美濃部 勇君
会計課長 夕部政明君
保健介護課長 西本寿彦君
環境課長 岩本克記君
人権推進課長 谷本秀世君
産業振興課長 茨木 隆君
商工観光課長 有田修大君
建設課長 豊島裕一君
福祉事務所長 岡添吉見君
上下水道課長 頼田達彦君
教育委員長 奥谷力郎君
教育長職務代理者
教育次長 西尾 諭君
学校教育課長 小島正樹君
生涯学習課長
兼宿毛文教
センター所長 高木一成君
学校給食
センター所長 近藤勝喜君

千 寿 園 長 尾 崎 重 幸 君

午前10時05分 開議

○議長（岡村佳忠君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第34号まで」の34議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午後 1時16分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第1号」は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第2号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、これに同意する

ことに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第3号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第4号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第5号」は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。
よって、「議案第5号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第6号から議案第14号まで」の9議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第6号から議案第14号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡村佳忠君） 全員起立であります。

よって「議案第6号から議案第14号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第15号から議案第34号まで」の20議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（中川 貢君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第15号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第34号の10議案であります。

議案第15号は、宿毛市政策審議会条例の制定についてであります。

本議案は、新たに審議회를制定するもので、行政改革集中プランを受けて、既存の審議会、宿毛市環境審議会、宿毛市住居表示審議会、宿毛市振興計画審議会、宿毛市水産業基本対策審議会、宿毛市観光基本対策審議会、宿毛市高齢者等就労対策審議会を集約し、新たに宿毛市政策審議会を設置しようとするものであります。

議案第20号は、宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容につきましては、障害者自立支援法が平成18年10月1日に施行されたことに伴う改正で、障害の種別にかかわらず、必要なサービス提供の仕組みを一元化するため、施設や事業を再編しようとするものでございます。

議案第21号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容につきましては、新たな審議会委員報酬を月額5,000円に改め、現在の審議회를廃止することに伴う審議会委員報酬の削除をしようとするものでございます。

議案第22号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容につきましては、旅費を支給するために県内日当を2,000円から500円減額して1,500円に改め、また東京のパック旅行券が使えない場合の東京都内の宿泊料金に限りまして、3,000円増額して1万3,000円に改正しようとするものでございます。

議案第25号は、宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例についてであります。

改正内容につきましては、行政改革集中プランを受けまして、各審議会を集約するため、宿毛市振興計画審議会条例ほか9条例の廃止をしようとするものでございます。

議案第26号は、高知県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。

内容につきましては、高知県内の全市町村が後期高齢者医療の運営に関し、広域計画の作成と実施のために必要な連絡調整を図り、事務の一部を総合的かつ計画的に処理するため、規約を定め、高知県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、議会の議決を求めようとする

るものでございます。

議案第27号は、高知縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について、並びに議案第28号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約、及び議案第30号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約についてであります。

主な改正内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、助役を副市長に、収入役を会計管理者に、吏員その他の職員を職員に改めるものです。

この改正を受けまして、それぞれの事務組合及び広域連合の規約の一部を改正することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第34号は、財産の処分についてであります。

12月1日に一般競争入札によりまして、旧千寿園用地5,390.77平方メートルを、金額4,689万円で宿毛市平田町の株式会社よりおか代表取締役 依岡敏治氏に売却する契約を締結することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、議案の審査に当たりましては、各担当課からの詳しい説明を受けるとともに、慎重に審査いたしました結果、原案を適当と認め、全会一致をもちまして、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました10議案について、報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（西郷典生君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第16号から19号までと、24号、29号の6件であります。

初めに、議案第16号から議案第19号まで

の4件について、審査の結果を報告いたします。

これら4件の議案につきましては、いずれも行政改革集中プランを受けて、既存の審議会を集約し、新たに審議会を設置しようとするものであります。順次、内容をご説明いたします。

議案第16号、宿毛市教育審議会条例の制定については、現行の宿毛市立小中学校校区審議会と、宿毛市学校給食センター運営審議会を集約し、新たに宿毛市教育審議会を設置しようとするものであります。

続いて、議案第17号、宿毛市社会教育審議会条例の制定についてであります。

現行の宿毛市公民館運営審議会、宿毛市立坂本図書館協議会、宿毛市立宿毛歴史館運営審議会、宿毛市文化財保護審議会の4つの審議会を集約し、新たに宿毛市社会教育審議会を設置しようとするものであります。

続いて、議案第18号、宿毛市施設運営審議会条例の制定については、現行の宿毛市隣保館運営審議会と、宿毛市児童館運営審議会を集約し、新たに宿毛市施設運営審議会を設置しようとするものであります。

最後に、議案第19号、宿毛市公営事業審議会条例の制定については、現行の宿毛市定期船事業審議会、宿毛市水道事業審議会、宿毛市下水道審議会の3つの審議会を集約し、新たに宿毛市公営事業審議会を設置しようとするものであります。いずれも担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号、宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

本件につきましては、先の4議案と同じく、既存の審議会を集約し、新たに審議会を設置することに関連する議案であります。

既存の審議会のうち、学校給食運営審議会な

ど、8つの審議会については、これまで宿毛市立学校給食センター設置条例など、個別の条例中に設置等の根拠が示されておりましたが、今回、これら既存の審議会を集約し、新たな審議会を設置することに伴い、関係する条項を改正しようとするものであります。

本件につきましても、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査をいたしました結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

最後に、議案第29号、高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合規約の一部を改正する規約についてをご報告いたします。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い、収入役にかわり会計管理者を置くなど、規約の一部を改正しようとするものであります。

担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました6議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（濱田陸紀君） 産業建設常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第23号及び議案31号、議案32号、議案33号の4議案であります。

議案第23号、宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について。

宿毛市野球場と総合運動公園に夜間照明が新しく設置されるに伴う使用料と、今後、購入を予定しているピッチングマシンの使用料を定めるものであります。

担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

議案第31号、指定管理者の指定について。

片島の市営定期船乗り場にある宿毛市観光センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、社団法人宿毛市観光協会を指定するものであります。

担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

議案第32号、あらたに生じた土地の確認について。議案第33号、あらたに生じた土地の字の区域の画定について。本件2議案は、公有水面の埋め立てによりあらたな土地が生じ、この土地の確認及び字の区域の画定について、地方自治法第9条の5第1項及び、同法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

担当課の説明を受け、慎重に審査した結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました4議案についての報告を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第34号まで」の20議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第15号から議案第34号まで」の20議案について、一括採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡村佳忠君) 全員起立であります。

よって「議案第15号から議案第34号まで」の20議案については、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第48号外6件」の7件を一括議題といたします。

これより「陳情第48号及び陳情第52号から陳情第54号まで」の4件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(西郷典生君) 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第54号、医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出についての審査結果をご報告いたします。

平成16年度から開始されました新医師研修制度などの影響により、地方病院の医師不足が大きな問題となっておりますが、これは、沖の島診療所などを抱える本市にとっても、大変、深刻な課題であります。

本件について、担当課からの説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に提出されました陳情1件についてのご報告を終わります。

○議長(岡村佳忠君) 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(濱田陸紀君) 産業建設常任委員長。陳情審査の報告を行います。

陳情第48号、市道貝塚線及び貝塚団地第1号線の排水溝の整備について。貝塚史跡に隣接する道路の幅員が狭く、朝夕のラッシュ時には通行が極めて危険なため、排水溝にふたをし、道路の有効幅員を広くしていただきたいとの陳

情内容であります。

現地調査を行い、担当課の説明を受け、陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第52号、東貝塚横農道の舗装について。

東貝塚横の農道は舗装されてなく、歩行時には大変危険な状態であり、舗装用に生コンクリートを提供してもらいたいとの陳情内容であります。

現地調査を行い、担当課の説明を受け、陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

陳情第53号、森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について。

森林・林業・木材関連産業を取り巻く状況は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備を停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にある。自然災害の防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での安全・安心の確保に対する期待と要請が年々増加し、森林の持つ他面的機能の発揮がより一層期待されている。

新たな森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10カ年計画の着実な実行、多面的機能維持を図るため、森林整備等の推進に向けた施策がなされるよう、強く求めるものであります。

本委員会としては、陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、陳情審査の報告を終わります。

○議長(岡村佳忠君) 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入りません。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第48号及び陳情第52号から陳情第54号まで」の4件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第48号及び陳情第52号から陳情第54号まで」の4件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第49号から陳情第51号まで」の3件については、産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することになりました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下

委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することになりました。

日程第4「意見書案第1号から意見書案第5号まで」の5件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号から意見書案第5号まで」の5件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号から意見書案第5号まで」の5件については、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡村佳忠君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長。閉会に当たりまして、あいさつを申し上げます。

去る12月6日に開会いたしました今期定例会は、年末を控えまして、何かとお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、開会以来、連日ご熱心にご審議をいただきまして、ご提案申し上げました全議案を、原案どおりご決定いただきまして、まことにありがとうございます。

特に、名誉市民の称号を贈る件でございますが、これは初めてのことでございまして、速や

かにご決定をいただきましたことを、重ねてお礼を申し上げます。

今議会はもとよりでございますが、この1年間、一般質問や委員会審議等を通じまして、お寄せいただいた数々の貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、これからの市政の執行に反映させてまいりたいと思っております。

また、厳しい財政状況を踏まえまして、今後も引き続き、行政改革大綱及び集中改革プランの推進に、積極的に取り組んでまいりますので、議員並びに市民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ことしも残りわずかとなりましたが、議員の皆様におかれましては、どうか健康にご留意されまして、ご家族おそろいで、すばらしい新春を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長(岡村佳忠君) 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成18年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

宿毛市議会副議長 菱田征夫

議員 濱田陸紀

議員 沖本年男

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第15号	宿毛市政策審議会条例の制定について	原案可決	適当
議案第20号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第21号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第22号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第25号	宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例について	原案可決	適当
議案第26号	高知県後期高齢者医療広域連合の設立について	原案可決	適当
議案第27号	高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第28号	幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第30号	こうち人づくり広域連合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第34号	財産の処分について	原案可決	適当

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	宿毛市教育審議会条例の制定について	原案可決	適当
議案第17号	宿毛市社会教育審議会条例の制定について	原案可決	適当
議案第18号	宿毛市施設運営審議会条例の制定について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛市公営事業審議会条例の制定について	原案可決	適当
議案第24号	宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第23号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第31号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第32号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	適当
議案第33号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適当

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第54号	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について	採択	妥当

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第48号	市道貝塚線及び貝塚団地1号線の排水溝の整備について	採 択	妥 当
第52号	東貝塚横農道の舗装について	採 択	妥 当
第53号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	採 択	妥 当

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第49号	四季の丘と貝塚地区を結ぶ防災道路の整備について
陳情第50号	貝塚団地4号線の排水路起点の改修について
陳情第51号	貝塚史跡隣接道路の拡幅について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

総務常任委員長 中川 貢

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

教育民生常任委員長 西郷典生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 教育問題について
- (2) 環境、保健衛生の整備状況について
- (3) 下水道事業の運営管理状況について
- (4) 老人対策の状況について
- (5) 保育施設の管理状況について
- (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年12月13日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

産業建設常任委員長 濱田陸紀

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 市営住宅の管理状況について
 (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成18年12月19日

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地上デジタル放送の受信対策の推進に関する意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年12月19日

提出者	宿毛市議会議員	中川 貢
賛成者	宿毛市議会議員	寺田公一
〃	〃	宮本有二
〃	〃	佐田忠孝
〃	〃	田中徳武

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

地上デジタル放送の受信対策の推進に関する意見書

2003年に大都市圏から始まった地上デジタル放送は、本年12月には全ての都道府県の県庁所在地で放送が開始され、いよいよ全国的に本格的な普及の段階に入った。

地上デジタル放送をあまねく全国で受信するためには、電波の直接受信に限らずケーブルテレビや共聴施設等による場合も含め、少なくとも現行のアナログ放送受信地域はデジタル放送への移行後も引き続き視聴可能であることが不可欠であり、地域間格差のない地上デジタル放送の受信対策推進は国と放送事業者の責務である。

地上デジタル放送受信確保の基本は、放送事業者が最大限努力し、中継局によってカバーすべきことは言うまでもないが、地形的条件等のやむを得ない事情により中継局からの放送波が直接受信できない難視聴地域においては、アナログ放送時と同様、共聴施設が主たる受信確保の手段であり、そのデジタル化が最も重要な課題である。

このため、本年8月1日にとりまとめられた情報通信審議会の第3次中間答申（地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割）では、辺地共聴施設への対応に関し国などの役割に言及し、国として、共聴施設のデジタル化に対する公的支援を検討すべきとの指摘も行われている。

また、本市を含め全国に約2万といわれる共聴施設のデジタル化や新たに必要となる共聴施設の整備をアナログ放送が廃止となる2011年までの限られた期間で完了するためには、国の財政的な支援に加え、放送事業者と受益者の役割分担の明確化や計画的、効率的に実施していく仕組みづくりが不可欠と考えられる。

よって、地上デジタル放送の受信対策について主要な役割を担う政府、関係機関に対し、下記の項目について強く要望する。

記

1 すべての共聴施設のデジタル化に対する国の新たな補助制度について

国の平成19年度概算要求に新たに盛り込まれている「共聴施設整備事業」については、次の点に配慮した制度設計及び運用を図ること。

- (1) すべての共聴のデジタル化は、施設地域の状況により多様な対応が想定されるため、補助対象事業は、施設の更新大規模な改修のほかギャップフィラーなど新たに整備が必要な施設も含め、できるだけ幅広いものとする。
- (2) デジタル放送への完全移行を主導してきた国には放送エリア外における受信確保に関して大きな責任があること及びすべての共聴のデジタル化は短期間での完了が迫られていること等を踏まえ、住民の負担は、地上デジタル放送を直接受信できる住民の負担に比べて過重とならないようにするとともに、地方自治体の負担は求めないこと。
- (3) すべての共聴施設のデジタル化について、放送法に基づき全国にあまねく受信できるよう措置することが義務づけられているNHKの責任範囲を早急に明らかにしたうえで、いわゆるNHK共聴とそれ以外の共聴施設の間に住民の負担格差が生じないようにすること。

2 アナログ放送時の電波エリア100パーセントカバーについて

アナログ放送時に直接電波で受信できるエリアは2011年のデジタル放送への完全移行後も同様の受信環境となることが原則であるが、やむを得ない事情により直接受信ができない地域が発生する場合には、補完的な方法により受信確保を確実に図るため、早急に次の事項に取り組むこと。

- (1) 対象地域における受信確保対策は、放送事業者の責任と負担において実施することを明確にし、ローカル局など関係者に周知徹底を図ること。
- (2) 国は、NHKと民放の役割分担など、受信確保のための具体的なルールを遅くとも平成19年3月までに示すとともに、その確実な実行が図られるよう、放送事業者に対して必要な指導支援を行うこと。

3 すべての共聴施設の計画的、効率的なデジタル化の推進について

すべての共聴施設の計画的、効率的なデジタル化のため、国及び放送事業者は必要な情報を早急に提供するとともに、アナログ周波数変更対策における対応も踏まえ、次のような機能を果たす実施体制を早期に整備すること。

- (1) 各地域における整備に向けて、実態調査、手段・手法の検討、経費負担等の具体的な検討などを行うこと。
- (2) 機器、資材の共同調達工事の共同施工
- (3) 共聴施設整備に関連する届出・申請など行政手続の支援
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

内閣総理大臣殿
総務大臣殿

----- . . . -----

意見書案第2号

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年12月19日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	有田都子
〃	〃	菱田征夫
〃	〃	山本幸雄

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書

高知県内の医師不足は深刻であり、その解決は緊急を要する。

これは高知県特有の事情にもよるが、わが国の医師養成制度の不十分さ、医師の労働加重などの要因に加え、平成16年度に新医師研修制度が開始されて以降、大学医局の医師不足による医師引き上げが大きな要因になっている。

これまで地方の中小の自治体立病院は大学医局による医師派遣により医師の大半を確保してきた。ところが、新制度の下、研修医の自由意志により研修先を選択することになり、都会志向、大病院志向が大きく広がり、地方の大学医局に研修医がこれまでのように残らなくなった。さらに、同時に行われた国立大学の独立行政法人化が、大学を採算重視に向かわせ、中堅医師の引き上げに拍車がかかることになった。

このような状況を改善するためには、人口10万人当たりの医師数がOECD加盟国中28番目という不十分な医師養成制度を抜本的に改めることが求められる。

また、県として地域医療を守る観点で緊急避難的措置を含むあらゆる手立てを講じることが求められている。

については、下記事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 高知大学と県立病院、自治体立病院、公的医療機関が協力し、初期研修、後期研修の魅力あるプログラムを確立すること。
- 2 県独自の奨学金制度の確立と高知大学医学部への地元卒の確保をすすめること。
- 3 県による（市町村立病院分も含めた）医師の一括採用、医師のライフステージに応じた生涯研修制度の確立、働きやすい・働き続けられる労働環境の整備を通じて、統一的な医師確保のシステムを確立すること。
- 4 県として医師の緊急派遣システムを確立すること。
（1）各自治体立病院の要望に基づき、県・自治体立病院はもとより国立病院機構、公的医療

機関の協力も得て（現在枠での融通による、短期、非常勤も含む）緊急の医師派遣を行うこと。

- (2) 未就労の女性医師・定年退職医師の状況把握と就労意向等のアンケート調査を行い、就労可能な労働環境等を整えることを通じて、医師の登録・派遣を行うこと。
- 5 医師不足対策を検討する地域対策協議会に住民、患者、自治体、病院関係者、病院労働者を参加させること。
- 6 新医師研修制度と大学による医師の引き揚げとの関連を明らかにし、必要な制度の見直しを行うよう国に要望すること。
- 7 高知大学医学部の定員増、自治医科大学の定員増を含む医師養成の大幅増を行うよう国に要望すること。
- 8 自治体立病院が地域医療の中核的役割を担うために必要な施策と、財政措置を行なうよう国に要請すること。

平成18年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

高知県知事殿

----- . . . -----

意見書案第3号

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年12月19日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	浅木 敏
〃	〃	有田都子
〃	〃	菱田征夫
〃	〃	山本幸雄

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿

説明 口頭

医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書

高知県内の医師不足は深刻であり、その解決は緊急を要する。

これは高知県特有の事情にもよるが、わが国の医師養成制度の不十分さ、医師の労働加重などの要因に加え、平成16年度に新医師研修制度が開始されて以降、大学医局の医師不足による医師引き揚げが大きな要因になっている。

これまで地方の中小の自治体立病院は大学医局による医師派遣により医師の大半を確保して

きた。ところが、新制度の下、研修医の自由意志により研修先を選択することになり、都会志向、大病院志向が大きく広がり、地方の大学医局に研修医がこれまでのように残らなくなった。さらに、同時に行われた国立大学の独立行政法人化が、大学を採算重視に向かわせ、中堅医師の引き揚げに拍車がかかることになった。

このような状況を改善するためには、人口10万人当たりの医師数がOECD加盟国中28番目という不十分な医師養成制度を抜本的に改めることが求められる。

については、下記事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

記

- 1 新医師研修制度と大学による医師の引き揚げとの関連を明らかにし、必要な制度の見直しを行うこと。
- 2 高知大学医学部の定員増、自治医科大学の定員増を含む医師養成の大幅増を行なうこと。
- 3 自治体立病院が地域医療の中核的役割を担うために必要な施策と、財政措置を行なうこと。

平成18年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村 佳 忠

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

----- . . . -----

意見書案第4号

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年12月19日

提出者	宿毛市議会議員	濱田陸紀
賛成者	宿毛市議会議員	菊地 徹
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	沖本年男
〃	〃	西村六男
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 岡村 佳 忠 殿

説明 口頭

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書

今日の森林・林業や木材関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にある。

また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々増加し、森林の持つ多面的機能の発揮が一層期待されている。更に地球温暖化防止の枠組みとなる京都議定書が、昨年2月発効したことに伴い、国際公約となった温室効果ガス6パーセント削減を履行するための、森林吸収量3.9パーセント確保対策の着実な実行も急務となっている。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれている。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である、①多様で健全な森林への誘導、②国土保全等の推進、③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされた。

よって、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等の推進に向け、下記の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。
- 2 国産材利用・安定供給対策並びに地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を越えた計画の推進を図ること。
- 3 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。
- 4 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。
- 5 地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
- 6 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に、国有林野事業特別会計改革にあたっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
外務大臣殿
財務大臣殿

農 林 水 産 大 臣 殿
環 境 大 臣 殿
林 野 庁 長 官 殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第5号

一般国道56号中村宿毛道路の整備促進を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成18年12月19日

提出者	宿毛市議会議員	佐田忠孝
賛成者	宿毛市議会議員	菊地 徹
	〃	〃
	〃	中平富宏
	〃	〃
	〃	寺田公一
	〃	〃
	〃	沖本年男
	〃	〃
	〃	西郷典生
	〃	〃
	〃	山本幸雄
	〃	〃
	〃	中川 貢

宿毛市議会議長 岡 村 佳 忠 殿

説明 口頭

一般国道56号中村宿毛道路の整備促進を求める意見書

本市が位置する四国西南地域は各種交通インフラの整備が遅れており、空港からの時間距離が全国で最も遠い地域の一つである。

また、一般国道56号平田・宿毛間は洪水時には道路冠水等により交通が遮断される区間があり、生産物の輸送や、救急医療、台風、地震等の防災対策上、大きな支障となっている。

そのような中、昭和54年に工事着手された一般国道56号中村宿毛道路の整備は県都や中央の大都市への移動時間の短縮や地域の産業・経済の振興、また、災害時における救急医療、緊急輸送、ライフラインの確保のためにも、ぜひとも実現しなければならない重要課題である。

現在、全延長23.2キロメートルのうち、間インターより平田インター間7キロメートルが平成14年9月に供用開始され、平田インターから宿毛インター間についても平成21年度供用開始目標で進められてきた。しかしながら一部で用地買収が行われているものの、工事には未着手であり、現在の進捗状況では供用開始が大幅に遅れることが予想されている。

一般国道56号中村宿毛道路の整備促進は、交通の円滑化と安全性確保とともに、活力に満ちた地域づくりを行うためにも、緊急に対応しなければならない重要な課題であり、平田インターから宿毛インター間（21工区）の早期完成を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月19日

高知県宿毛市議会議長 岡村佳忠

内閣総理大臣殿
国土交通大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

平成18年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	10番 沖本年男君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 介護保険制度の取り組みについて</p> <p>ア 地域包括支援センターの運営について</p> <p>イ 虐待等の権利擁護について</p> <p>(2) 障害者自立支援法について</p> <p>ア 県の負担金補助制度について</p> <p>イ 障害者の作業所等に対する市の対応について</p> <p>ウ 成年後見制度について</p> <p>(3) 横瀬川ダム設計変更について</p> <p>ア ゲート方式に変更したことの公表について</p> <p>(4) 宿毛湾港と林業活性化について</p>
2	5番 菊地 徹君	<p>1 教育行政について（教育次長）</p> <p>(1) 小学校における英語教育について</p> <p>2 ホテルの里づくりについて（市長）</p> <p>3 南海地震対策について（市長）</p>
3	16番 中川 貢君	<p>1 地上デジタル放送に対する行政支援について（市長）</p> <p>2 公共施設へのAED（自動体外式除細動器）設置について（市長）</p>
4	1番 浅木 敏君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 少子化対策について</p> <p>(2) 森林の整備について</p> <p>(3) 後期高齢者医療制度について</p>
5	6番 寺田公一君	<p>1 農業振興について（市長）</p> <p>(1) 農地、水、環境保全向上対策への対応について</p> <p>2 教育行政について（教育次長）</p> <p>(1) 放課後子ども対策への対応について</p>
6	14番 田中徳武君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 市民と協働の行政について</p> <p>(2) 「有機の里」構想他の取り組みについて</p> <p>(3) 池島国土調査について</p>

平成18年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成18年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	平成17年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 3号	平成17年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 4号	平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 5号	平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 6号	平成17年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 7号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 8号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第 9号	平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第10号	平成17年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第11号	平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第12号	平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第13号	平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 6日	認 定
第14号	平成17年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 6日	認 定

議 案（平成18年第4回定例会提出）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1号	専決処分した事件の承認について	12月19日	承 認
第 2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	12月19日	同 意
第 3号	人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて	12月19日	同 意
第 4号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	12月19日	同 意
第 5号	宿毛市名誉市民の選定につき同意を求めることについて	12月19日	同 意
第 6号	平成18年度宿毛市一般会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 7号	平成18年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 8号	平成18年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第 9号	平成18年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第10号	平成18年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第11号	平成18年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第12号	平成18年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第13号	平成18年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月19日	原案可決
第14号	平成18年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月19日	原案可決
第15号	宿毛市政策審議会条例の制定について	12月19日	原案可決
第16号	宿毛市教育審議会条例の制定について	12月19日	原案可決
第17号	宿毛市社会教育審議会条例の制定について	12月19日	原案可決
第18号	宿毛市施設運営審議会条例の制定について	12月19日	原案可決
第19号	宿毛市公営事業審議会条例の制定について	12月19日	原案可決

第20号	宿毛市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	12月19日	原案可決
第21号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	12月19日	原案可決
第22号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	12月19日	原案可決
第23号	宿毛市都市公園条例の一部を改正する条例について	12月19日	原案可決
第24号	宿毛市立学校給食センター設置条例等の一部を改正する条例について	12月19日	原案可決
第25号	宿毛市振興計画審議会条例等を廃止する条例について	12月19日	原案可決
第26号	高知県後期高齢者医療広域連合の設立について	12月19日	原案可決
第27号	高知縣市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第28号	幡多広域市町村圏事務組合格約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第29号	高知県宿毛市愛媛県南宇和郡愛南町篠山小中学校組合格約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第30号	こうち人づくり広域連合格約の一部を改正する規約について	12月19日	原案可決
第31号	指定管理者の指定について	12月19日	原案可決
第32号	あらたに生じた土地の確認について	12月19日	原案可決
第33号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	12月19日	原案可決
第34号	財産の処分について	12月19日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第48号	市道貝塚線及び貝塚団地1号線の排水溝の整備について	12月19日	採 択
第49号	四季の丘と貝塚地区を結ぶ防災道路の整備について	12月19日	継続審査
第50号	貝塚団地4号線の排水路起点の改修について	12月19日	継続審査
第51号	貝塚史跡隣接道路の拡幅について	12月19日	継続審査
第52号	東貝塚横農道の舗装について	12月19日	採 択
第53号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	12月19日	採 択
第54号	医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書の提出について	12月19日	採 択